

平成 22 年 度

監 査 報 告

定 期 監 査 等 結 果 報 告

平成23年 3 月18日

横 浜 市 監 査 委 員

目 次

監査報告にあたって	1
提言一覧	4
第1 監査の概要	8
1 監査の対象及び範囲	
2 監査の期間	
3 監査の方法	
第2 監査の結果等	15
1 債権管理総論	16
提言 1-1 滞納初期段階での取組強化	18
提言 1-2 回収可能性の見極めの推進	19
提言 1-3 効率的な債権回収体制等の整備	20
提言 1-4 私債権管理の着実な推進	21
2 債権管理各論	22
提言 2-1 【国民健康保険料】早期滞納対策の強化	22
提言 2-2 【国民健康保険料】財産調査の拡大及び 滞納整理方針確定の仕組み作り	24
<code>コラム</code> 視点をかえて、もう一步「分かりやすい市民案内の工夫を」	33
提言 2-3 【保育料】早期滞納対策の強化	34
<code>コラム</code> 視点をかえて、もう一步「民間企業の債権管理を参考に」	48
指摘事項	49
意見	51
3 市民利用施設等の管理・運営	52
提言 3-1 施設状態の把握及び確認体制の確立	54
提言 3-2 施設の日常維持管理の重要性	54
提言 3-3 施設管理能力の向上及び施設所管課への支援	56
指摘事項	58
提言 3-4 稼働率の向上	61
意見	63
提言 3-5 多様な支払方法の検討	64
その他指摘事項等	66

4	事務全般	67
	提言 4 適正な経理事務に向けた実践的な研修の実施	68
	指摘事項（契約事務）	70
	意見（ 〃 ）	71
	指摘事項（検査事務）	73
	意見（ 〃 ）	74
	指摘事項（現金等管理事務）	76
	その他指摘事項等	79
	\square コラム 視点をかえて、もう一步「おもてなしの心で、身近な申請事務の総点検を」	79
5	工事	81
	提言 5-1 設計・積算業務の確認体制強化と技術力の伝承	82
	指摘事項	83
	提言 5-2 工事安全に関する基準の遵守と理解	85
	指摘事項	86
	その他指摘事項等	87
6	財政援助団体等	92
	提言 6-1 金銭管理に関するリスク対応	92
	指摘事項	93
	意見	95
	提言 6-2 財務事務に関する確認体制の確立	97
	指摘事項	98
	提言 6-3 協約の達成状況	103
	その他指摘事項等	107

監査報告第3号

平成23年3月18日

横浜市長 林 文子 様

横浜市監査委員	川 内 克 忠
同	山 口 俊 明
同	尾 立 孝 司
同	川 辺 芳 男
同	和 田 卓 生

平成22年度定期監査等結果報告

地方自治法第199条の規定に基づき監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

監査報告にあたって

1 基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、想定をはるかに超える地震規模となり、被災の全貌は未だ正確に把握できない状態です。亡くなられた方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被害を受けられた方々にお見舞いを申し上げます。

地震は、横浜をはじめとした首都圏の市民生活に対し、直接の被害に加えて電力供給など幅広く深刻な影響を及ぼしています。しかしこのような時だからこそ、私たちはこうした困難を共有し、勇気をもって課題を直視し立ち向かい、これを一つひとつ克服していかなければなりません。

こうした現実を含め、我が国の社会経済情勢は、楽観を許さない状況にあります。この厳しさのなかで、市民生活を直接支える自治体運営への期待は益々高まっており、これに伴い、監査委員の監査はかつてないほど重要性が増しています。

平成22年度の定期監査に当たり、横浜市監査委員はこのような現状認識のもと、本市の市長部局をはじめとする執行機関が執り行う施策・事務事業について、厳正に監査を行いました。

2 今回の定期監査の特徴

監査に当たっては、適法性と正確性はもとより、経済性、効率性、有効性などの視点も含めて、実施することとしました。

さらに、監査が単に課題の指摘にとどまることなく、市政の一層の信頼性向上に資するものとなるよう、横浜市監査委員として独自の工夫を行いました。

(1) 効果的な監査を行うための、監査手法の柔軟な組み合わせ **横浜市独自**

地方自治法では、監査委員による自治体に対する監査手法について、以下のように対象を分け、明確に規定しています。(地方自治法第199条)

- ①「定期監査」⇒ 主に、市の執行機関の「財務事務」を対象(第199条第1項)
- ②「行政監査」⇒ 主に、市の執行機関の「事務の執行」を対象(同条第2項)
- ③「財政援助団体等監査」⇒ 主に、団体の「出納事務」を対象(同条第7項)

一方、市民生活を最前線で支える基礎自治体である本市の実務を見てみると、上記の分類に従って事務を分割して監査することは、必ずしも常に有効とは限

りません。つまり本市の執行機関では、きめ細かく市民ニーズに対応しつつ、効率的・効果的に施策・事務事業を展開していくために、財務事務とその他の事務を一体的に執行しており、さらに実施主体も区、局、事業実施団体（施設運営の場合は、指定管理者）などが密接に連携し役割分担しているのが現実だからです。

そこで今回は、施策・事務事業の内容や性格に応じて、監査手法を単独で、または複数組み合わせるなど、柔軟に対応して執り行いました。これにより、課題を総合的に俯瞰し把握できることとなり、事務と事務の隙間に隠れていた課題をも明確に捉えることが可能となりました。

(2) 抜本的改善につなげるための「提言」の表明 **横浜市独自**

監査の基本的な役割は、執行機関の事務事業をつぶさに確認し、適法性と正確性にかかる課題を指摘することにあります。また、執行機関はこれを受けて、課題の解決に真摯に取り組むことが求められています。この点の重要性については論を待たないところであり、本市においても従来これを監査の中核として位置付けています。

一方で、一度指摘をしてもこの経験が執行機関において活かされず、類似の課題が繰り返して生じています。そこで、個々の課題を指摘する基本的な取組に加えて、将来にわたって類似の横断的な課題の発生を未然に防止できるよう、制度変更も含めた抜本的な課題改善の方向性を示した提案を、監査委員からの「提言」として示しました。

(3) 現場を重視した、きめ細かい訪問調査 **横浜市独自**

一般的に監査は、記録・書類の審査が中心となります。しかし、今回はこれにとどまらず、監査委員自らがサービス提供現場や事務執行部署の実態調査を行い、さらには組織責任者から施策・事務事業の現状、課題、市民ニーズ、将来の方向性なども含めて意見聴取を重ねました。

こうした訪問調査は、書類だけでは分からない実態把握のために必須のものですが、サービス提供現場を直接確認したことにより、市民の視点に立った課題抽出の面においても役立ちました。

加えて前述のとおり、実施主体が密接に連携し分担している本市行政においては、組織間に隠れた課題の把握においても、特に有効なものとなりました。

(4) 3区、22局、3事業本部、4出資団体を対象に監査

本年度の監査に当たっては、22の全局と3の全事業本部について、項目を定

め、対象業務を監査しました。区については18区のうち、西区、保土ヶ谷区、泉区の3区を対象としました。

このなかで、特に経理事務と工事については、対象区・局・事業本部全てにおいて実施しました。これは近年、全国的に課題となっている経理事務の適正性の確認を徹底しようとしたものです。

また、出資団体については4団体を対象とし、これらの団体が指定管理する市民利用施設も併せて監査しました。

3 より一層の「共感と信頼」のある市政の実現に向けて

以上のとおり、今年度の定期監査は、これまでの一般的な手法にとらわれず、本市の施策・事務事業や組織の実態を踏まえ、より適切かつ効果的に課題を抽出するために様々な独自の工夫を重ね、横浜市監査委員独自の監査として執り行いました。

課題を発見した場合については、改善措置を要する「指摘」を付していますが、それだけにとどまらず、所管部署が迅速に改善を実施した場合には、その内容を「対象所属が行った改善内容」として明記し、速やかな改善への対応を促しました。

また、先進的な取組を行った部署があった場合は、その内容を「評価できる取組」として紹介したところです。これは、類似業務を担う他部署への波及拡大を期待したものです。

これらはいずれも、今回の定期監査で把握した課題について、個別限定的な対処に終わることのないよう、そして今回の課題への対処が市政の信頼性向上の契機のひとつとなるよう、監査委員の願いを込めて取りまとめた結果です。

市民の皆様におかれましては、この監査報告が、市の施策・事務事業の現状と課題、さらには改善の方向性に関する監査委員の考え方について、理解を深めていただく一助となりましたら幸いです。

執行機関においては、現状の課題を確実に振り返り、他部署の事例も他山の石として十分に参考にしながら、区局長など責任者が中心となって各所管業務の自己点検に努めていただきたいと思います。特に平成23年度からは、総務局と財政局が連携し、自己点検を進める体制が強化されるとのことです。これを契機として、全区局が「内部統制」の視点に基づく自己点検に一層邁進されることを強く期待します。

提 言 一 覧

テーマ	監査委員からの提言	提言の概要
<p style="text-align: center;">1 債権管理総論 (事務)</p>	<p>提言1-1 滞納初期段階での取組強化 (P18)</p>	<p>初期段階の取組強化により、滞納の高額化・長期化を防止し、滞納の新規発生を着実に減少させることで、収入未済額縮減につなげる必要がある。</p>
	<p>提言1-2 回収可能性の見極めの推進 (P19)</p>	<p>滞納案件数が多い状況では、費用対効果を考慮した効率的な債権管理が有効。そのためには、滞納理由や資力状態など回収可能性の見極めを迅速に行う必要がある。</p>
	<p>提言1-3 効率的な債権回収体制等の整備 (P20)</p>	<p>平成23年度の財政局「税外債権回収担当」新設に合わせ、既存各所管部署においても管理手法の改善・業務知識の蓄積が必要。また、外部委託の活用や職員の役割見直しなど、現行体制内での工夫が必要。</p>
	<p>提言1-4 私債権管理の着実な推進 (P21)</p>	<p>平成21年末の私債権条例施行により、債権管理の手順などが定められた。しかし案件数が膨大な債権もあり、必要な対応がなされているとは言い難い。基本的な取組から着実に推進することが必要。</p>
<p style="text-align: center;">2 債権管理各論 (事務)</p>	<p>提言2-1 【国民健康保険料】早期滞納対策の強化 (P22)</p>	<p>電話催告など、滞納の新規発生の抑制のための取組が重要である。 回収困難案件が区から財政局「税外債権回収担当」へ移管される機をとらえ、区と健康福祉局は新たな対応が必要。</p>
	<p>提言2-2 【国民健康保険料】財産調査の拡大及び滞納整理方針確定の仕組み作り (P24)</p>	<p>財産調査の推進に向け、健康福祉局は具体的な取組の進め方を策定し、区に示すべき。また区においては、滞納個別案件の整理方針を組織的に判断できる仕組み作りが必要。</p>
	<p>提言2-3 【保育料】早期滞納対策の強化 (P34)</p>	<p>滞納の早期解消と未然防止が特に重要となるため、高額滞納案件が財政局「税外債権回収担当」へ移管される機をとらえ、こども青少年局は新たな重点取組の明確化が必要。</p>

テーマ	監査委員からの提言	提言の概要
<p style="text-align: center;">3</p> <p>市民利用施設等の管理・運営 (事務、工事、財政援助団体等)</p>	<p>提言3-1 施設状態の把握及び確認体制の確立 (P54)</p>	<p>施設所管課は、施設管理者（指定管理者など）と、常日頃から施設の状態把握など情報共有を図ることが重要。</p> <p>また、施設管理者から提出された点検結果報告等について、確実に確認する仕組み作りが必要。</p>
	<p>提言3-2 施設の日常維持管理の重要性 (P54)</p>	<p>施設は劣化初期段階の手当が重要であり、これにより長寿命化と保全費軽減が可能。</p>
	<p>提言3-3 施設管理能力の向上及び施設所管課への支援 (P56)</p>	<p>施設の維持保全のため、施設所管課では営繕担当部署が蓄積する知識・経験の習得など、人材育成が重要。</p> <p>さらに、建築局の技術的な支援を確実に活用する仕組み作りが必要。</p>
	<p>提言3-4 稼働率の向上 (P61)</p>	<p>施設の稼働率向上に向けて、利用者ニーズや利用状況を精査することが必要。</p> <p>複合施設等では、機能が類似する諸室の転用を含めた利活用について、適切な時期に検討を進めることも重要。</p>
	<p>提言3-5 多様な支払方法の検討 (P64)</p>	<p>利用者の利便性向上のため、費用対効果・他都市の事例なども考慮し多様な支払方法の検討が必要。</p>
<p style="text-align: center;">4</p> <p>事務全般</p>	<p>提言4 適正な経理事務に向けた実践的な研修の実施 (P68)</p>	<p>数は少ないものの、不適切な経理事務処理がまだ一部の部署で見受けられた。再発防止に向けて、職場研修など継続的な取組が不可欠。</p>
<p style="text-align: center;">5</p> <p>工事</p>	<p>提言5-1 設計・積算業務の確認体制強化と技術力の伝承 (P82)</p>	<p>正確な積算のために、工事内容に応じた確実な点検が必要。また、日常業務を通じた技術力伝承が必要。</p>
	<p>提言5-2 工事安全に関する基準の遵守と理解 (P85)</p>	<p>工事請負事業者に対し、安全に関する基準遵守の指導徹底が重要。</p> <p>そのため工事関係部署においては、諸基準等が改正された際などに趣旨・内容の正しい理解のための組織的な研修等が必要。</p>

テーマ	監査委員からの提言	提言の概要
<p style="text-align: center;">6 財政援助団体等</p>	<p>提言6-1 金銭管理に関する リスク対応 (P92)</p>	<p>日常業務について、団体においては、相互けん制の仕組みの確立が重要。 また、団体の所管区局ではリスク管理の観点から、団体の経理業務の実態把握とそれに基づく適切な指導・助言が必要。</p>
	<p>提言6-2 財務事務に関する 確認体制の確立 (P97)</p>	<p>関係法規に基づく適正な財務事務執行のため、団体においては、点検体制確立、職員育成などにより、一層の財務報告の信頼性確保が必要。 また、団体の所管区局では団体経理について定期的な検証・確認が必要。</p>
	<p>提言6-3 協約の達成状況 (P103)</p>	<p>横浜市と外郭団体が締結した「協約」について、団体の経営努力を適正に測れるものとする必要がある。 協約制度の所管課においては、団体の自主的・自立的な経営促進のため、団体所管局を適切に指導することが肝要。</p>

(参考)

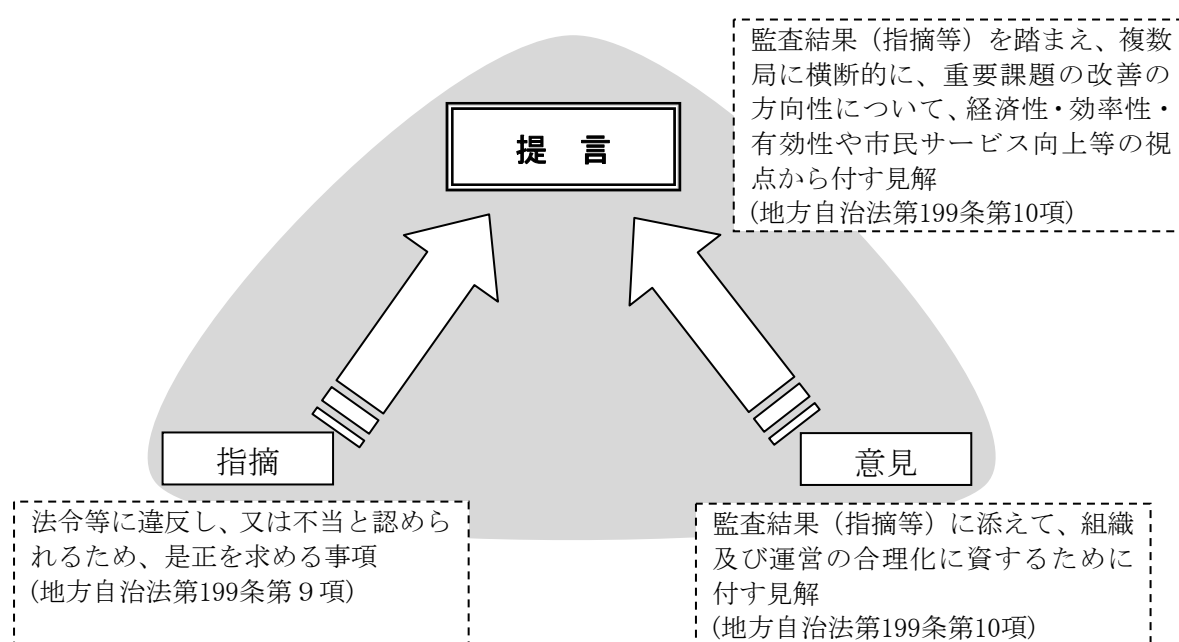
1 今回の監査における提言等の件数

提言	指摘事項	うち改善済み※	意見	合計
		(16件)		
18件	46件	(16件)	14件	78件

※ 「うち改善済み」は指摘事項全体が改善済みのもののみ集計

2 提言・指摘等の根拠と位置付け

今回の監査では、個々の事実に対して改善を求める「指摘」及び「意見」を踏まえ、複数の局に共通する重要課題について、経済性・効率性・有効性や市民サービス向上等の視点から改善の方向性を「提言」として監査委員の意見を付することとした。



【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

第 1 監査の概要

1 監査の対象及び範囲

区局及び事業本部について、主として平成21年4月1日から平成22年9月30日までに執行された財務に関する事務及び工事（設計・委託工事等を含む）を対象に監査を行った。区役所は事務等の共通性が高いことから、3区を対象とした。

また、本市が財政的援助を行う団体等について、主として平成21年4月1日から平成22年9月30日までに執行された出納その他の事務を対象に監査を行った。財政援助団体等を所管する区局についても、併せて監査を行った。

なお、監査は対象課を抽出し実施した。（表 1、表 2 及び表 3 を参照）

2 監査の期間

平成22年10月18日から平成23年3月4日まで

3 監査の方法

市政運営全体に関する重要課題として、「債権管理」、「市民利用施設等の管理・運営」を重点的に監査するとともに、区局・事業本部及び財政援助団体等の事業内容に合わせて、事務、事業、工事等が関係法規、規程及び予算等に基づき適正に執行されているか、また、効果的・効率的に執行されているかなどについて監査した。（表 4 を参照）

監査にあたっては、抽出により関係書類等を検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。（表 5 を参照）

また、「現場重視」の視点から、監査委員による実地監査として、市民対応の状況、帳票検査への立会い、工事現場の状況について直に確認するとともに、区局長等に対し組織の責任者としてのリスク管理の考え方や施策課題への対応等について、状況確認を行った。（表 6 を参照）

表1 区局及び事業本部に係る監査対象一覧

区局名等	課名等
西区	地域振興課、区会計室、こども家庭障害支援課、保険年金課、西土木事務所
保土ヶ谷区	地域協働課、区会計室、こども家庭支援課、保険年金課、保土ヶ谷土木事務所
泉区	地域振興課、区会計室、こども家庭障害支援課、保険年金課、泉土木事務所
APEC・創造都市事業本部	創造都市推進課、戦略的事業誘致課
共創推進事業本部	共創推進課
地球温暖化対策事業本部	地球温暖化対策課
都市経営局	政策課、公共施設政策課、国際政策課、東京事務所、大学調整課、基地対策課
総務局	総務課、法制課、財政課、税務課、財産管理課、財産調整課
市民局	人権課、男女共同参画推進課、市民活動支援課、広報課、地域施設課、窓口サービス課、スポーツ振興課
こども青少年局	青少年育成課、放課後児童育成課、保育所整備課、保育運営課、こども家庭課、障害児福祉保健課、向陽学園
健康福祉局	医療政策課、福祉保健課、地域支援課、保険年金課、医療援助課、障害福祉課、障害支援課、こころの健康相談センター、高齢健康福祉課、高齢在宅支援課、高齢施設課、介護保険課、保健事業課、環境施設課
環境創造局	経理課、技術監理課、みどりアップ推進課、農地保全課、環境活動支援センター、環境管理課、公園緑地管理課、管財課、北部公園緑地事務所、南部公園緑地事務所、管路保全課、水再生施設管理課、神奈川水再生センター、港北水再生センター、北部下水道センター、水再生施設整備課、設備課、公園緑地整備課、管路整備課、下水道建設事務所
資源循環局	総務課、3R推進課、業務課、神奈川事務所、中事務所、磯子事務所、泉事務所、産業廃棄物対策課、施設課、処分地管理課、鶴見工場、旭工場、金沢工場
経済観光局	新産業振興課、ものづくり支援課、消費経済課、雇用労働課、コンベンション振興課
建築局	住宅計画課、住宅整備課、違反對策課、建築道路課、営繕企画課、保全推進課、施設整備課、電気設備課、機械設備課
都市整備局	都市交通課、都市再生推進課、みなとみらい21推進課、地域まちづくり課、市街地整備調整課、市街地整備推進課、金沢八景駅東口開発事務所、戸塚駅周辺開発事務所（再開発課、区画整理課）
道路局	企画課、管理課、施設課、道路調査課、建設課、橋梁課、事業調整課、河川管理課、河川計画課、河川事業課

港湾局	経理課、港湾経営課、資産活用課、北部管理課、維持課、企画調整課、建設課、施設課、港湾整備事務所
消防局	総務課、予防課、計画課、南消防署、保土ヶ谷消防署、金沢消防署
水道局	資産活用課、横浜の水プロモーション課、料金課、西・保土ヶ谷地域サービスセンター、給水課、北部工事課、西部工事担当、南部工事課、中部工事担当、北部給水維持課、西部給水維持課、設備課、西谷浄水場、川井浄水場、小雀浄水場、技術監理課、建設課、工業用水課
交通局	高速鉄道本部（営業課）、自動車本部（運輸課、保土ヶ谷営業所）、施設課、車両課、建築課、電気課、新羽保守管理所、建設改良室
病院経営局	市民病院（運営調整課）、脳血管医療センター（管理課、医事課、連携相談課）
会計室	審査課、出納課
教育委員会事務局	教育施設課、指導企画課、高校教育課、横浜サイエンスフロンティア高等学校
選挙管理委員会事務局	選挙課
人事委員会事務局	調査課、任用課
監査事務局	監査課
議会局	総務課、議事課、政策調査課

表2 出資団体・財政援助団体に係る監査対象一覧

団体名	所管局	出資比率及び出資額
財団法人横浜市体育協会	市民局	出資比率 61.7% 出資額 75 百万円
財団法人横浜市男女共同参画推進協会	市民局	出資比率 100% 出資額 30 百万円
財団法人木原記念横浜生命科学振興財団	経済観光局	出資比率 61.7% 出資額 500 百万円
横浜新都市交通株式会社	道路局	出資比率 51.3% 出資額 3,900 百万円

※ 出資比率及び出資額は平成22年7月現在の数値

表3 公の施設の管理団体（指定管理者）に係る監査対象一覧

団体名	対象とする公の施設	所管区局	指定管理料
財団法人横浜市体育協会	横浜市西スポーツセンター 横浜市保土ヶ谷スポーツセンター 横浜市スポーツ医科学センター	西区 保土ヶ谷区 健康福祉局	98 百万円 32 百万円 293 百万円
財団法人横浜市男女共同参画推進協会	男女共同参画センター横浜 男女共同参画センター横浜南 男女共同参画センター横浜北	市民局	271 百万円 101 百万円 183 百万円

※ 指定管理料は平成21年度決算額

表4 区局及び事業本部に係る監査実施状況

区局名等	重点的な監査		基礎的な監査		
	債権管理	施設の管理・運営	事務全般	工事	財政援助団体等
西区	○	○	○	○	○
保土ヶ谷区	○	○	○	○	○
泉区	○	○	○	○	
APEC・創造都市事業本部			○		
共創推進事業本部		○	○		
地球温暖化対策事業本部			○		
都市経営局	○	○	○		
総務局	○		○		
市民局	○	○	○		○
こども青少年局	○		○		
健康福祉局	○		○		○
環境創造局	○		○	○	
資源循環局	○		○	○	
経済観光局	○		○		○
建築局	○	○	○	○	
都市整備局	○		○	○	
道路局	○		○	○	○
港湾局	○		○	○	
消防局	○		○		
会計室			○		
水道局			○	○	
交通局			○	○	
病院経営局	○		○		
教育委員会事務局	○		○		
選挙管理委員会事務局			○		
人事委員会事務局			○		
監査事務局			○		
議会局			○		

※ 表1の監査対象課について、各事業内容に応じて監査を実施した。

表5 監査における抽出状況

事務全般	件数	監査対象所属数
監査対象事務	9,537件	28区局・事業本部 83課
抽出事務	1,565件	
抽出率	16.4%	

工事	件数	工事金額（契約）
監査対象工事	8,320件	3,970億 5,537万円
抽出工事	869件	826億 6,299万円
抽出率	10.4%	20.8%

表6 監査委員による実地監査

実施日	対象区局等	主な内容	担当監査委員
平成22年 12月7日	(財)横浜市体育協会	・施設の管理運営について (財政援助団体等) 〈横浜市西スポーツセンター〉	川内委員 尾立委員 和田委員
	健康福祉局	・債権管理について 〈国民健康保険料ほか〉	山口委員 川辺委員
平成22年 12月20日	(財)横浜市男女共同参画推進協会	・施設の管理運営について (財政援助団体等) 〈男女共同参画センター横浜北〉	川内委員 尾立委員
	都市整備局	・工事の状況について 〈東海道本線戸塚駅付近こ道橋新設工事〉	川内委員 尾立委員
平成22年 12月22日	保土ヶ谷区 泉区	・債権管理について 〈国民健康保険料ほか〉	川内委員 山口委員 和田委員
平成23年 1月21日	西区	・債権管理について 〈国民健康保険料ほか〉 ・施設の管理運営について 〈ストックマネージャー制度ほか〉	山口委員 川辺委員
	市民局	・施設の管理運営について 〈施設の保全・活用ほか〉 ・財務事務について 〈契約事務の適正化ほか〉	川内委員 尾立委員 和田委員

<平成22年12月7日 健康福祉局>



国民健康保険料の滞納整理支援システムについて確認する監査委員

<平成22年12月7日 横浜市西スポーツセンター（(財)横浜市体育協会）>



施設の利用状況等について確認する監査委員

<平成22年12月20日 男女共同参画センター横浜北（(財)横浜市男女共同参画推進協会）>



施設の利用状況等について確認する監査委員

<平成22年12月20日 東海道本線戸塚駅付近こ道橋新設工事（都市整備局）>



都市計画道路柏尾戸塚線のJ R東海道線地下通過部の工事状況について確認する監査委員

<平成22年12月22日 保土ヶ谷区>



国民健康保険料の滞納整理状況等について意見聴取する監査委員

第2 監査の結果等

事務、工事、財政援助団体等に関する事務について、次に述べる事項については、改善、検討の必要があると認められたので、適切な措置を講じられたい。また、区局・事業本部及び財政援助団体等においては、自己点検を積極的に行い、事務改善を推進されたい。

なお、監査後に区局等が既に改善を行ったものについては、その内容を記載するとともに、評価できる取組については、その内容を取り上げて紹介した。

また、市民の皆様に対するおもてなしをさらに向上させるため、監査委員からのヒントとしてコラムを掲載した。

1 債権管理総論

[債権管理の取組強化の必要性]

厳しい財政状況の中で、本市の収入未済額は減少傾向にあるものの、依然として多額（平成21年度収入未済額：約 537億円）となっており、歳入確保にとどまらず、市民間の負担公平性確保の観点からも債権回収の取組が急務となっている。

[対象債権選定の考え方]

そこで、今回の定期監査では、収入未済額が多額となっている債権のうち、国民健康保険料など一層の取組強化が必要と考えられる以下の4債権を中心に、債権の管理状況を確認した。

監査対象債権の収入未済額（平成21年度決算）

（単位：百万円）

債権名	所管局	収入未済額
国民健康保険料	健康福祉局	28,166
介護保険料	健康福祉局	1,537
保育料（保育所費負担金）	こども青少年局	918
母子寡婦福祉資金貸付金	こども青少年局	1,685

このほかにも、収入未済のある公債権について、抽出により管理状況を確認した。

また、平成21年度に「横浜市の私債権の管理に関する条例」*が制定されたことを踏まえて、その他私債権の管理状況を抽出により確認した。

※ 「横浜市の私債権の管理に関する条例」

私債権とは、契約、不法行為、事務管理、不当利得といった私法上の原因に基づいて発生する債権をいう。従来、私債権は、市税などの強制徴収公債権と異なり、債権台帳の整備、債権放棄の基準などの債権管理の手法が統一されていなかったが、この条例の制定により一連の管理手法が明確になった。

今回監査対象とした4債権の時効期間

債権名	時効期間
国民健康保険料	2年
介護保険料	2年
保育料	5年
母子寡婦福祉資金貸付金	10年

公債権及び私債権

債権の区分	定義	差押等	債権の例
(1) 強制徴収公債権	公法上の原因に基づいて発生する債権で、地方税の滞納処分の例により強制徴収できる債権	裁判上の強制執行の手続によらず、徴収権者（市長、区長等）が自力で執行できる。	<ul style="list-style-type: none"> ・市税 ・国民健康保険料 ・介護保険料 ・保育料
(2) 非強制徴収公債権	公法上の原因に基づいて発生する債権で、地方税の滞納処分の例により強制徴収できない債権	裁判上の強制執行等の手続きによる。	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費負担金返納金 ・児童扶養手当返納金
(3) 私債権	私法上の原因に基づいて発生する債権で、公法上の債権以外の債権		<ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金貸付金 ・市営住宅使用料 ・世帯更生資金貸付金

[監査の視点]

債権管理業務の適正性や公平性に加え、有効性、効率性に着目して、滞納初期段階の取組、債権回収可能性の見極め、債権回収体制の状況を中心に監査を実施した。

その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

提言 1-1 滞納初期段階での取組強化

長期化した滞納債権は回収が困難となる傾向があるため、初期段階での取組が重要である。初期段階では電話納付案内など簡便な手法でも回収効果が期待でき、滞納の高額化・長期化の防止にもつながる。

滞納初期段階での取組強化を図り、新規発生滞納額を着実に減少させ、将来にわたっての収入未済額縮減につなげることが必要である。

対象債権：国民健康保険料、介護保険料、保育料、母子寡婦福祉資金貸付金 など

提言の背景**(1) 新規発生滞納額と滞納解消額の状況**

今回の監査対象とした4債権では、新規発生滞納額が過年度分回収額を上回っている。

債権の発生・回収状況（平成21年度決算）

（単位：百万円）

債権名	新規発生債権額（調定額）			過年度分 回収額 d [※]	差引額 e=c-d
	a	うち回収額 b	未回収額 c=a-b		
国民健康保険料	87,325	76,284	11,041	4,828	6,213
介護保険料	39,745	39,099	646	118	528
保育料	11,031	10,768	263	140	123
母子寡婦福祉資金貸付金	748	557	191	53	138

※ 滞納繰越分のうち平成21年度に回収した額

(2) 滞納初期段階での取組状況

滞納初期段階での取組は、文書による督促や催告が主なものとなっている。

ただし、国民健康保険料においては、国民健康保険料地区担当員[※]（以下「地区担当員」という。）による訪問催告・徴収も行っている。

※ 国民健康保険料地区担当員

国民健康保険の未納保険料及び延滞金の訪問徴収等を行う非常勤嘱託員

(3) 電話納付案内

一部の債権において、外部委託の手法による電話納付案内を実施している。

外部委託による電話納付案内の実施状況（平成22年度）

対象債権	保育料、介護保険料、国民健康保険料（2区）、 母子寡婦福祉資金貸付金、ほか
件数（概算）	65,000 件

提言 1-2 回収可能性の見極めの推進

滞納案件数が多く対応が困難な現状においては、費用対効果を考慮した効率的な債権管理が有効である。そのためにはまず、滞納理由や資力状態を踏まえた回収可能性の見極めを迅速に行い、資力がありながら納付しない人には財産の差押や換価処分の措置を、また、支払困難な人には適正な緩和措置を講じて、解決につなげるべきである。

この取組を高額案件などから優先順位を設けて順次積み重ね、対応案件の拡大につなげていくことが必要である。

対象債権：国民健康保険料、介護保険料、保育料、母子寡婦福祉資金貸付金 など

提言の背景**(1) 滞納者数等の状況**

多数の滞納案件を抱える債権においては、全ての案件への綿密な対応は難しい。

4債権の滞納者（世帯）数及び滞納額（平成 21 年度決算）

債権名	滞納者（世帯）数	滞納額
国民健康保険料	約 11万世帯 ※	約 281億 7,000万円
介護保険料	約 2万 2,000人	約 15億 4,000万円
保育料	約 4,000人	約 9億 2,000万円
母子寡婦福祉資金貸付金	約 8,000人	約 16億 8,000万円

※ 国民健康保険料は、世帯主に納付義務がある。

(2) 滞納長期化の傾向

電話による接触や面談まで実施していても、その先の財産調査やそれを踏まえた回収可能性の見極めがなされず、長期化する傾向が見られる。

提言 1-3 効率的な債権回収体制等の整備

厳しい社会経済状況により滞納発生の可能性が高まっており、現場においてもそれに対応した取組が必要となっている。平成23年度には、財政局主税部税務課に設置予定の税外債権回収担当による高額・困難案件等の整理促進が期待されるが、各債権所管部署においては、新たな対象案件に効果的に対応するため、管理手法の改善やこれまで以上の業務知識の蓄積などが必要である。

また、外部委託の活用や職員の業務分担の見直しなど、現行体制内での工夫も必要である。

対象債権：国民健康保険料、介護保険料、保育料

提言の背景

(1) 債権回収への対応状況

債権回収は、文書催告などの機械的な対応では限界があり、最終的には案件ごとの個別対応となっている。

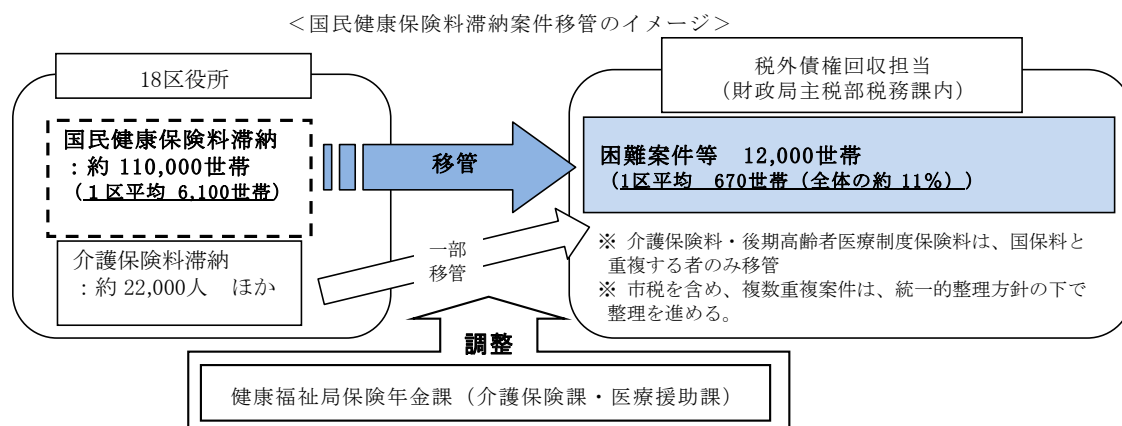
区保険年金課の体制及び職員1人当たり受持ち滞納世帯数

	職員数			滞納世帯数 b	職員1人 当たり受 持ち世帯数 c=b/a
	a	うち西区	うち 保土ヶ谷区		
職員	90人	3人	6人	5人	約 53,000世帯 589世帯
地区担当員	59人	2人	4人	2人	約 57,000世帯 966世帯

参考：地区担当員1人当たりの年間徴収額は、およそ 5,600万円。

(2) 税外債権回収担当の設置と効率的な債権回収への取組

平成23年度は、財政局に税外債権回収担当が設置され、高額・困難案件等への対応強化や、外部委託による電話納付案内の拡大などが予定されている。



提言 1-4 私債権管理の着実な推進

「横浜市の私債権の管理に関する条例」が平成21年12月に施行され、各債権において、条例の定めに沿って管理が始まったところである。多種多様な私債権には、案件数が膨大で対応に時間を要しているものや、条例に定められた項目が債権管理台帳に記載されていないものも見受けられる。このような状況を踏まえ、債権管理台帳の整備や関連書類の確実な保存など、基本的な取組から着実に推進する必要がある。

対象債権：母子寡婦福祉資金貸付金などの私債権

提言の背景

(1) 私債権条例の施行

「横浜市の私債権の管理に関する条例」が制定・施行されたことにより、私債権の管理方法が明確化、統一化され、一定の基準による債権放棄も可能になった。

＜条例制定の目的＞

- ・ 私債権管理における全庁的な手順の明確化・統一化
私債権の台帳様式を定めるなど、従来明確化されていなかった事務処理を明確化及び統一化することで、適切かつ効率的な債権の保全、取立を促進
- ・ 実質的に徴収不能となっている債権の整理促進
破産などで、実質的に徴収が不可能となった債権の放棄を可能とし、適切な債権整理を促進

(2) 私債権の状況

各区局が管理する私債権については、案件数や滞納額が多種多様である。今回の監査では、平成21年度末に収入未済が発生している私債権と、今後弁済期が到来する私債権の合計 92種類の私債権から 16種類の私債権を抽出して、取組状況を確認した。

監査対象とした16種類の私債権の例

債権名	所管局	債務者（件）数	滞納額
母子寡婦福祉資金貸付金	こども青少年局	約 2万 6,000人	約 16億 8,000万円
高齢者住宅整備資金貸付金	健康福祉局	60人	約 4,000万円
廃棄物事業団貸付金契約の償還金	資源循環局	1法人	約 5,000万円

16種類の私債権の主な管理状況

不備の内容	該当債権
債権回収に向けた目標設定がされていないもの	3
台帳が存在しない、又は台帳に時効管理に必要な情報が存在しないもの	5
未収案件に対して督促が行われていないもの	1
債権回収が可能かどうかの見極めが行われていないもの	9

※ 2項目以上の重複あり

2 債権管理各論

(1) 国民健康保険料

提言 2-1 早期滞納対策の強化

国民健康保険料については、平成23年度に困難案件等が税外債権回収担当に移管されることを踏まえ、今後は滞納の新規発生を抑制に重点を置いた取組が望まれる。

- (1) 早期滞納案件の中でも、高額案件等を中心に、速やかな財産調査の着手等、滞納担当職員の積極的な関与が必要である。
- (2) 滞納後可能な限り早期に接触を図ることが効果的であるため、今まで以上に電話催告の活用・強化を図るべきである。

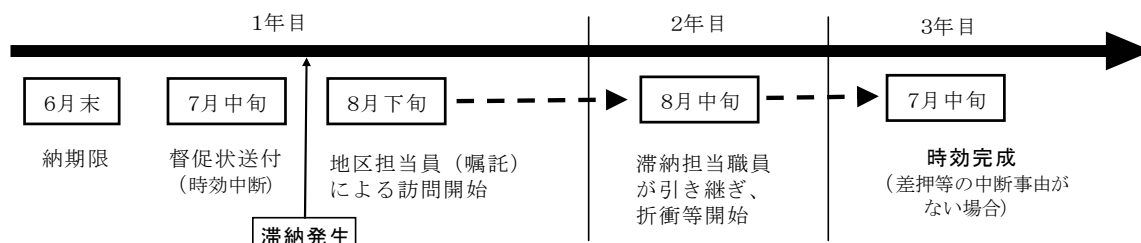
また、これらの取組を効果的に推進できるよう、滞納担当職員と地区担当員（非常勤嘱託職員）の業務分担の見直しも検討すべきである。

提言の背景

ア 早期滞納対策の状況

国民健康保険料の時効は2年という短期間であり、案件によっては早期から強制徴収を行っていく必要がある。

国民健康保険料の滞納案件の流れ（納期限6月末の場合）

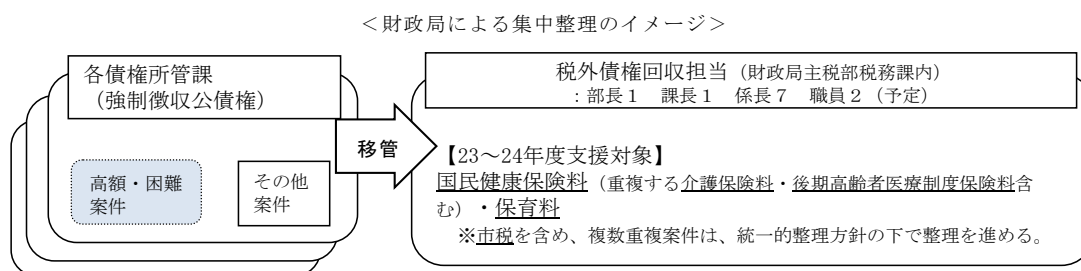


イ 電話催告の現状

現状、滞納担当職員は、困難案件や長期滞納案件等に対する財産調査や差押等に注力しており、監査対象の3区（西区・保土ヶ谷区・泉区）では、早期滞納対策の一環としての集中電話催告等は実施していない。

ウ 集中整理組織（税外債権回収担当）の設置

収納率向上のための取組として、高額・困難案件等の集中整理組織の検討について、平成21年度決算審査意見書でも言及していたところだが、平成23年度から財政局に「税外債権回収担当」（2年間の時限的組織）が設置され、国民健康保険料、保育料等について、高額・困難案件等が移管されることとなった。



「税外債権回収担当」への移管予定案件

対象債権名	内容
国民健康保険料	12,000世帯程度（1区平均 約 670世帯（全体の約 11%）） <ul style="list-style-type: none"> ・ 困難案件等を中心に各区保険年金課で抽出 ・ 介護保険料及び後期高齢者医療制度保険料については、国民健康保険との重複する案件のみ移管
保育料	900人程度（高額案件中心）

提言 2-2 財産調査の拡大及び滞納整理方針確定の仕組み作り

現在、健康福祉局が最優先案件として取り組んでいるのは各区の滞納金額上位 50 世帯であるが、この解決が図られても、総額 280 億円を超える国民健康保険料の収入未済額の約 1 割弱の解消にとどまる。平成 23 年度からは、これらの案件のほとんどが移管されると予想されるため、健康福祉局及び区役所は、滞納の全体状況を把握した上で、新たな重点取組を明確にし、滞納解消の取組を効果的・効率的に行う必要がある。

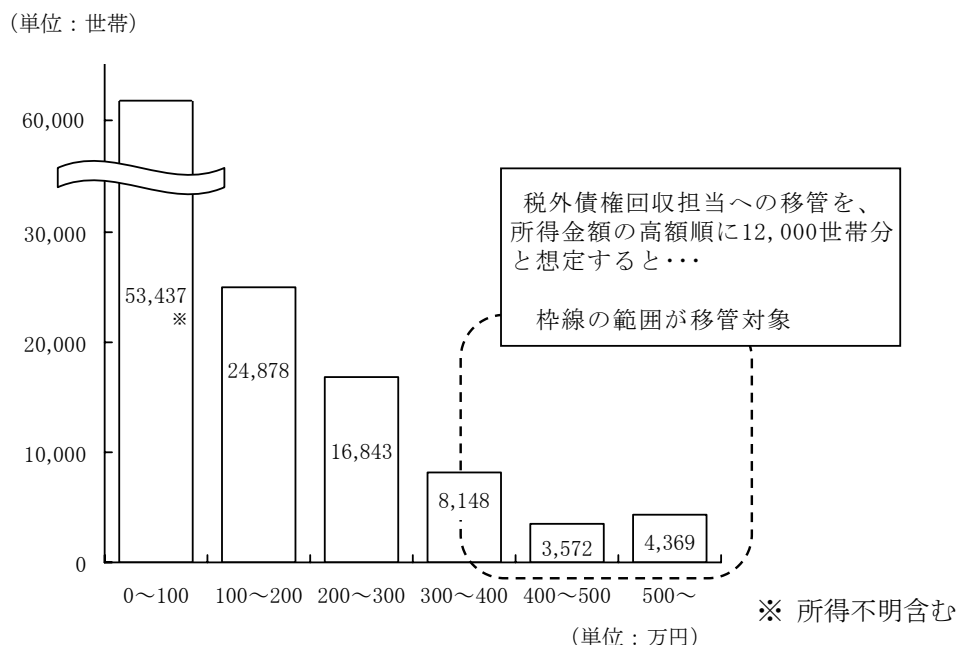
- (1) 健康福祉局は、滞納整理の前提となる財産調査の拡大に向け、財産調査の対象・着手時期・調査手法について、優先順位を考慮したより細かな考え方を設定し各区に示していくべきである。
- (2) 区役所においては、財産調査を踏まえた滞納整理方針の確定が、個人の知識や経験のみによることなく、組織的に行える仕組みを整える必要がある。

提言の背景

ア 現在の優先順位づけの状況

健康福祉局では、滞納金額上位 50 世帯を最優先案件とするよう区役所に指導・助言している。今後困難案件等が移管され、その後区役所で同様の取組を行った場合、効果額が現状より少なくなる可能性がある。

< 所得階層別滞納世帯数（平成 22 年 6 月 1 日現在） >



イ 滞納整理方針の確定状況

抽出調査の結果、滞納整理方針が確定していないものが、半数以上を占めている。

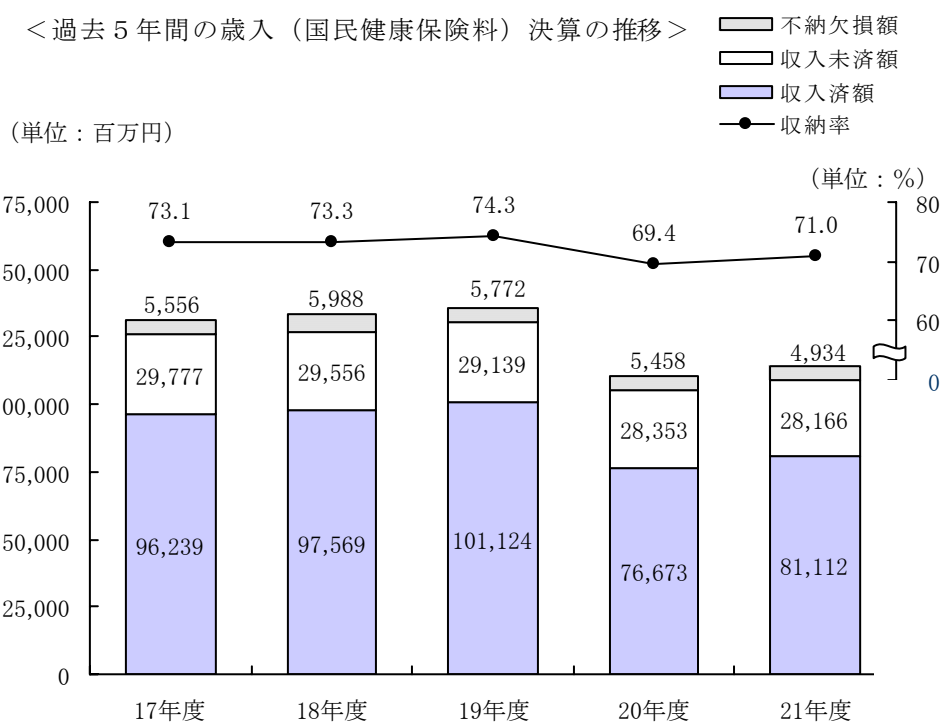
事業の概要・監査の状況

ア 概要

国民健康保険は、主に自営業者等が加入している公的医療保険である。近年は、退職後の高齢者や失業者等の加入者が増大し、横浜市では、年間所得200万円未満の世帯が加入世帯の7割弱を占めている。一方、医療給付の増加に伴い、世帯ごとの保険料額は増加傾向にある。

国民健康保険料は、加入世帯ごとの市民税額等に応じて算定され、横浜市では、一定の低所得者について、減額措置が取られている。また、資力が著しく低下し支払が困難となった世帯等に対しては、減免等の措置が取られている。

＜過去5年間の歳入（国民健康保険料）決算の推移＞



横浜市国民健康保険事業費会計の平成21年度決算は、2,000億円を超える医療給付費の負担や、国・県からの交付金の減等により 36億 5,250万円の赤字となっている。なお、平成19年度からの赤字の累積額は 178億 4,452万円となっている。

国民健康保険料の加入世帯等

加入世帯	56万世帯
保険料収入	811億 1,191万円
滞納世帯	約 11万世帯

平成21年度決算における滞納繰越分の収納額は約 48億円である。一方、現年度分の収入未済額は約 110億円となっている。このように、滞納繰越分の収納額よりも現年度分の収入未済額が多くなっており、滞納全体の縮減が進みにくい状況となっている。

平成21年度歳入（国民健康保険料）の決算状況

(単位：百万円)

現年度分			滞納繰越分			
調定額	収納額	収入未済額	調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額
87,325	76,284	11,042	26,886	4,828	4,934	17,124

イ 監査の状況

監査対象とした3区（西区・保土ヶ谷区・泉区）において、滞納金額の階層別に抽出した 50世帯（5段階、各 10世帯）について、滞納者との折衝等^{※1}の状況、滞納整理方針の確定^{※2}の状況、執行体制等を確認した。

滞納金額階層別の調査対象抽出状況

滞納金額	調査件数
100万円以上	3区計 30世帯
75万円～100万円	3区計 30世帯
50万円～75万円	3区計 30世帯
25万円～50万円	3区計 30世帯
0万円～25万円	3区計 30世帯

【参考】

対象抽出時点で滞納金額の最高額は、約 470万円。

※1 折衝等

来庁や電話等により滞納者と直接折衝していること、また直接の接触が得られなくても財産調査の実施や強制徴収手続を行っていること等をいう。

※2 滞納整理方針の確定

折衝等の結果を踏まえて、その後の滞納整理の方向性（分割納付の継続や差押等の滞納処分の執行、滞納処分の停止等、今後どのように滞納整理を進めていくか）を定めることをいう。

(7) 早期滞納対策

a 地区担当員による訪問徴収

国民健康保険料が納期限内に納付されない場合は、まず督促状を送付し、その納期限から30日経過しても納付されないときには、各区役所の地区担当員が訪問して徴収や納付折衝を行っている。現状では、受持ち地区内の滞納世帯に対しおおむね2か月に1度の訪問となっている。

b 職員による案件の引継ぎ

地区担当員による対応がおおむね1年を経過した後も解決に至らない案件については、滞納担当職員に引き継ぐこととなっている。この引継ぎ後、職員が対応に着手するまでの間、事務が滞る例が見受けられた。また、地区担当員が折衝時等に得た情報が滞納整理支援システムに入力されていない例が見受けられた。

抽出 50世帯中、地区担当員の最終訪問日から
半年間、滞納担当職員等との接触がないもの

区名	世帯数
西区	12世帯
保土ヶ谷区	9世帯
泉区	8世帯

c 電話納付案内の試行実施

文書催告（年3回）と訪問催告のほか、平成22年10月から中区・港北区で外部委託による電話納付案内の試行が開始されており、平成23年度には全区に拡大予定である。

平成22年10月に実施した電話納付案内の効果

対応案件		電話がつながった案件			電話がつながらなかった案件 (電話していない場合を含む。)		
			うち、入金された案件	比率		うち、入金された案件	比率
世帯数	3,641世帯	2,994世帯	2,529世帯	84.5%	647世帯	428世帯	66.2%
金額	57百万円	48百万円	39百万円	82.2%	9百万円	6百万円	66.9%

d 口座振替の勧奨

国民健康保険料の収納状況を納付方法別にみると、口座振替による場合は、収納率98%以上と極めて高くなっているが、全加入世帯の5割強の利用にとどまっている。各区においては、国民健康保険への加入時や

保険料額通知発送時等の機会をとらえて口座振替による納付を勧奨しているところであるが、その効果は伸び悩んでいる。

利用者の申込手続の負担を軽減するための工夫や、他都市で効果の出ている取組事例の検討等、利用者の拡大に向けて引き続き取り組む必要がある。

納付方法別の収納率（平成22年5月末）

（単位：％）

区名	納付方法	世帯数の割合	収納率
全市	納付書	48.4	72.8
	口座振替	51.6	98.3
	合 計	100.0	87.3
西区	納付書	58.5	66.6
	口座振替	41.5	98.0
	合 計	100.0	81.9
保土ヶ谷区	納付書	49.1	70.1
	口座振替	50.9	98.1
	合 計	100.0	85.3
泉区	納付書	43.8	76.8
	口座振替	56.2	99.2
	合 計	100.0	90.1

(イ) 回収可能性の見極めによる効率的な滞納整理

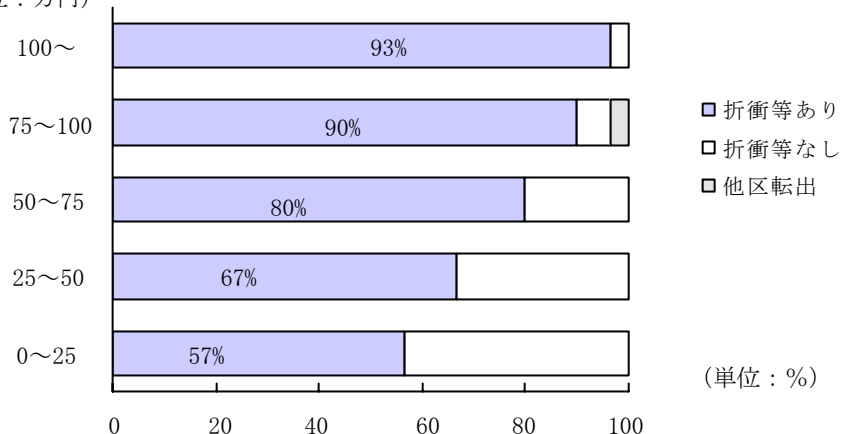
a 滞納整理の進捗状況

今回の調査対象について、滞納整理の進捗状況を確認した結果は次のとおりである。

折衝等の状況をみると、滞納金額 75万円以上の案件では9割以上が滞納者との何らかの折衝等が図られている。

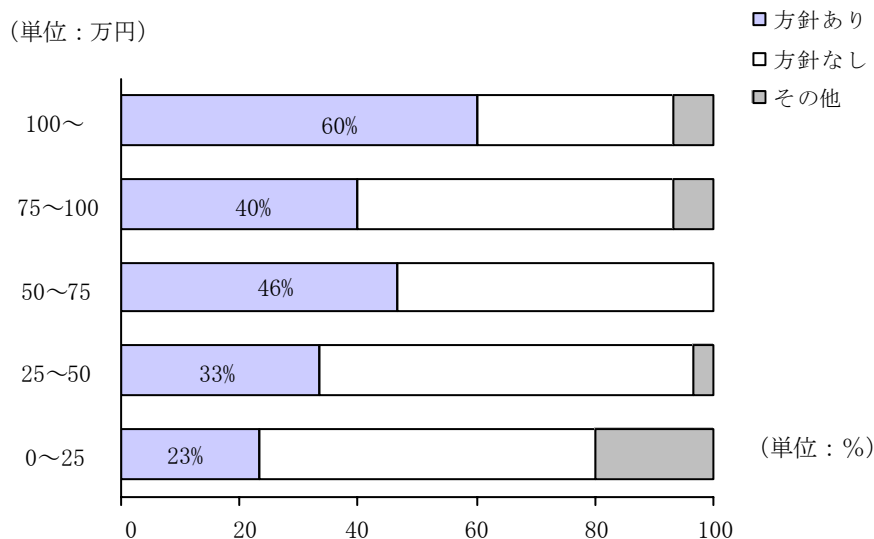
<各区抽出 50世帯中、滞納金額別折衝等の状況（3区合計）>

（単位：万円）



一方で、これらの折衝等を踏まえた上で、滞納整理方針確定の状況を確認したところ、回収可能性を見極めて方針を決定するまでには至っていないものが半数以上を占めている。これらの中には、一定期間の折衝等を経ても進展がない案件や、分割納付（以下「分納」という。）の誓約をしたがそれが不履行となっている案件が見受けられた。

<各区抽出 50世帯中、滞納金額別整理方針確定の状況（3区合計）>



※「その他」とは、他区転出・完納等をいう。

b 滞納整理の優先順位づけの状況

健康福祉局では、各区の滞納金額上位 50件については優先的に滞納整理を行うよう、指導・助言を行っている。

また、年収 500万円以上の滞納世帯については優先的に財産調査を行うよう指導・助言している。

このほかの案件についても、各区においては優先順位を定め、財産調査を進めているが、区ごとに対応は異なっており、明確な基準は存在していない。

c 欠損処分*の状況

平成21年度中の欠損処分理由においては、「財産不明」が最も多くなっている。これは、一定の財産調査を行ったが不明であったものや、財産調査の優先順位が低く、折衝等の状況から財産不明とされたもの等をいう。

これらは、時効の完成後に欠損処分となっている。

※ 欠損処分

自治体において、時効完成等の理由により債権の徴収が不可能となった場合に、債権を放棄することをいう。

市税及び国民健康保険料等の強制徴収公債権については、徴収権そのものが時効完成により消滅することから、それを理由に欠損処分を行うこととなる。

平成21年度 欠損処分理由別集計表

(単位：千円、%)

	西区	保土ヶ谷区	泉区	全市合計
財産不明	141,980	270,402	77,234	4,129,851
対全体比	76.0	88.9	80.7	83.7
生活困窮	30,244	4,163	6,074	329,738
対全体比	16.2	1.4	6.3	6.7
所在不明	2,652	12,089	6,462	167,701
対全体比	1.4	4.0	6.7	3.4
転居先不明	10,185	12,089	4,506	250,340
対全体比	5.5	4.0	4.7	5.1
生活保護開始	903	2,040	876	20,927
対全体比	0.5	0.7	0.9	0.4
死亡	854	3,381	601	35,027
対全体比	0.5	1.1	0.6	0.7
全体	186,817	304,164	95,754	4,933,585

d 滞納処分の停止の状況

滞納処分の停止※については、平成21年度以前は、破産や生活保護の開始、行方不明等、法の要件に明らかに合致する案件に限定して適用していたことから、実績が少なかった。

そこで、健康福祉局は、財産の有無の見極めを進めるために、平成22年度に「財産調査票」を作成して各区に示し、滞納整理方針の確定の促進を図っているところである。

※ 滞納処分の停止

国税徴収法第153条第1項の規定により、次の3要件のうちいずれかを満たす者については差押等の滞納処分を行わないことをいう。なお、後に滞納者の資力の回復が認められたときには、その時点で停止は取り消される。

- ①財産がないとき
- ②差押えにより生活が窮迫することが明らかなき
- ③所在及び差押可能財産がいずれも不明のとき

e 長期化案件の管理状況

滞納金額の一括納付が難しい場合には、滞納解消手段として納付誓約に基づく分納が多く行われている。これらの中には、滞納金額が多いために完納まで長期間を要するものや、分納の途中で誓約不履行が発生し、対応が長期化するものもみられる。

各区抽出 50世帯中、分納案件の納付状況

対象区	分納案件数 ※		
	a	うち、不履行 b	不履行となる 比率 c=b/a
西区	24世帯	12世帯	50.0%
保土ヶ谷区	19世帯	9世帯	47.4%
泉区	16世帯	4世帯	25.0%

※ 差押中のものを除く。

各区抽出 50世帯中、滞納金額が 100万円以上の
計 30世帯(各区 10世帯ずつ)の滞納期間

3年以上 (平成19年度以前に賦課)	3年未満 (平成20年度以降に賦課)
20世帯	8世帯

※ このほか、2世帯については、調査日現在に完納等により滞納が解消されていた。

f システムの活用状況

国民健康保険料については、滞納整理支援システムが整備され、事務の効率化及び情報の管理・共有が図られている。滞納の全体状況を把握することは、効果的な対策を検討する上で重要である。

今後、更に滞納整理業務の支援機能を強化する観点から、例えば滞納理由や滞納整理方針ごとに集計できるよう入力項目の統一化等を検討する等、システムの集計機能を活用する必要がある。

(ウ) 執行体制

a 執行体制の現況

区保険年金課の執行体制については、次のとおりであるが、滞納担当職員は、滞納整理業務のほか、現金領収・決算等の収納業務や資格・賦課の窓口業務等も担当している。

区保険年金課の体制及び職員1人当たり受持ち滞納世帯数

	職員数			滞納世帯数 b	職員1人 当たり受 持ち世帯数 c=b/a	
	a	うち西区	うち 保土ヶ谷区			うち泉区
職員	90人	3人	6人	5人	約 53,000世帯	589世帯
地区担当員	59人	2人	4人	2人	約 57,000世帯	966世帯

参考：地区担当員1人当たりの年間徴収額は、およそ 5,600万円。

b 平成23年度以降の動き

平成23年度には、困難案件等が区役所から税外債権回収担当に移管される。区保険年金課においては、残る滞納案件のほか、資格の異動や保険給付等の業務を引き続き行うことになる。

移管による効果が最大限に発揮されるよう、健康福祉局が中心となり、財政局と各区役所の連携・調整に取り組むとともに、滞納整理の知識・技術等、区保険年金課職員の能力向上を図る必要がある。

コラム 視点をかえて、もう一步 分かりやすい市民案内の工夫を

横浜市の財政を支えるために、また、公平性を確保するためにも、未収金の回収への努力が必要です。しかし、様々な理由で納付が困難な方への配慮は欠かせず、このために、徴収猶予や減免等の救済の制度が準備されています。

そのような救済の制度の存在や内容を、払いたくても払えないといった方々に、分かりやすく親切な説明と広報をしていただきたいと思います。

例えば、現在でも国民健康保険料の督促状には「保険料を納めるのが困難なとき」の記載がなされていますが、市民の皆さまにとって理解しやすいものになっているでしょうか。

受け手の視点に立って、文章の用語や表記の仕方を工夫することで、より理解しやすいものに改善されることを期待します。

<国民健康保険料の督促状の記載の例>

法令の定めにより、納付義務者(世帯主)に世帯の被保険者全員分の保険料を請求します。

納付義務者(世帯主)が国民健康保険の被保険者でない場合も、世帯の中に国民健康保険の被保険者がいる場合には、被保険者のみの分を算定した保険料を納付義務者(世帯主)に請求します。

保険料を納めるのが困難なとき

災害、その他の事情で保険料を納めることが困難なときは、徴収猶予又は減免などの措置を受けられる場合があります。お住まいの区の区役所保険年金課保険係に御相談ください。

国民健康保険は、みなさんが納める保険料で成り立っています。特別な事情もなく保険料を滞納したときは、滞納のない人との公平性を保つために、やむを得ず、次のような措置を取ることがあります。

- 1 保険料を滞納している世帯には、通常の有効期間(2年間)よりも短い有効期間とした「短期被保険者証」を交付する場合があります。ただし、2の「被保険者資格証明書」を交付する場合は除きます。
- 2 保険料を納期限から1年以上滞納している世帯には、保険証を返還していただく場合があります。その場合には保険証にかえて「被保険者資格証明書」を交付します。「被保険者資格証明書」で医療機関にかかる時、診療費用がいったん全額自己負担となり、後日、保険給付相当額の支払を区役所保険年金課保険係に申請していただくことになります。
- 3 保険料を納期限から1年半以上滞納している世帯については、保険給付の全部又は一部を一時差し止める場合があります。
- 4 上記1、2及び3に関わらず、今後も納付されない場合には、財産を差し押さえることがあります。

(2) 保育料

提言 2-3 早期滞納対策の強化

平成23年度からは、これまで優先的に対応を行っていた高額案件が、税外債権回収担当に移管される。こども青少年局においては、引き続き担当するその他の案件について、滞納初期段階の対応強化など新たな重点取組を明確にし、効果的・効率的に滞納額の縮減を図る必要がある。

また滞納の未然防止策として、入所時における保育料納付の重要性の啓発や、口座振替の利用促進などの取組強化も必要である。

提言の背景

厳しい財政状況にある中で、歳入確保の観点から、保育料の収入未済額の縮減は、国民健康保険料に次いで重要な課題となっている。

また、待機児童が増加している中で、保育料の収入未済額が増加している状況については、本市の財政状況の悪化にとどまらず、市民の公平感の面からも、速やかな対応が求められる。

事業の概要・監査の状況

ア 概要

保育料は、保育を行うに当たって必要となる経費の一部負担として発生する債権であり、前年の所得税額を考慮した上で毎年決定されるものである。また、年度途中で、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、保育料の支払が困難となるような場合には、区福祉保健センターへ申請することによって、保育料負担の軽減を図る減免制度を利用することも可能となっている。

0～1歳の低年齢児を中心に待機児童が増加している一方で、収入未済額は過去5年間にわたって増加傾向にあり、現在は約 9億 2千万円に達している。

保育料の保育所入所者数等

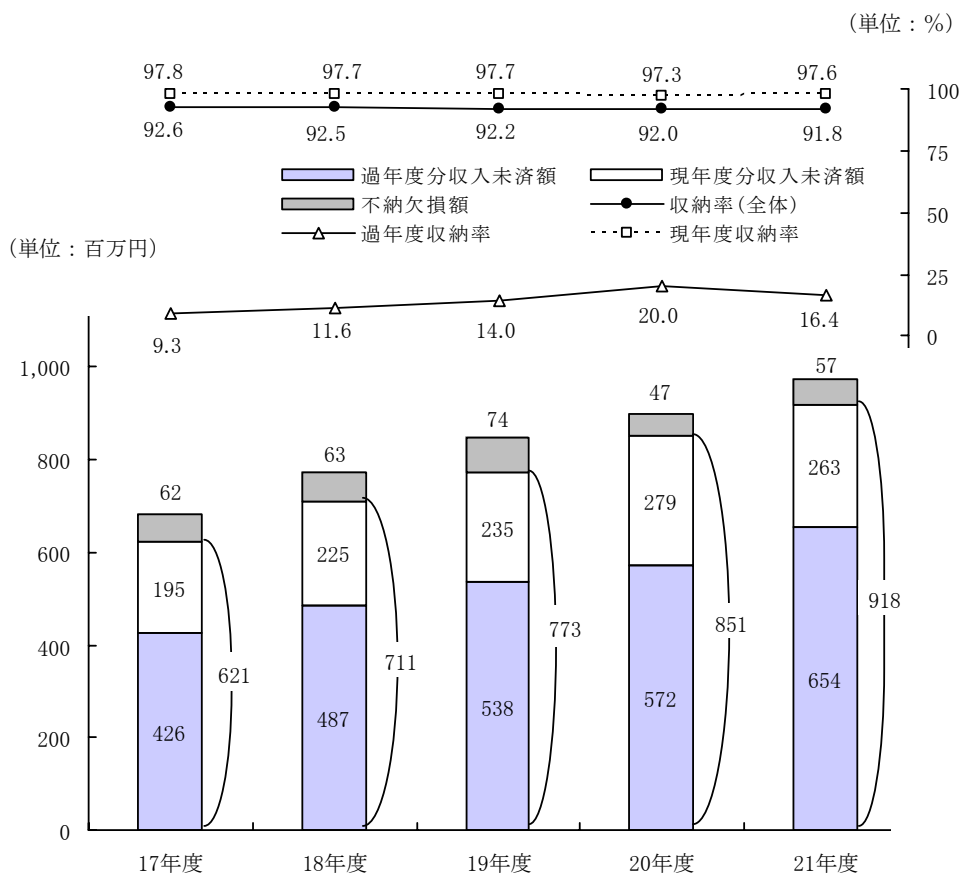
保育所入所者数	約 3 万 8 千人 (平成 21 年度末)
保育料収入	109 億 790 万円 (平成 21 年度)
滞納者数	約 4,200 人

待機児童数

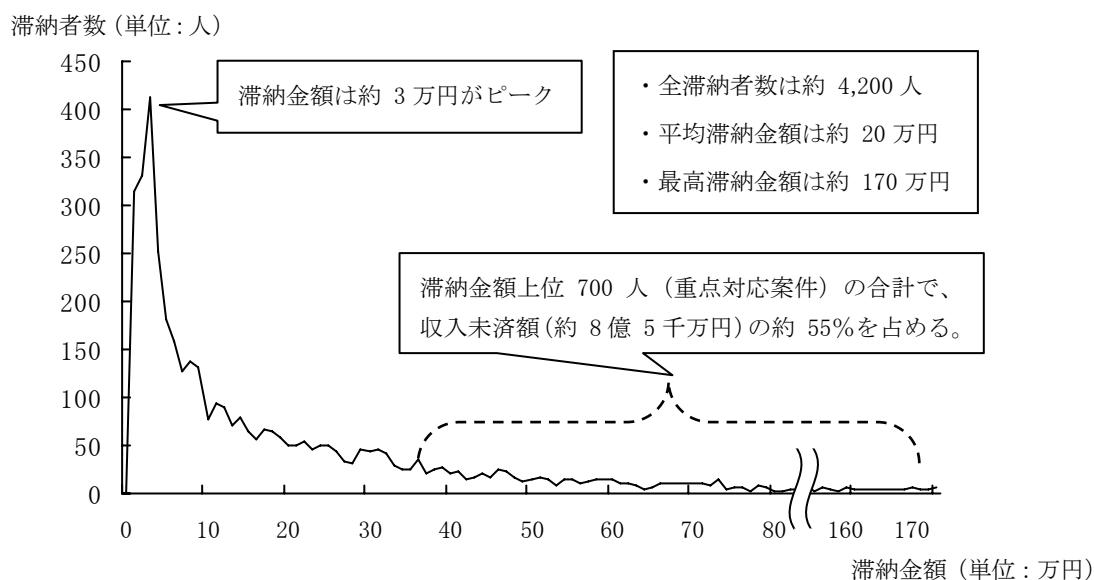
(単位：人)

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	計
平成22年4月 (A)	185	807	355	179	16	10	1,552
平成21年4月 (B)	143	693	292	125	28	9	1,290
増減 (A-B)	42	114	63	54	-12	1	262

＜過去5年間の収入未済額等の推移（保育料）＞



＜滞納金額に対する滞納者数の分布（平成22年度6月末）＞



平成21年度は、滞納繰越分の収納額が約 1億 4千万円であるのに対し、現年度分の収入未済額が約 2億 6千万円となっており、全体の収入未済額が増加している状況である。

平成 21 年度歳入（保育料）の決算状況（単位：百万円）

現年度分			滞納繰越分			
調定額	収納額	収入未済額	調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額
11,031	10,768	263	851	140	57	654

イ 監査の状況

(7) 早期滞納対策

新規滞納案件について、文書による督促及び催告を行っているほか、平成21年度から外部委託による電話納付案内を実施している。なお、電話納付案内は、回収効果を高めるため、子ども手当の支給時期に合わせて実施している。

平成 22 年度の電話納付案内の効果

対応案件		電話がつながった案件			電話がつながらなかった案件 (電話をしていない場合を含む。)		
		うち、入金された案件	比率	うち、入金された案件	比率		
人数	4,666人	3,193人	1,087人	34.0%	1,330人	283人	21.3%
金額	297百万円	198百万円	33百万円	16.4%	91百万円	8百万円	8.8%

※ 6月及び10月実施の合計実績

(1) 滞納折衝、見極め

各滞納案件の回収可能性を見極めるため、6月に出力される滞納者リストをもとに、年1回滞納金額上位約 1千件について、年間所得の把握などの状況確認を行っている。また、収入未済額の約 55%を占める滞納金額上位 700件については、重点対応案件として、年3回の催告書の送付、電話納付案内のほか、財産調査及び差押事前通知の発送などの取組を行っている。

今回の監査では、滞納金額が約 170万円から約 110万円までの上位 50件について状況を確認した。結果は次のとおりである。

滞納金額上位 50 件の取組状況

(単位：件)

		平成 22 年度の折衝等の状況		計
		対応なし	対応あり	
滞納整理 方針	確定	0	32	32
	未確定	7 … a	11 … b	18
計		7	43	50

滞納整理方針が確定されていない 18 案件は、いずれも滞納金額が 100 万円を超えており、未収保育料の収納額全体に及ぼす影響は決して小さくはない。折衝等の進捗、滞納整理方針の確定などに、以下の取組を要するものと考えられる。

- a 過去に折衝等を行っていたものの、その後、連絡がとれなかったり、度々の接触にもかかわらず進捗が見られないことから、平成22年度に入って折衝等が行われていない案件が7件存在した。
これらの案件については、滞納整理が滞ることのないよう、速やかに財産調査を実施し、滞納整理方針を確定することが必要である。
- b 財産調査を実施したが、差押可能な財産が存在しなかった案件などについて、その後の滞納整理方針が確定されていないものが 11 件存在した。
これらの案件については、滞納処分の停止などの滞納整理方針の確定を速やかに行う必要があり、その確定を組織的に行う仕組み作りも重要である。

なお、これらの滞納整理の一層の効率化を図るため、個人情報保護法及び条例に十分留意した上で、税務部門から滞納者の所得等に関する情報を円滑に取得する方法を検討することも必要である。

(ウ) 体制

現在、保育料滞納者約 4,200 人に対して、こども青少年局所属の職員 1 名及び納付指導員 3 名が、督促状、催告状の発送などの取組のほか、滞納金額上位 700 件についての重点的納付指導を行っている。

平成23年度は、財政局に設置される税外債権回収担当に保育料滞納金額上位約 900 案件の移管が行われる予定となっている。こども青少年局では、引き続き対応する約 3,300 案件について、滞納金額上位の案件から優先的に滞納整理業務に当たるとともに、滞納者の財産調査を幅広く行っていく予定である。

今後、目標達成に向けた具体的な取組を明確に設定し、効果的・効率的な滞

納解消を図る必要がある。また、税外債権回収担当とも連携し、その整理手法についても参考にしながら、滞納整理の専門性、実効性を高めていくべきである。

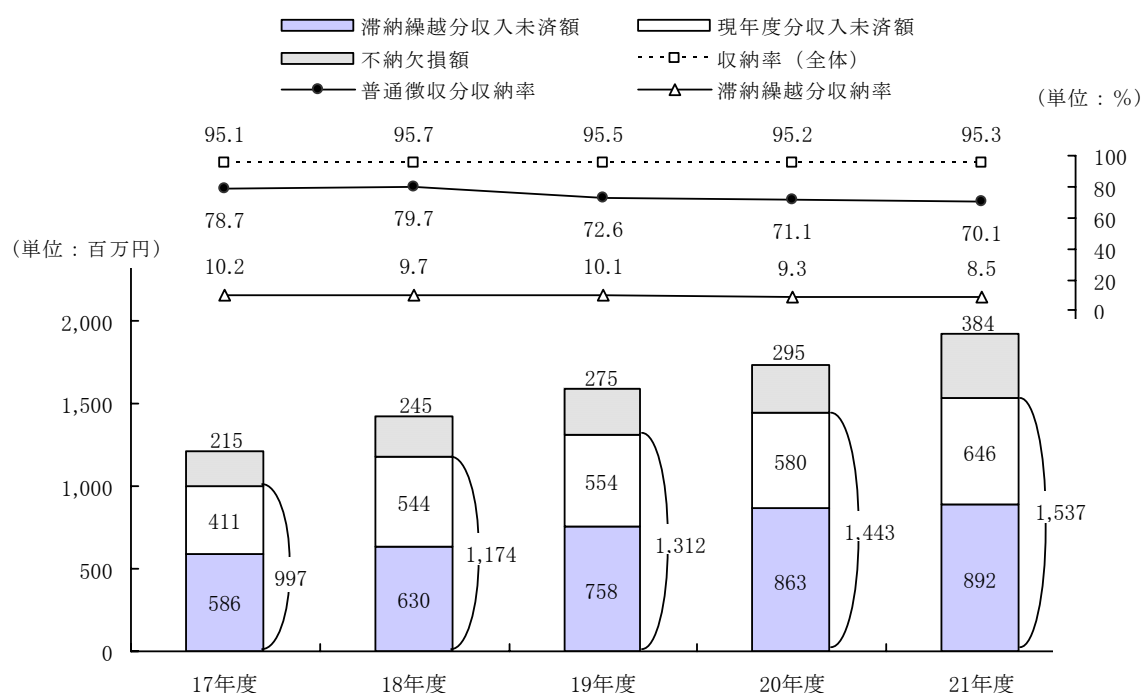
(3) 介護保険料

ア 概要

介護保険制度は、要介護状態の人の自立支援のために利用者の選択によるサービスを受けられることを目的とし、社会保険の形式で給付を行う制度である。

65歳以上の人（介護保険第一号被保険者）に対しては、各市町村において、個人単位で介護保険料が賦課される。その保険料額は、横浜市においては、前年の所得等に基づき 11段階で算定されている。

＜過去5年間の収入未済額等の推移（介護保険料）＞



介護保険料の徴収方法は、原則として年金からの天引き（特別徴収）で行われ、全収納額の8割超がこの方法によっている。このため、介護保険料の収納率は 95.3%と高い。一方、口座振替・納付書払い等特別徴収以外の方法（普通徴収）に限ると、収納率は 70.1%と低くなっている。

また、滞納繰越分の収納額が約 1億 2千万円であるのに対し、現年度分の収入未済額は約 6億 4千万円であることから、全体の収入未済額が増加している状況である。

平成21年度歳入（介護保険料）の決算状況

（単位：百万円）

現年度分			滞納繰越分			
調定額	収納額	収入未済額	調定額	収納額	不納欠損額	収入未済額
39,745	39,099	646	1,394	118	384	892

介護保険料の被保険者数等

被保険者数	72万人
保険料収入	392億 1,712万円
滞納者数	約 2万2千人

滞納原因としては、65歳になり賦課が開始された直後や市外からの転入時において、年金からの天引き（特別徴収）が行われないことが挙げられる。

また、介護保険料の滞納整理は、国民健康保険料とあわせて区保険年金課で行っているため、収入未済額の規模が大きく、医療給付に直結する国民健康保険料が優先される傾向にある。

なお、保険料支払実績がない場合には、要介護認定時の保険給付が制限されるが、この件数は過去5年間増加傾向を示している。

イ 監査の状況

今回の監査対象とした3区（西区・保土ヶ谷区・泉区）において、滞納金額上位 30人を抽出し、滞納者との折衝等の状況、滞納整理方針の確定の状況、執行体制等を確認した。

(7) 早期滞納対策

a 電話納付案内の状況

介護保険料の早期未納対策としては、催告書の送付（年3回）のほか、平成21年度から外部委託による電話納付案内を実施している。

平成22年10月に実施した電話納付案内の効果

対応 案件		電話がつながった案件			電話がつながらなかった案件 (電話していない場合を含む。)		
			うち、入金された案件	比率		うち、入金された案件	比率
人数	15,226人	10,379人	2,678人	25.8%	4,847人	641人	13.2%
金額	723百万円	488百万円	36百万円	7.4%	235百万円	7百万円	2.8%

b 口座振替の状況

普通徴収分の口座振替については、国民健康保険料と同様に各區で勧奨を行っているが、その割合は全加入者の4割以下にとどまっている（平成21年度 35.8%）。

c 重複滞納者への対応

介護保険料の滞納整理については、国民健康保険料と同じく区保険年金課で行われている。このため、大量処理が必要な早期段階での滞納整理の促進のために、介護保険料のほか、国民健康保険料・後期高齢者医療制度の保険料の滞納について、滞納発生と同時に滞納者ごとに管理するための情報集約（名寄せ）が可能になるよう、検討を行うべきと考える。

(イ) 回収可能性の見極めによる効率的な滞納整理

a 滞納整理の進捗状況

今回の調査対象について、滞納整理の進捗状況を確認した結果は次のとおりである。

滞納金額上位 30件の折衝等及び
滞納整理方針確定の状況
(単位：人)

区名	折衝等の状況		滞納整理方針
	あり	なし	なし
西区	3	25	26
保土ヶ谷区	6	23	27
泉区	6	24	27

介護保険料の滞納整理については、上位 30人でも折衝等はほとんど図られておらず、滞納整理方針も確定していない状況である。

b 財産調査等の優先順位づけの状況

健康福祉局では、平成22年度より、滞納金額 15万円以上または各区滞納金額上位 10件について重点的に整理を行うよう指示をする等、各区の見極めの進捗を図っている。

c 欠損処分状況

国民健康保険料と同様に、平成21年度の欠損処分理由は「財産不明」が最も多くなっている。

平成21年度 欠損処分理由別集計表

(単位：千円、%)

	西区	保土ヶ谷区	泉区	全市合計
財産不明	12,218	22,938	12,043	332,869
対全体比	88.2	86.9	90.3	86.6
生活困窮	21	0	12	1,405
対全体比	0.2	0	0.1	0.4
所在不明	21	577	68	9,363
対全体比	0.1	2.2	0.5	2.4
転居先不明	668	711	398	14,763
対全体比	4.8	2.7	3.0	3.8
本人死亡	930	2,182	816	25,945
対全体比	6.7	8.3	6.1	6.8
全体	13,858	26,408	13,337	384,344

d 長期化案件の管理状況

国民健康保険料の滞納と同様に、分納により管理を要する期間が長期化しているものや誓約不履行が発生しているものが見受けられる。

滞納金額上位 30件中、分納案件の納付状況

対象区	分納案件数 [※]		
	a	うち、不履行 b	不履行となる 比率 c=b/a
西区	2人	0人	0.0%
保土ヶ谷区	4人	2人	50.0%
泉区	6人	3人	50.0%

※ 差押中のものを除く。

e システムの活用の状況

介護保険料滞納の個別案件は、介護保険システムによって時効の管理等を行っているが、それ以外の情報共有は紙台帳で行っている。このため、区局間、区役所相互間での情報共有が難しくなっており、個別案件の回収可能性を見極めたとしても、統計的把握ができる状況にない。

また、国民健康保険料との重複滞納者についても、滞納整理支援システム上に介護保険料滞納関連の記事入力がないものが散見された。

そこで、区保険年金課における他の債権との重複滞納者について、滞納整理支援システム等を利用し、情報共有が図れるような工夫が必要である。

滞納金額上位 30件中、国民健康保険料との重複滞納者

区名	重複滞納者数	
		うち、滞納整理支援システムに介護保険料の滞納情報の記述なし
西区	20人	9人
保土ヶ谷区	18人	3人
泉区	10人	3人

(ウ) 執行体制

a 執行体制の現況

介護保険料の滞納整理は、国民健康保険料とあわせて、区保険年金課の体制内で行っている。

区保険年金課 1人当たり受持ち滞納者

	世帯数	職員数	1人当たり受持ち滞納者数
介護保険料	約 22,000人	90人	244人
国民健康保険料 ※	約 53,000世帯		589世帯

※ 介護保険料との重複滞納者を含む。

b 平成23年度以降の動き

平成23年度に新設される税外債権回収担当に、国民健康保険料の滞納との重複案件が移管される。健康福祉局及び区保険年金課においては、国民健康保険料の滞納解消策とあわせて、新たな重点取組を明確にし、効果的・効率的に取り組む必要がある。

(4) 母子寡婦福祉資金貸付金

ア 概要

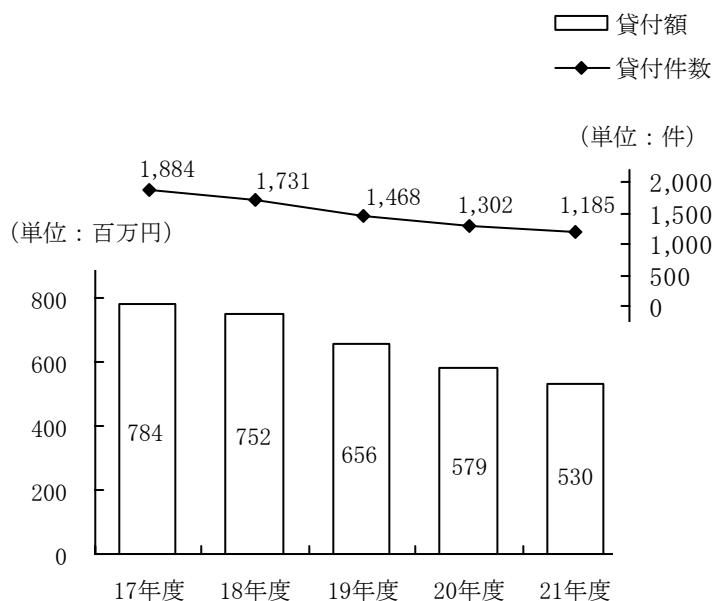
母子寡婦福祉資金貸付金事業は、母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、その扶養されている児童の福祉を増進することを目的に、資金を貸し付けるものである。貸付に際しては、区福祉保健センターが貸付申請を受け付け、こども青少年局が審査や貸付金の回収事務を行っている。

貸付対象と主な貸付金の種類

貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> 母子家庭の母又は児童 寡婦（現在配偶者がなく、かつて母子家庭の母であったもの） 		
主な貸付金の種類	14種類の貸付金のうち、修学資金、就学支度資金で、全貸付額の90%弱を占める。		
	主な貸付金の種類	概要	貸付限度額の例
	修学資金	高校、大学、専門学校などの授業料等修学のための資金	私立大学 (月額) 54,000円
	就学支度資金	高校、大学、専門学校などへの就学のために必要な知識、技能を修得に当たり施設に入所するための資金	私立大学 580,000円

この貸付金事業は、母子及び寡婦福祉法に基づき行われているもので、その性質上、低所得者・生活保護受給者についても貸付の対象としている。

<貸付額及び貸付件数>

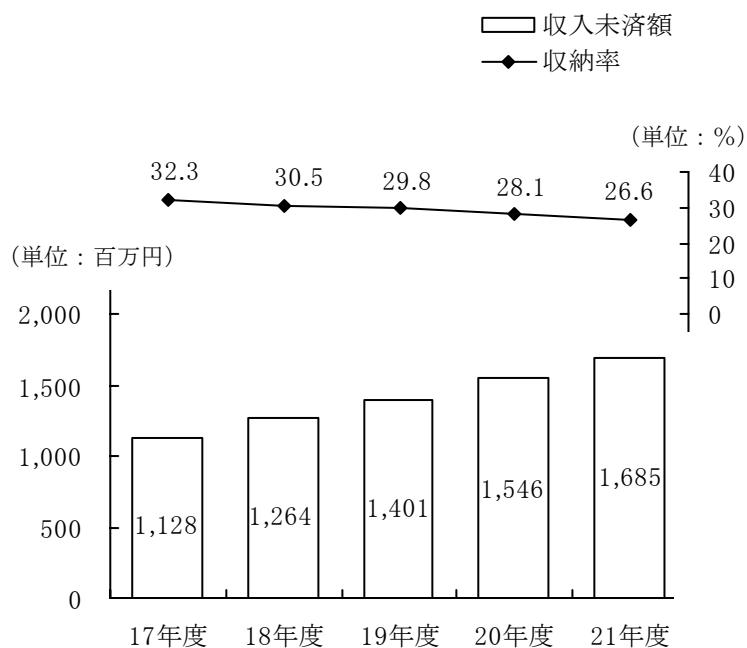


母子寡婦福祉資金貸付金の総貸付件数等

総貸付件数	約 2 万 6 千人 (平成 21 年度末)
平成 21 年度の貸付実績	件数 : 約 1,200 件 金額 : 約 5 億 3,000 万円
貸付金収入	約 6 億 950 万円 (平成 21 年度)
滞納者数	約 8 千人

平成21年度決算の状況を見ると、収入未済額は、平成20年度から約 1億4千万円増加しており、収納率も毎年下降している。これは、母子寡婦福祉資金貸付金においては、回収困難案件であっても欠損処分を実施していないことも一因となっている。私債権という性質上、時効期間が満了した案件であっても、相手方が時効の援用を行わない限り消滅せず、「横浜市の私債権の管理に関する条例」の制定以前は、債権放棄を行うことができなかったことがその背景となっている。

<過去5年間の収入未済額等の推移（母子寡婦福祉資金貸付金）>



イ 監査の状況

[取組の状況]

滞納初期の案件に対して、督促状の発送、催告状の発送（年2回）を実施するほか、口座振替の利用促進にも取り組んでいる。また、平成20年度には、償還指導員を増員（1名→2名）し、滞納者への電話催告を実施するなど、取組強化を図っている。長期滞納者に対しては、区局の連携により、訪問催告も一部実施している。

この他、外部委託による電話納付案内[※]や、長期・高額滞納者 10世帯を対象に督促業務の弁護士委任を実施している。

※ 平成22年12月実施件数：1,004件

[回収可能性の見極め]

「横浜市の私債権の管理に関する条例」が施行され、500万円以下の滞納案件については、回収可能性の見極めを行い、一定の要件の下、債権放棄を行うことも可能となった。

今後は、時効完成などの客観的な判断が可能な案件を中心に、回収可能性の見極めを強化していく必要がある。

(5) その他私債権の管理

ア 概要

平成21年12月15日に「横浜市の私債権の管理に関する条例」が制定・施行されたことにより、私債権の管理方法、債権の放棄などの関連事項が明確になった。今回の定期監査では、目標設定、台帳整備など、条例の趣旨を踏まえた管理について、平成21年度末に収入未済が発生している私債権と、今後弁済期が到来する私債権の合計 92種類の私債権から 16種類の私債権を抽出して、取組状況を確認した。

監査対象としたその他私債権（16債権）

監査対象債権
土地の売払収入
高齢者住宅整備資金貸付分
身体障害者更生資金貸付金
心身障害者扶養共済事業における加入者掛金未収金
障害者住宅整備資金貸付金
分別排出した資源物の売払金
かながわ廃棄物処理事業団貸付金元利収入
技能職者への設備資金貸付金
工場排水共同前処理施設建設事業費償還金
技能職者への振興資金貸付金
高等学校入学資金貸付金
大学奨学金貸付金
世帯更生資金貸付金
刊行物販売収入
港湾施設収入
本牧ターミナルオフィスセンター事務室貸付料

イ 監査の状況

本市の私債権については担当区局がそれぞれ管理しているが、一部の私債権については、総務局歳入確保強化担当が滞納整理に向けた指導・助言を行っている。

また、私債権の性質や規模、管理体制などの違いから、債権管理台帳の整備などの管理状況は様々であり、本格的な取組はこれからである。

私債権の主な管理状況

内容	該当債権
おおむね適正に管理されているもの	7
管理に課題があるもの（重複あり）	
債権回収に向けた目標設定がされていないもの	3
台帳が存在しない、又は台帳に時効管理に必要な情報が存在しないもの	5
未収案件に対して督促が行われていないもの	1
債権回収が可能かどうかの見極めが行われていないもの	9

私債権の種類によっては、膨大な個別案件を有するものや、管理手法が浸透していないものなどがある。これらの債権には、「横浜市の私債権の管理に関する条例」の規定する管理水準に向けて整備途上のものもあるが、基本的かつ重要な項目から速やかな対応が求められる。

条例制定後に発生した債権から、順次債権管理台帳を整備し、返済の経過や滞納者への督促などの基本的事項の記録等に着実に取り組む必要がある。

コラム 視点をかえて、もう一步 民間企業の債権管理を参考に

民間企業では、支払の滞った債権のうち、徴収コストに見合わないものは回収を断念し、回収努力を他の債権に傾けるといことが行われています。

一方、行政では、それぞれの債権の根拠となる法令の遵守や公平性の確保の必要から、安易に債権を放棄することはできません。しかしながら、効率的・効果的な行政執行が求められている昨今、民間企業のこのような考え方は、費用対効果の面からも検討の余地があるのではないのでしょうか。

指摘事項（提言 1-1 から 2-3 に関する指摘）**(1) 督促の不徹底（総務局、健康福祉局）**

地方自治体の債権については、公債権は納期限までに納付しない者があるとき、私債権は履行期限までに履行しない者があるときに、期限を指定して督促しなければならないこととされている。

しかし、次の債権について定められた督促を行っていない状況が見受けられたので、法令に沿った督促・債権管理を行われたい。

ア 土地の売払収入のうち割賦金で収納しているものについて、滞納が発生しているが、債務者に対しては電話等で支払を求めているだけで、法令に基づく督促が行われていなかった。（総務局財産管理課）

イ 平成20年度から徴収を開始した墓地管理料について、毎年夏季に納付書を送付しているが、未納の場合12月に「市営墓地管理料納入について」により納付をお願いしているのみで、法令に基づく督促は行っていなかった。（健康福祉局環境施設課）

【総務局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

総務局は、滞納が発生している案件について、平成22年2月までに督促状を発送した。

(2) 国民健康保険料滞納整理における財産調査、折衝の不徹底（保土ヶ谷区、泉区）

国民健康保険料の債権管理について、財産調査及び折衝等に不適切な事例が見受けられたので、法令等に従い適切な管理を進められたい。

未納世帯のうち滞納金額が100万円を超える案件について各区10件ずつ抽出し、財産の調査、滞納者との折衝についての記録等を確認したところ、次のような状況が見受けられた。

ア 平成18年度からの未納で、平成21年度に分納誓約をしたが、分納誓約が履行されず現在に至っている。この間1年以上接触がなされておらず、預金や生命保険等の財産調査も行われていない。

（保土ヶ谷区保険年金課）

イ 平成17年度からの未納で、平成21年度に分納誓約をしたが、分納誓約が履行されず現在に至っている。この間1年以上接触がなされておらず、不動産や預金、生命保険等の財産調査も行われていない。

（泉区保険年金課）

ウ 平成21年度からの未納で、過去の折衝経緯から現住所地に居住しているかどうか疑わしい案件で、国民健康保険の資格確認のための現地調査を行っていない。

（保土ヶ谷区保険年金課）

(3) 介護保険料滞納整理における折衝等の不徹底（西区、保土ヶ谷区、泉区、健康福祉局）

介護保険料滞納整理について、滞納金額上位30人を抽出し、折衝記録等で状況を確認し

たところ、次のとおり不十分な状況が見受けられた。

(単位：人)

区名	折衝等の状況なし	滞納整理方針なし
西区	25	26
保土ヶ谷区	23	27
泉区	24	27

については、各区保険年金課においては、区局連携の上、介護保険料滞納整理を着実に進められたい。(西区、保土ヶ谷区及び泉区保険年金課、健康福祉局介護保険課)

(4) 折衝の不徹底 (こども青少年局)

母子寡婦福祉資金貸付金返還金の未収額上位 30件について、督促、催告状況、差押え可能な財産の調査や納付促進のための滞納者との折衝についての記録等を確認したところ、6件について、督促状及び催告状の発送は行っているものの、その後長期間、履行を請求するなどの措置がとられていないものが見受けられた。については、適切な債権管理の実現に向けて納付折衝を行われたい。(こども青少年局こども家庭課)

(5) 債権管理台帳整備の不徹底 (総務局、こども青少年局、健康福祉局)

次に掲げる債権の管理について、「横浜市の私債権の管理に関する条例」に基づく台帳が整備されていない、又は台帳に時効管理に必要な情報が記載されていないなど、不適切な台帳管理の状況が見られたので、条例等に従い適切な管理を進められたい。

所管局・課	債権名
総務局 財産管理課	・土地の売払収入
こども青少年局 こども家庭課	・母子寡婦福祉資金貸付金
健康福祉局 高齢健康福祉課	・高齢者住宅整備資金貸付金
健康福祉局 障害福祉課	・身体障害者更生資金貸付金 ・心身障害者扶養共済事業における加入者掛金 未収金 ・障害者住宅整備資金貸付金

(6) 差押債権取立後の配当手続の不備 (西区)

次に掲げる債権の管理について、次のような不適切な事例が見受けられたので、法令に従い適切な事務処理を行われたい。

- ア 国民健康保険料についての差押債権の取立を行っていたが、国税徴収法第131条に基づく配当計算書の作成等の手続が遅延していた事例が見受けられた。
- イ 差押債権額が滞納金額を超過し、滞納者及び他執行機関への配当が生じる場合の手続が、国税徴収法第132条に基づく手続となっていない事例が見受けられた。
- ウ 差押債権額を換価し、滞納者へ配当がある場合には、配当の交付期日以降滞納者が交

付を受けることができるようにする必要があるが、即座に受け取ることができない状態となっている事例が見受けられた。(西区保険年金課)

(7) 貸付金契約書の紛失(都市経営局、健康福祉局、経済観光局、都市整備局)

本市から外郭団体や施設を整備する社会福祉法人等に資金の長期貸付を行う際、貸付に関する契約を貸付先との間で締結しているが、契約書を紛失しているものが見受けられた。

契約書は、契約の存在及び双方の合意内容を明らかにし、後の紛争を防止するために作成される基本的かつ重要な書類である。ついては、契約書の保管方法を改め、紛失等の事態が発生しないように改善されたい。

【都市整備局は改善済み】

(平成21年度末)

所管局	債権名	貸付年度	貸付額	残債額
都市経営局 国際政策課	横浜市国際交流協会基金運用益緊急補填事業貸付金	平成5年度	800万円	800万円
健康福祉局 高齢施設課	地域総合整備資金貸付金	平成7年度	1億円	800万円
		平成9年度	1億円	約1,700万円
		平成13年度	1億円	約5,200万円
経済観光局 新産業振興課	木原記念横浜生命科学振興財団基金運用益緊急補填事業貸付金	平成5年度	600万円	600万円
		平成6年度	1,000万円	1,000万円
		平成7年度	1,000万円	1,000万円
		平成8年度	500万円	500万円
		平成9年度	500万円	500万円
都市整備局 都市再生推進課	横浜新都市センター(株)貸付金 [※]	昭和62年度	30億円	17億円

※ 当初貸付契約後、平成22年3月に取り交わした変更契約書は存在

【対象所属が行った改善内容】

都市整備局は、契約書を有価証券と同等に金庫で保管することとした。

意見(提言1-1、2-1に関する意見)

(1) 早期滞納対策(西区、保土ヶ谷区)

新規滞納の中でも、確定申告の遅れや税調査などの理由により、市民税額に変動が生じ、保険料が一時に高額となった案件が見受けられた。

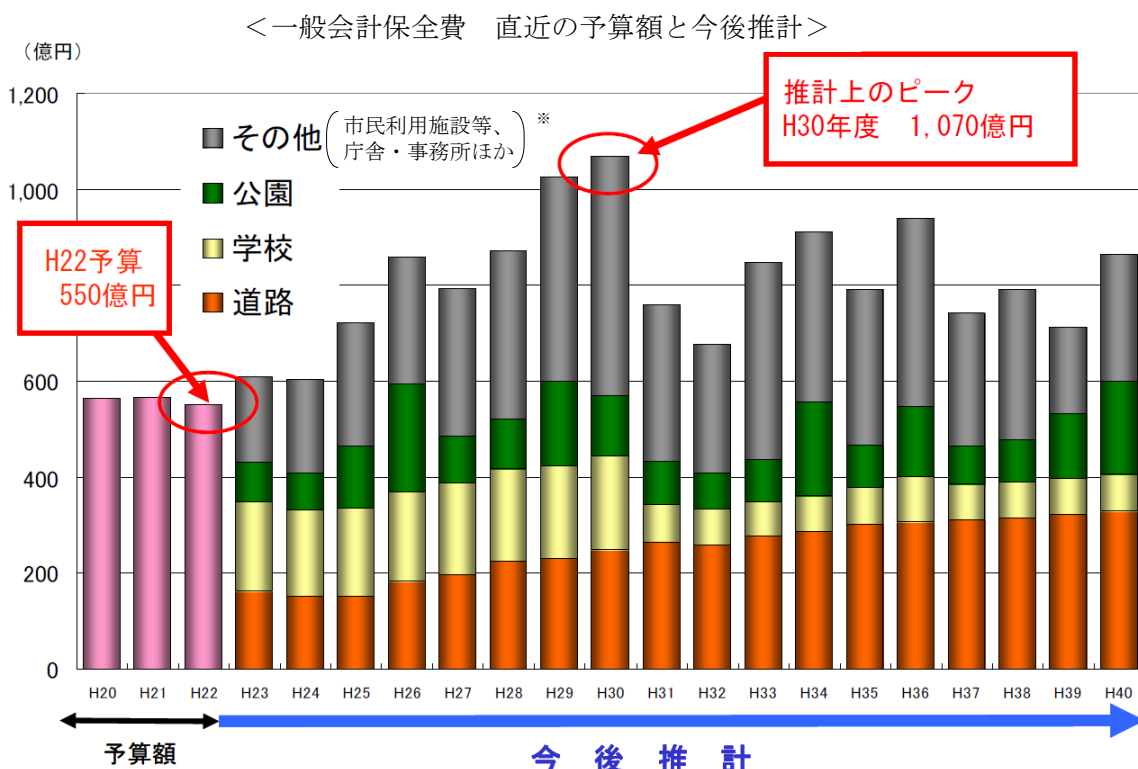
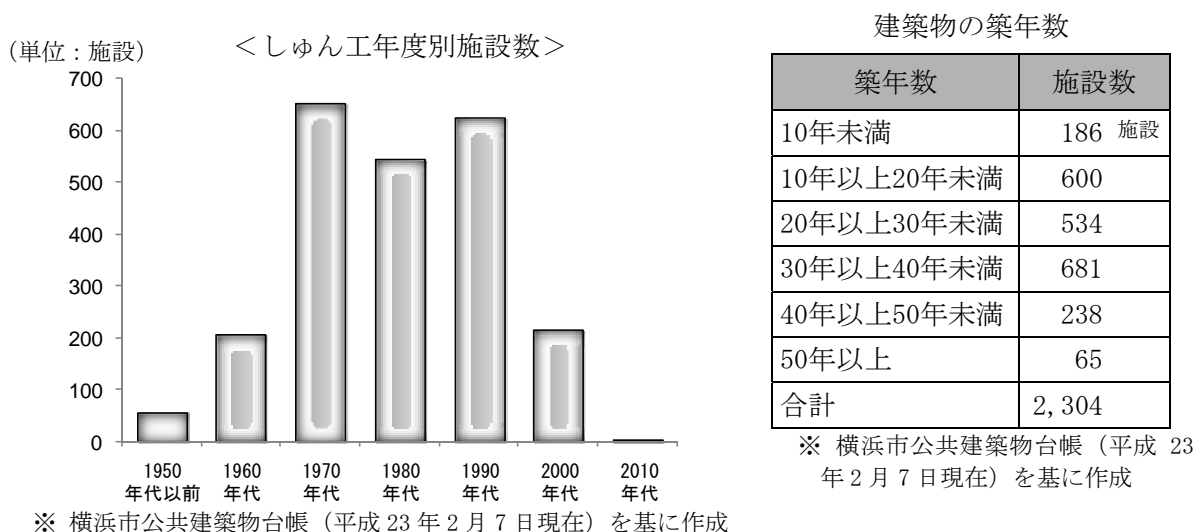
これらについては、早期の財産調査が必要になるなど、地区担当員の対応では困難となる場合も想定されることから、滞納担当職員が確実に内容を把握し進行管理を行う等、早期滞納対策をより効果的に進められたい。(西区及び保土ヶ谷区保険年金課)

3 市民利用施設等の管理・運営

[本市建築物の保全費の増大]

本市には、区民利用施設及び市民利用施設（以下、「市民利用施設等」という。）、学校などの建築物は約 2,300 施設ある。これら施設を 1970年代から 90年代にかけて集中的に整備しており、順次老朽化の時期を迎えることになる。

既に約 2 / 3 の施設は築年数が 20年以上経過しており、多額の保全費が必要とされているが、限られた財源の中、必要額の確保は難しい状況にある。



出典：公共施設の保全費予算編成と執行の考え方（横浜市都市経営局公共施設政策課）

※：監査委員追記

[市民利用施設等の管理・運営主体]

本市では、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的に、938施設（平成22年4月1日現在）で指定管理者の指定が行われている。

指定管理者は、指定管理施設の運営（ソフト面）だけでなく、小規模修繕を含む維持保全※（ハード面）も担っている。

施設所管課は、指定管理者の運営実態が、指定管理施設の公募要項、業務の基準、指定管理者から提出された提案書、基本協定などと相違がないか確認するとともに、指定管理施設の維持保全が適切に行われているか、現地調査も含め施設状態の把握も担っている。

指定管理者が指定された施設

区民利用施設	地区センター等	113 施設
	スポーツ施設	29
	福祉施設	149
	その他区民利用施設	29
市民利用施設	文化施設	11
	スポーツ施設	3
	福祉施設	31
	医療施設	5
	動物園・公園等	84
	その他市民利用施設	63
その他施設	市営住宅・港湾物流施設・コンテナターミナル関連施設	421
合計		938

出典：横浜市指定管理者制度運用ガイドライン【第2版】

[監査の視点]

公共施設の安全確保や適切な保全を行うため、「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」が平成21年3月に策定され、各区局においては、施設の内容や規模などの見直し、保全すべき施設の選別、定期点検の強化による施設状態の把握、適切な修繕時期と工事方法の選択などに取り組むこととされている。

そこで今回、市民利用施設等を対象として、施設の点検・修繕状況、利用状況、区局による確認状況等について、事務及び工事関係の側面から、また、財政援助団体等の側面から多面的に監査を行った。

その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

※ 維持保全

長期にわたりその機能の維持及び耐久性の確保を図るために行う清掃及び点検、運転・監視、保守（小規模な修繕を含む）をいう。

出典：維持保全の手引き（横浜市建築局保全推進課、都市経営局公共施設政策課）

提言 3-1 施設状態の把握及び確認体制の確立

施設所管課では、施設の管理及び維持保全状態を把握するため、職員は日頃から現場である施設に赴き、施設管理者と施設の状態把握などの情報の共有化を図ることが重要である。

また、施設管理者から提出された点検結果等の確認などを確実にを行う仕組み作りが必要である。

提言の背景

今回の監査において、指定管理者が施設所管課に提出した事業報告書等を確認したところ、施設所管課が報告書等の内容を確認していない、指定管理施設の現場確認をしていないなどの事例が見受けられた。さらに、エレベーターの点検結果に対する報告内容が不明確なものがあった。

確認や点検が行われていない原因としては、施設管理が指定管理者任せになっていたことや、報告書の確認や現場に直接行って確認することの重要性の認識が希薄になっていたことなどと思われる。

また、施設管理状況等を定期的に確認していなかったことや、確認する方法、仕組み等が十分に機能していなかったことも考えられる。

特に、危機管理の観点から、利用者への安全上重要な機器の点検結果報告が不明確な場合には、詳細かつ正確に聞き取りを行い再報告させる必要がある。

提言3-2 施設の日常維持管理の重要性

施設管理者は、建物を健全な状態に保つためには、日常点検、清掃などを着実にを行い、劣化の初期段階（鉄部の錆が発生した時点など）で手当てすることが重要である。

このような対応により、建物の長寿命化と保全費の軽減を図ることが可能となる。

提言の背景

日常の維持管理を着実に行うことや、小規模修繕を的確に実施することは、建物の安全確保、機能維持、長寿命化、将来発生する保全費用の軽減につながるが、年間の修繕予算に限りがあることから、小規模修繕の対応は、施設運営に直接支障が生じるものを優先して実施せざるを得ない状況にある。

このため、施設運営に直接影響がでない鉄部の塗装部分などの初期劣化は、放

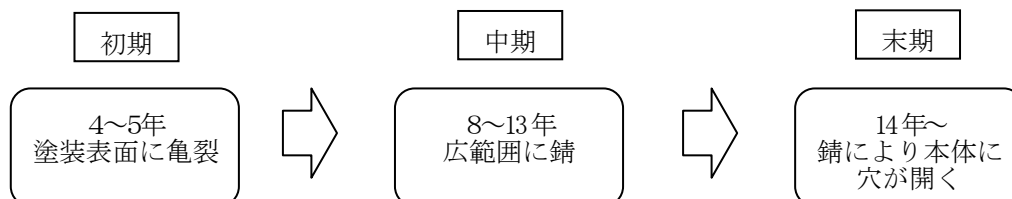
置される傾向が見受けられた。

また、施設の構造上清掃がしにくい箇所が多いなどの理由から、屋上の排水口部分の清掃が行き届いていない状況もある。

劣化の初期段階で対応することによる保全費軽減の試算

<建物の外面に設置された「鉄製扉」の保全方法の違いによる保全費の比較>

1 経年劣化の進行の状況^{※1}



2 保全費の試算と導かれた効果（市民利用施設1施設当たり）

「標準的予防保全」の方法と、「劣化初期段階での予防保全」で保全した場合は、「劣化初期段階での予防保全」の方が、**30年間に必要な保全費を約12万円（約4割）軽減**できる。

$$\text{計算式：} 283\text{千円} - 165\text{千円} = \underline{118\text{千円}}$$

保全費試算表

試算の条件：1施設当たりの鉄製扉の平均面積（5.4m²）^{※2}で試算

劣化の 対処方法 ^{※1} 保全費	初期	中期	末期	耐用年数 (本体交換時期)	保全費 (30年間の累計)
	・表面塗装 1.4万円	・錆落とし ・下地塗装 ・表面塗装 4.5万円	・本体交換 14.8万円		
更新まで保 ない場合			14年に1回	約14年	296千円
標準的 予防保全		8年に1回 ^{※3}	30年に1回 ^{※3}	約30年	283千円①
劣化初期 段階での 予防保全	5年に1回	20年に1回	40年に1回	約40年	165千円②

※1 出典：飯塚 裕 著『建物の維持管理』（鹿島出版会）

※2 横浜市公共建築物台帳から推定

※3 建築局で定めた鉄製扉の保全周期

3 市民利用施設全体での保全費軽減効果

1施設当たりの試算結果を、本市公共建築物長寿命化対策対象施設（約860施設）で試算すると、30年間の保全費は、鉄製扉だけでも**約1億円軽減**できる。

$$\text{計算式：} 118\text{千円} \times 860\text{施設} = \underline{101,480\text{千円}}$$

提言3-3 施設管理能力の向上及び施設所管課への支援

施設の維持保全には、施設所管課において施設管理に精通した人材の育成が重要である。

そこで、施設所管課に対し、営繕担当部署で蓄積されている専門的な知識・経験等を広める研修や、施設管理者点検マニュアル等に基づき施設点検が確実にできる具体的な研修を継続的に実施し、施設管理能力を向上させることが必要である。

また、技術的な支援が得られる建築局の「公共建築物の保全相談」の活用などを確実に行う仕組み作りが必要である。

さらに、施設所管区局では、区局内の人材を最大限活用し、施設所管課を支援する必要もある。

提言の背景

指定管理者制度を導入している市民利用施設等の小規模修繕を含む維持保全は、原則、指定管理者が行うことになっている。施設を適切に維持保全し、施設の長寿命化を図ることはますます重要となっているが、専門知識を十分に有しておらず、維持保全を全て専門業者任せにしている指定管理者も見受けられた。指定管理者の選定の際はもちろん、施設の日常的な管理の際にも、維持保全による施設の長寿命化の観点を考慮することが求められる。

また、施設所管課も施設の維持保全に関する専門知識に精通した職員が十分に配置されているとは言えず、施設の管理運営上苦慮しているところである。

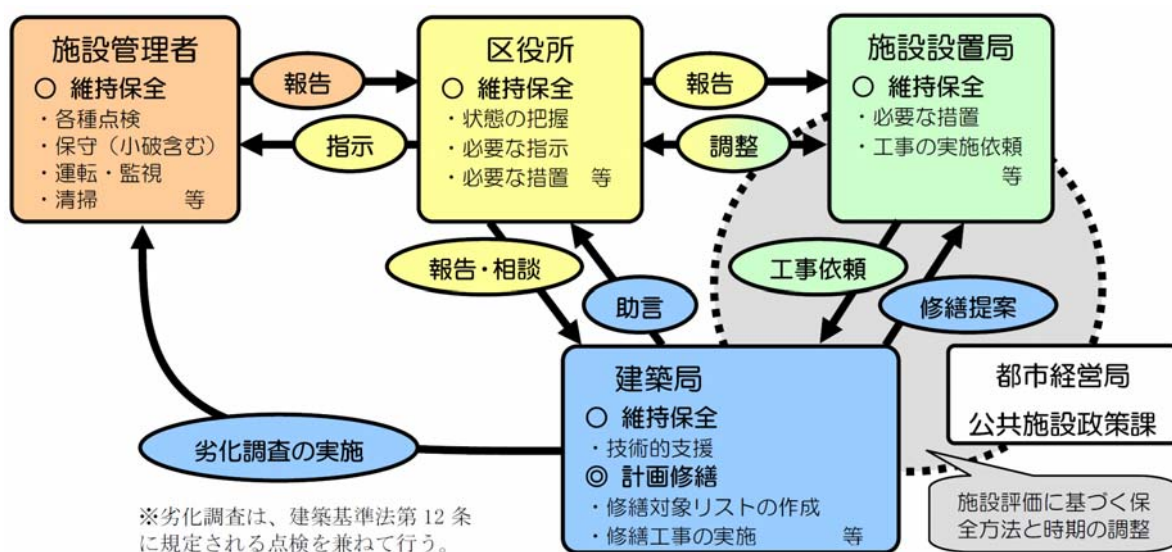
このため、建築局は、営繕担当の技術職員がいない区局に対して、施設保全に関する相談を受ける「公共建築物の保全相談」を実施しているが、適切に機能しているとは言い難い状況にある。

また、今年度から区の副区長はストックマネージャー^{※1}として、施設点検の確認・連絡調整などを担うこととなっているが、運用開始初年度でもあり、所期の機能を発揮していない面も見受けられた。

事業の概要・監査の状況

本市の施設の管理・運営については、適切な維持保全を行うよう「横浜市公共建築物(市民利用施設等)の施設評価及び保全に関する運用指針^{※2}」を平成21年度に策定し、「維持保全の手引き^{※3}」「施設管理者点検マニュアル^{※4}」等に基づき、施設の状態を正しく把握し、施設の機能と耐久性を長期にわたって確保するよう取組が示されている。

＜施設の「維持保全」に関する相関図＞



出典：維持保全の手引き（横浜市建築局保全推進課、都市経営局公共施設政策課）

※1 区ストックマネージャー制度

【趣旨】

区内にある市民利用施設等について、施設管理者や施設設置局との連携を図りながら、施設の点検・評価により、計画的・効率的な保全の実施と施設の安全性を確保する。

【役割】

指定管理者などの施設管理者が実施する、施設点検による施設状況の把握
施設設置局等の関係者との連絡調整
保全工事の優先順位を検討するための施設評価情報の施設設置局への報告

【体制】

ストックマネージャー：副区長
ストックマネージャー事務局：総務課（平成22年度）

※2 横浜市公共建築物(市民利用施設等)の施設評価及び保全に関する運用指針

(平成21年3月)

施設の設置、所管、保全が複数の区局にまたがり運営されている公共建築物（市民利用施設等）を対象に、施設におけるサービス性、建築性能及びコストの現状を評価し、投資効果の高い保全の方法、実施時期を調整するとともに施設運営上の改善策（施設規模、サービスの提供方法、安全性、コスト等）を検討する。

また、保全費増大の抑制と平準化の観点から、今後の施策の展開や施設のあり方、施設規模の見直しやサービスの提供方法などを検討する。

さらに、保全の種類（日常的な巡視、補修、大規模修繕、改修等）ごとに、点検から予算確保、修繕までの役割分担等を明確にした。

※3 維持保全の手引き（平成22年4月）

「横浜市公共建築物（市民利用施設等）の施設評価及び保全に関する運用指針」における施設の保全について解説するとともに、各施設において実施すべき各種保全業務等を列記した。

※4 施設管理者点検マニュアル（平成22年4月）

「維持保全の手引き」に記載されている施設管理者が行うべき「施設管理者点検」の具体的事例を示したもので、不具合の状態などの写真を用い、専門知識を持たない施設管理者向けのマニュアル。

指摘事項(提言 3-1 から 3-3 に関する指摘)

(1) 施設所管課による事業報告書の確認の不徹底 (保土ヶ谷区)

指定管理者制度が導入されている施設については、基本協定に基づき、事業年度終了後に事業報告書を提出させている。そこで、提出された事業報告書をみたところ次のような事例が見受けられた。

については、指定管理者から提出された事業報告書の確認を徹底されたい。(地域協働課)

施設所管課は、事業報告書と業務の基準等を突合し、不一致な点があれば、指定管理者に確認をしなければならない。しかし、保土ヶ谷スポーツセンターの事業報告書には、自家用電気工作物などの保守点検の一部で、「年間を通じて点検実施」としか記載されておらず、内容も確認していなかった。

点検項目	基準	実績	報告書の記載内容
消防設備 定期点検	2回/年	2回/年	年間を通じて点検実施
自家用電気工作物 定期点検	6回/年	6回/年	年間を通じて点検実施

(2) 施設所管課による施設の状況把握、巡視点検の不徹底 (西区、保土ヶ谷区及び泉区)

施設の安全面やサービス水準の確保等の観点からは、指定管理者の管理運営状況を本市が十分に把握する必要がある。

そこで、区役所が所管する指定管理施設の一部を見たところ、施設の管理状況や修繕の実施状況の把握、巡視点検を「指定管理者に対する業務点検の実施マニュアル」どおりに行っていない事例が見受けられたので、マニュアルに基づき、適切に管理運営状況を把握されたい。

ア 施設所管課は、地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理施設の管理状況や修繕の実施状況を隔月に報告を受けることとなっているが、隔月に報告される状況をその都度確認せずに、年度終了時点での業務報告書で確認を取っていた。(保土ヶ谷区地域協働課)

項目	該当施設	基準	実績
施設の管理状況や修繕の実施状況の確認	区内全地区センター、区内全コミュニティハウス、スポーツ会館、こどもログハウス	隔月	1回/年

イ 施設所管課は、地区センターやコミュニティハウスなどの指定管理施設の巡視点検を四半期ごとに行うこととなっているが、点検の実施は年1回のみだった。(西区地域振興課、保土ヶ谷区地域協働課)

項目	該当施設	基準	実績
巡視点検	・西区、保土ヶ谷区共通 区内全地区センター、区内全コミュニティハウス ・保土ヶ谷区 スポーツ会館、こどもログハウス	四半期ごと	1回/年

ウ 施設所管課は、地区センターやコミュニティハウスの四半期ごとの巡視点検を実施していなかった。(泉区地域振興課)

項目	該当施設	基準	実績
巡視点検	下和泉・中川地区センター、中田コミュニティハウス	四半期ごと	未実施

(3) 不適切な修繕対応と維持保全 (財団法人横浜市体育協会、西区及び保土ヶ谷区)

財団法人横浜市体育協会が指定管理者である施設の管理状況を見たところ、利用者の安全にかかわる不具合に対する修繕対応が適切に行われていないものや、日常の維持保全が不十分な状況が見受けられた。

については、財団法人横浜市体育協会は、日常の維持保全を適切に行うとともに、所管区へ点検結果等に基づく施設状況の報告・連絡・相談を的確に行い、情報の共有を図らねばならない。

西区及び保土ヶ谷区は、指定管理施設の維持管理状況の確認を的確に行うことで所管施設の状況を把握し、指定管理者への指導を適切に行われたい。

ア 利用者の安全に係る修繕の実施判断が不適切

エレベーターの保守点検委託において、駆動装置からの油漏れが報告されていたが、区に詳細な状況を報告せず修繕時期を先送りしていた。(西スポーツセンター)

エレベーター修繕対応状況

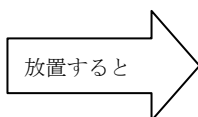
保守点検で指摘された年月	不良指摘項目	対応状況
平成21年10月	油圧シリンダパッキン作動油劣化	平成23年1月修理

イ 日常維持保全が不十分

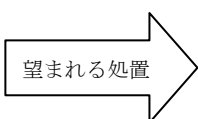
(7) 屋根部分の雨水排水口付近の清掃が行き届いていないため、雨水排水に支障が生じており、雨漏り発生の原因となる状態となっている。

(西スポーツセンター及び保土ヶ谷スポーツセンター)

雨水排水口部分の雑草



防水層が劣化して雨漏りに至った場合、建物の内装まで改修が必要となる。

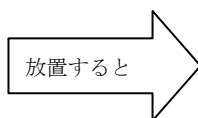


着実に点検・清掃を行い、雑草が生える状態にならないようにする必要がある。

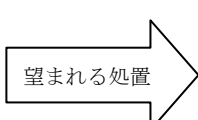
(4) 屋外の鉄部塗装が劣化したまま放置されており、現状のまま放置した場合、鉄部の腐食が進行し本体の交換が必要となる。

(西スポーツセンター及び保土ヶ谷スポーツセンター)

屋外階段の塗装劣化状況

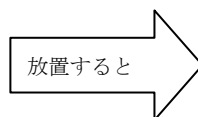


数年後に鉄部に穴が開いたり、破断したりという状況になってしまい、階段本体の改修が必要となる。

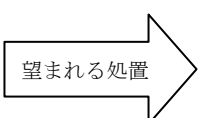


この段階で補修塗装を行うと、長期間にわたり塗装だけで、初期の状態に回復することができる。

屋外電気接続箱の塗装劣化状況



箱に穴が開くと、接続箱の更新が必要となるだけでなく、漏電事故に至る状況



現時点では塗装が可能な状態であるため、早急に塗装を行う必要がある。

提言3-4 稼働率の向上

施設の稼働率向上には、区局が利用者ニーズや利用状況を十分に精査し、施設管理者との連携により新たな利用者を取り込むための企画を工夫するなど、対策を行う必要がある。

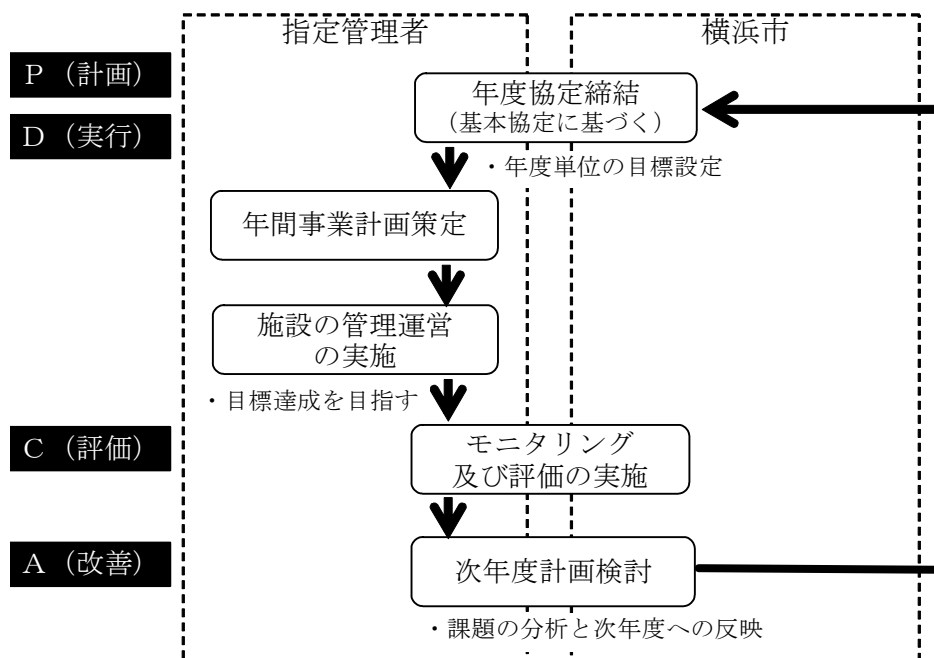
また、施設の目的は異なるが、複合施設等となっているものは、共に機能が重複する部屋について、転用等を含めた利活用に向け、適切な時期に検討を進めることも重要である。

提言の背景

施設運営については、厳しい財政状況において、既存の市民利用施設等を有効に活用し、多様化する市民ニーズに対応していくことが重要である。

また、指定管理者制度の導入を進めている中で、指定管理者の施設運営に関する知識や経験等を活用しつつ、施設運営の状況を所管区局が適正に確認することが重要であるが、稼働率向上に向けた課題の分析や次年度への反映を行う上での取組などに課題が見受けられた。

<指定管理者制度適用施設のマネジメントシステム（年単位）の概念図>



監査の状況

各施設を所管する区局では、施設の利用状況等について施設管理者が提出する事業報告書等で把握し、次年度への反映を行うこととされている。

指定管理者が運営するスポーツセンターについて、所管する区では事業報告書等を通じて基本目標の達成状況やその理由について把握しているが、目標が未達成の項目について、一部の区では、次年度に向けた有効な対策について指定管理者へ指導等を行っていない状況が見受けられた。

監査対象区のスポーツセンターにおける施設管理に関する基本目標達成状況（平成 21 年度）

区名	目標達成率		
	①利用者数	②スポーツ教室延べ参加者数	③利用料金収入
保土ヶ谷	103.1% (目標：362,650 人) (実績：373,943 人)	91.6% (目標：74,600 人) (実績：68,367 人)	101.0% (目標：38,307 千円) (実績：38,709 千円)
泉	95.2% (目標：257,560 人) (実績：245,105 人)	78.5% (目標：65,500 人) (実績：51,392 人)	103.4% (目標：21,521 千円) (実績：22,256 千円)
(参考) 西※	79.1% (目標：256,570 人) (実績：202,879 人)	68.1% (目標：50,200 人) (実績：34,167 人)	70.3% (目標：49,990 千円) (実績：35,147 千円)

※ 10月2日～2月26日まで、プール改修工事のため一部休館あり

意見

(1) 施設の有効利用（市民局）

地区センターは、地域住民がスポーツ、レクリエーション、クラブ活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場として設置されているが、その利用状況についてみると、部屋によっては稼働率に差異が生じている。

地区センターには、地域ケアプラザとの複合施設として設置されているものがある。両者の設置目的は異なるが、共に、機能を同じくする部屋（料理室等）が重複している施設もある。

については、地区センターの有効利用を図るため、本市の公共施設の維持・有効活用に向けた基本方針である「横浜市公共施設の保全・利活用基本方針」を踏まえ、施設の設置目的、利用状況、利用者ニーズ、今後の改修計画等を十分に精査した上で、別の用途への転用等を検討するなど、施設の稼働率の向上に向けた取組を行われたい。（地域施設課）

地区センターの主な部屋の稼働率（平成21年度実績）

会議室	体育室	和室	工芸室	音楽室	料理室
49.7%	82.2%	32.8%	51.4%	73.2%	17.2%

複合施設（地区センター・地域ケアプラザ）22施設における料理室等の稼働率

名称	単純平均稼働率※ （平成21年度実績）
地区センター料理室	15.9%
地域ケアプラザ調理室	24.3%

※ 単純平均稼働率：各複合施設の稼働率の平均値

地区センター料理室稼働率＝占有利用時間÷占有利用可能時間

地域ケアプラザ調理室稼働率＝占有利用枠÷占有利用可能枠

提言3-5 多様な支払方法の検討

市民サービスにおいては、利用者の立場に立ち、ニーズ把握や利便性向上を図ることが重要である。

市民利用施設予約システムの導入なども、サービス向上の一環と言えるが、予約後の利用料金支払方法については、一部施設では、申込み後所定の期日までに、施設窓口にて事前来訪しての現金払いに限られていた。

費用対効果なども考慮した上で近隣の他都市の事例なども参考にして、口座振込など多様な支払方法を検討し、施設利用者の利便性向上を図る必要がある。

提言の背景

施設の利用申込みについては、当初電話による予約に限られていたが、インターネット申込みも可能にするなど、市民サービスの観点から改善がなされてきた。

しかし、申し込んだ後の料金支払などの手続は、いまだ直接来館・現金支払の方式だけとなっている。また、利用手続の期限も、スポーツ施設は利用当日だが、文化施設は申込日を含め8日以内などに設定されている。

事業の概要・監査の状況

(1) 市民利用施設予約システムについて

稼動：平成8年11月

内容：電話・インターネット※により施設利用予約申込を行う。（施設営業時間外の申込が可能。）

申込資格者：スポーツ施設や文化施設で利用登録をした市民等

予約可能施設：スポーツ施設 56施設、文化施設 17施設

※ インターネット申込は、平成15年3月策定の電子市役所推進計画に基づき、平成15年度開始

(2) 監査の状況

ア 市民利用施設利用手続の現在の流れ

市民利用施設予約システム（電話・インターネット）にて予約後、期限内に施設に来館し、利用申請と料金の支払を行う。

(ア) 来館期限

スポーツ施設は利用当日。

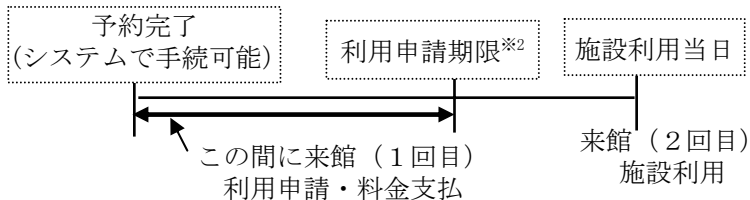
文化施設は、抽選予約の場合申込月の末日、抽選後の空き施設予約の場合は申込日を含め8日以内。

＜スポーツ施設と文化施設の来館所要回数^{※1}＞

○スポーツ施設（来館所要回数1回）



○文化施設（来館所要回数2回）



※1 来館所要回数は、最少の場合。

※2 抽選予約の場合は申込月末日、抽選後空き施設予約の場合は申込日を含め8日以内。

(イ) 利用料金の支払い方法

現金（一部スポーツ施設においては、Suica・PASMO 利用可能）

イ 利用者の要望例

(ア) 「市民の声」（市民からの提案、平成22年8月）（要約）

近隣の他の施設で支払ができるシステム導入、若しくは銀行振込対応への要望。所管局（市民局）からは、利用料金の収受が利用施設来館に限られている理由を「利用目的や利用内容、付帯設備の使用、追加料金の設定や施設の利用方法などの確認や必要に応じて現場にての打ち合わせ」が必要であるから、と回答を行っている。

(イ) 男女共同参画センター横浜北 利用者アンケート（平成22年9月）

支払方法を検討して欲しい（東京都や川崎市は口座引き落とし）との要望が2件あった。

ウ 他都市の市民利用施設等の利用手続例（各都市ホームページを調査）

○ 神奈川県内政令指定都市・・・2市とも銀行振込が可能

川崎市 施設利用日翌月24日に口座引き落とし、若しくは利用日翌月中旬に送付される納入通知書により支払い

相模原市 予約時に通知された日までに口座振込、若しくは施設で現金払い

○ 東京都

一部施設において、銀行振込やクレジットカード払いが可能

その他指摘事項等

意見

(1) ホームページへ掲載する事業報告書の基準の統一（市民局）

区役所地域振興課・地域協働課では、地区センターを運営する指定管理者から提出された事業報告書をホームページに公開しているが、掲載についての統一基準がないため各区で扱いが異なる事例が見受けられた。

については、ホームページへ掲載する事業報告書の内容の統一基準を設けられたい。（地域施設課）

平成 21 年度事業報告書のホームページへの掲載状況

区名	掲載状況
西	未掲載
保土ヶ谷	収支決算書、利用状況、自主事業報告、利用料金収入実績、施設管理実績表、維持管理・保守点検実施報告書、委託内容一覧、修繕一覧、備品一覧、苦情対応状況報告、サービス向上及び経費節減努力事項報告ほか
泉	収支決算書、利用状況、自主事業報告

(2) 公会堂の空き状況確認（市民局）

公会堂を利用する場合は空き状況を確認した上で、予約をすることになる。

そこで、空き状況の確認方法を調べたところ、ホームページで空き状況が確認できる公会堂がある一方で、直接連絡をしないと空き状況が確認できない公会堂が見受けられた。

については、市民サービス向上の面から、ホームページでも空き状況が確認できるようにされたい。（地域施設課）

公会堂における空き状況のホームページへの掲載状況

運営形態	掲載	未掲載	計
直営	2 区	11 区	13 区
指定管理	5 区	—	5 区
計	7 区	11 区	18 区

4 事務全般

事務全般の関係では、財務事務の観点から監査を行った。

今回の監査では、手続の見直しが行われた物品購入などの「① 契約事務」、平成21年度定期監査の重点テーマからの追跡調査を含めた「② 検査事務」及び「③ 現金等管理事務」をテーマに選定した。

また、監査の実施に当たり、各テーマについて、物品購入・委託・現金等を対象とした。

その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

対 象 テーマ	物品購入	委託	現金等	合計
① 契 約 事 務	○	○	—	—
② 検 査 事 務	○	○	—	—
③ 現金等管理事務	○	—	○	—
実施区局・事業本部 及び課数	25区局・事業本部 59課	28区局・事業本部 67課	28区局・事業本部 82課	28区局・事業本部 83課
監 査 対 象	4,305 件	5,232 件	(82課)	9,537 件
監 査 実 施	1,226 件	339 件	(82課)	1,565 件
備 考	主に平成22年度予算で購入した物品を対象とした。	主に平成21年度に執行された委託を対象とした。	主に各所属の現金等の管理状況を対象とした。	

※ 物品は支出命令書等の件数、委託は契約の件数

提言 4 適正な経理事務に向けた実践的な研修の実施

平成22年度から契約事務手続の一部が見直された。積極的な経理研修や内部点検を実施している例もあるが、一部不適切な事例も見られた。

適正な経理事務処理の推進を更に図るため、次のような取組を継続して実施することが不可欠である。

- (1) 客観的に履行を証するため、必ず日付が記載された納品書を受領する。
- (2) 予防的観点を重点に、具体的な事例を盛り込んだ実践的な研修を行う。

提言の背景

契約事務の執行状況については、過去の定期監査においても指摘しているが、行政運営調整局（現総務局）が平成22年3月に報告した「経理処理に関する全庁調査」において、預け金を始めとした不適切な経理処理が改めて判明した。

そこで、物品購入に関する契約事務手続等の見直し^{*1}について、各所属における対応状況を確認するため、監査を実施した28区局・事業本部83課の中から、26区局・事業本部56課を抽出して通知に関する聞き取り調査を行った。

その結果、見直し内容についての認識度は高く、所属内での周知徹底もなされていた。

聞き取り調査の内容と回答

確認内容	課	認識度
経理担当者は、通知の内容を知っているか	知っている 56課／56課	100%
通知の内容を所属内に周知したか	周知した 56課／56課	100%
点検表等を活用して確認を行っているか	活用している 32課／56課	57.1%

一方、日常の実務では、通知に添付されている「契約事務適正化着眼点」^{*2}等の点検表をその都度活用していない状況も確認された。

点検表等を活用しない理由として、聞き取り調査の中では、担当者が契約事務手続について習熟していることなども挙げられている。

しかし、見直し内容の認識度が高いにもかかわらず、今回の監査では不注意による誤りも見受けられた。この中には、点検表等を活用することで防げる事例も見受けられる。

今回の例のように、改正内容が周知されているものでも、事務処理手続について正しく行われているか、各所属において随時に確認することが必要である。

※1 物品購入に関する契約事務手続等の見直し

「物品購入に係る契約事務手続等の見直しについて（通知）」（平成22年3月30日 行契二第2999号・会審第907号）

＜主な内容＞

- ・ 発注手続 [口頭発注禁止の徹底・年度末発注の原則禁止]
- ・ 納品確認 [納品書と現物の照合確認を徹底]
- ・ 検査の実効性 [検査員任命時の研修受講]
[契約発注課以外の検査員による検査の実施]
- ・ 出納手続の適正化 [検査終了後直ちに物品出納通知決裁・送付]
- ・ 支出命令 [検査調書に加え納品書を支出命令書へ添付]
- ・ 契約関係書類 [日付の記載がない書類は、原則受け付けない]
- ・ 事務手続の確認 [点検表などによる周知]
- ・ 研修の実施 [担当者に加え、係長、課長を対象に実施]

※2 契約事務適正化着眼点

上の通知に添付されている点検表で、事務手続の改正内容に沿った着眼点と対応方法が示されている。

事業の概要・監査の状況

① 契約事務

物品購入事務及び委託契約事務については、おおむね良好であったが、一部請書等の契約関係書類の保管・管理が不徹底であったり、契約前に発注を行うなどの不適切な事例や履行期間を延長すべきところ手続を行わなかった事例などが見受けられた。

また、所管部署への不適切な指示から誤った取扱いが行われるなど、正しい知識の共有化を図る必要がある事例も見受けられた。

契約事務に関する監査の状況

	監査実施 区局・事業本部 課 数	監査対象	監査実施 (A)	不適切な取扱い (B)	割合 (B)/(A)
物品購入	25区局・事業本部 59課	4,305 件	1,226 件	15 件	1.2 %
委 託	28区局・事業本部 67課	5,232 件	339 件	10 件	2.9 %

指摘事項(契約事務)

(1) 物品購入及び委託に関する不適切な契約手続等

(泉区、APEC・創造都市事業本部、共創推進事業本部、市民局、こども青少年局、環境創造局、経済観光局、建築局、消防局、交通局、病院経営局及び教育委員会事務局)

物品購入及び委託に関する契約事務処理について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるよう改められたい。

ア 契約関係書類の保管・管理の不徹底

(ア) 請書等の契約関係書類が保管されていなかった。

(市民局市民活動支援課 1 件、経済観光局雇用労働課 1 件、建築局違反对策課 1 件)

(イ) 見積書や請書等の契約に関する電子決裁文書 (PDF ファイルによる電子データ) と保管されている原本に相違があった。

(共創推進事業本部共創推進課 3 件、環境創造局みどりアップ推進課 1 件、経済観光局雇用労働課 1 件、建築局保全推進課 1 件、消防局予防課 2 件、消防局保土ヶ谷消防署 1 件、教育委員会事務局指導企画課 1 件)

(ウ) 契約の相手方から提出された請書の記載不足等を補うために、修正が加えられていた。(泉区地域振興課 1 件、こども青少年局保育所整備課 1 件)

イ 不適切な契約手続

(ア) 契約に関する決裁を受ける前に、納品や委託業務着手等がなされていた。

(APEC・創造都市事業本部創造都市推進課 2 件、共創推進事業本部共創推進課 1 件、市民局市民活動支援課 1 件、建築局違反对策課 2 件、交通局自動車本部保土ヶ谷営業所 1 件、病院経営局脳血管医療センター 1 件、教育委員会事務局指導企画課 1 件)

【APEC・創造都市事業本部、共創推進事業本部、交通局及び病院経営局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

APEC・創造都市事業本部、共創推進事業本部、交通局及び病院経営局では、今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

(イ) 履行期間延長の変更契約をすべきところ行わなかった。(環境創造局みどりアップ推進課 1 件) 【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局では、今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

意見(契約事務)

(1) 所管部署への不適切な指示 (交通局)

交通局自動車本部運輸課は市営バス各営業所の業務指導等を所管している。そこで、営業所に対する指導内容を確認したところ、運輸課で作成した営業所車両整備係向けの物品購入手続マニュアルに、契約を締結する時点で受領すべき書類を納品時に受け取ると読み取れる表現があった。このため、保土ヶ谷営業所において契約関係書類の一括受領等の事務処理が行われていた。

については、マニュアルの内容を見直すとともに、局経理部門等と営業所との間で定期的な打合せを持つなど相互の情報交換を行い、知識の共有化を図ることを検討されたい。

(交通局自動車本部運輸課、交通局自動車本部保土ヶ谷営業所)

評価できる取組

市民局では、契約事務等の適正化を図るため、主として平成 22 年度に次のような取組を行った。

- (1) 局で独自に作成したマニュアル等を使用し、実務担当職員及び係長を対象とした研修を各 2 回実施 (年度末及び定期異動後)
- (2) 研修に参加した実務担当職員を講師として、課内研修を実施
- (3) 委託契約について一部抽出し、完了検査が適正に行われているか、他課の職員による点検を実施

(1)、(2)の研修は、基本や原則に重点を置いた内容であり、経験の浅い職員が配属されてすぐに実務を任されるなど習熟度に差が生じやすい時期に対象別に実施されるなど、職員の能力向上に有効な取組である。

また、(3)の取組は、相互点検の観点から有効である。

なお、この取組が行われた後の業務については、今回の監査において課題は発見されなかった。

② 検査事務

物品購入については、他課の検査員が検査すべきところを自課の検査員が行っていたり、定められた者以外による検査が実施されているなど、実効性のある検査が行われていない事例が見受けられた。

委託契約では、委託業務が完了する前に完了したとして検査を行っていた事例や、委託業務の完了検査を年度内に行わなかった事例等が見受けられた。

検査事務に関する監査の状況

	監査実施 区局・事業本部 課 数	監査対象	監査実施件数 (A)	不適切な件数 (B)	割合 (B)/(A)
物品購入	25区局・事業本部 59課	4,305 件	1,226 件	19 件	1.5 %
	(うち納品書について確認した件数*)		(1,025 件)	(6 件)	0.6 %
委 託	28区局・事業本部 67課	5,232 件	339 件	8 件	2.4 %

※ 納品書については平成22年4月の契約事務手続等の見直し以降を対象とした。

物品購入に関して、納品書の不適切な取扱いが行われていた状況は次のとおりである。

納品書の不適切な取扱い状況

内 容	件数	金 額
日付の記載がない納品書を受領	2 件	281,662 円
日付の記載がない納品書を受領 納品書原本の一部が保管されていない	1 件	2,782 円
納品場所ごとに納品書を受領していない	1 件	1,153,950 円
納品書原本が保管されていない	1 件	73,500 円
納品書を支出命令書に添付していない	1 件	178,500 円
計	6 件	1,690,394 円

物品購入に関する契約事務手続の見直しの中でも、日付の記載がない契約関係書類については原則受け付けないように通知されている。

特に納品書は、後日においても客観的に履行日を証するものとなるため重要である。

指摘事項(検査事務)

(1) 物品購入及び委託に関する納品・検査確認の不徹底

(保土ヶ谷区、市民局、環境創造局、建築局、消防局、水道局、交通局、病院経営局及び教育委員会事務局)

物品購入及び委託の納品・検査確認の状況について抽出してみたところ、次のような事例が見受けられた。

については、適切な取扱いとなるよう改められたい。

ア 納品確認の不徹底

(ア) 日付の記載されていない納品書を受領していた。(交通局高速鉄道本部営業課 1 件、病院経営局脳血管医療センター 1 件)

(イ) 日付の記載されていない納品書を受領していた。また、納品書原本の一部が保管されていなかった。(交通局自動車本部運輸課 1 件)

(ウ) 複数場所への納品において、納品場所ごとに納品書を受け取るべきところ受領していなかった。(消防局予防課 1 件)

(エ) 支払時に納品書を支出命令書に添付しているが、納品書原本が保管されていなかった。(保土ヶ谷区地域協働課 1 件)

(オ) 納品書原本は保管されているが、支払時に納品書を支出命令書に添付していなかった。(保土ヶ谷区地域協働課 1 件)

【消防局、交通局及び病院経営局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

消防局、交通局及び病院経営局では、今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

イ 実効性を欠く検査

(ア) 物品購入において、事務所・事業所等に複数の課や係が設置されている場合は他課又は他係の検査員が検査すべきところ、自課又は自係の検査員による検査が行われていた。(消防局保土ヶ谷消防署 5 件、水道局西・保土ヶ谷地域サービスセンター 3 件)

(イ) 当該契約の起案担当者以外の者が検査すべきところ、起案担当者が検査員となっていた。(交通局自動車本部保土ヶ谷営業所 5 件)

【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

消防局、水道局及び交通局では、再発防止に向けて通知等を周知徹底するとともに、局経理部門と事務所・事業所等で行っている定期的な打合せ会等において、知識の共有化を図るための情報交換を行うこととした。

ウ 不適切な検査

(ア) 委託業務が完了する前に、完了したとして検査を行い検査調書を作成していた。(環境創造局みどりアップ推進課 1 件、建築局違反对策課 1 件、教育委員会事務局指導企画課 2 件)

(イ) 委託業務の完了検査を年度内に行わなかった。(保土ヶ谷区地域協働課 3 件)

(ウ) 委託業務の仕様書で定めた成果物が一部提出されないまま、完了したとして検査を行っていた。(市民局地域施設課 1 件)

【環境創造局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局では、今回の指摘事項に関する規則等を周知徹底するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

意見(検査事務)

(1) 検査の客観性向上

(都市経営局、環境創造局、都市整備局、交通局及び教育委員会事務局)

ア 横浜市契約規則では、委託業務が契約内容どおりに履行されたか検査を行うこととなっている。

そこで委託の成果物である電子データについてみたところ、完了期限後に再提出されたデータは保管していたが、完了検査時の日付のデータは保管されていないため、完了検査が適切に行われたことが確認できない事例が見受けられた。

については、完了検査時のデータも保管するなど、委託業務が期限内に適切に遂行されたことを第三者が事後においても確認できるよう検討されたい。

(都市経営局基地対策課 1 件、環境創造局みどりアップ推進課 4 件、環境創造局公園緑地管理課 7 件、都市整備局市街地整備調整課 1 件、都市整備局戸塚駅周辺開発事務所区画整理課 1 件、教育委員会事務局横浜サイエンスフロンティア高等学校 1 件)

イ 平成21年度定期監査で、「検査方法については、報告書、写真等の検証可能な資料の添付をルール化するなど「可視化」を図り、検査方法の客観性を高めることが重要である」と提言した。

交通局では、交通局物品及び役務検査事務取扱規程に基づき完了検査の結果が合格の場合は、「委託契約通知書兼検査調書」に検査日を記入し、検査員及び立会人が押印することとなっているが、具体的な検査方法を記録することを求めているため、委託業務の完了検査の状況が確認できない事例があった。

については、検査の客観性向上に向け完了検査の方法が事後においても確認できるよう、検査方法を記録することについて検討されたい。(交通局)

③ 現金等管理事務

現金等の管理では、組織機構改革などにより統廃合された所属が使用していたタクシー乗車券を管理簿などで管理せず保管していたものや、預金口座に目的の資金が振り込まれる前に別の目的で振り込まれた預金残額を使用していた事例などが一部の所属で見受けられた。

これは、事務手順を失念するなどの誤りが生じた場合、所属内で早期に確認対応できる体制が構築されていないことなども要因のひとつと思われる。

現金等管理事務に関する監査の状況

	監査実施 区局・事業本部 課数 (A)	不適切な取扱い (B)	割合 (B)/(A)
金券類の管理	28区局・事業本部 77課	3 課	3.9 %
預金口座等の管理	28区局・事業本部 65課	6 課	9.2 %
備品管理	24区局・事業本部 52課	13 課	25.0 %
物品管理簿	22区局・事業本部 46課	12 課	26.1 %
企業備品等*	2局 6課	1 課	16.7 %
つり銭の取扱い	15区局 31課	2 課	6.5 %

※ 公営企業会計など会計規程の異なる所属

備品管理のうち、物品管理簿への記載がない不適切な取扱いを支出命令書の件数で示すと次のようになる。

物品管理簿の記載状況

	監査実施 区局・事業本部 課数	監査対象件数	監査実施件数 (A)	記載がない件数 (B)	割合 (B)/(A)
物品管理簿	22区局・事業本部 46課	405 件	277 件	23 件	8.3 %
	うち記載がない課 (12課) の状況		(86 件)	(23 件)	26.7 %

物品管理簿への記載がない件数の割合は、22区局・事業本部 46課全体で見ると 8.3%であるが、不適切な取扱いをしていた 12課に限って見ると 26.7%と高くなっている。

指摘事項（現金等管理事務）**(1) 現金及び備品の不適切な取扱い**

（保土ヶ谷区、共創推進事業本部、地球温暖化対策事業本部、都市経営局、市民局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、建築局、道路局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局、監査事務局及び議会局）

現金及び備品の管理状況を確認するため、監査対象区局・事業本部の中から抽出した所属についてみたところ次に示すような不適切な取扱いが見受けられた。

については、適切な事務となるよう改められたい。

ア 管理簿等により管理されていない金券類などが金庫に保管されていた。

(ア) 前渡金預金口座から引き出した出張旅費を研修派遣中の職員に対し5か月以上支給しないで保管していた。（共創推進事業本部共創推進課）

(イ) 組織機構改革などにより統廃合された所属で使用していたタクシー乗車券を管理簿等で管理せず保管していた。（水道局料金課、交通局高速鉄道本部営業課）

【改善済み】**【対象所属が行った改善内容】**

共創推進事業本部では、保管していた出張旅費を当該職員に支給するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

水道局及び交通局では、管理されていなかったタクシー乗車券を適切に管理するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

イ 目的の資金が前渡金管理者の預金口座に振り込まれる前に、既に別の目的で入金されていた資金から引き出して使用した。

（共創推進事業本部共創推進課、地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課、消防局総務課、教育委員会事務局指導企画課、監査事務局監査課）

【共創推進事業本部、地球温暖化対策事業本部、消防局及び監査事務局は改善済み】**【対象所属が行った改善内容】**

共創推進事業本部、地球温暖化対策事業本部、消防局及び監査事務局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

ウ 公金外現金において、運営費として執行した経費について、預金口座には資金はあったが引き出すことなく、最長4か月間職員が立て替えていた。（道路局河川計画課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

道路局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

エ 備品受入に際し、物品管理簿等へ記載していなかった。

(ア) 備品の購入による受入に際し、物品管理簿へ記載していなかった。

(保土ヶ谷区地域協働課 1 件、共創推進事業本部共創推進課 2 件、地球温暖化対策事業本部地球温暖化対策課 3 件、都市経営局大学調整課 1 件、市民局市民活動支援課 3 件、市民局地域施設課 1 件、健康福祉局高齢在宅支援課 3 件、環境創造局みどりアップ推進課 1 件、資源循環局 3 R 推進課 1 件、資源循環局業務課 3 件、建築局違反对策課 2 件及び議会局総務課 2 件)

(イ) 企業備品等の保管替による受入に際し、物品受払簿へ記載していなかった。(水道局料金課 3 件)

【共創推進事業本部、地球温暖化対策事業本部、都市経営局、市民局、環境創造局、水道局及び議会局は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

共創推進事業本部、地球温暖化対策事業本部、都市経営局、市民局、環境創造局、水道局及び議会局では、物品管理簿等への記載を行うとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

(2) つり銭資金の不適切な取扱いと指導（保土ヶ谷区、泉区及び健康福祉局）

国民健康保険等に関する現金出納事務については、現金事故防止に向けた対策を検討するため、区保険年金課及び健康福祉局が連携し平成20年9月にプロジェクトを発足させ、平成21年3月に作成した「区役所保険年金課現金取扱手順書」を標準として各区の事務処理を行うこととしている。

つり銭資金の管理についてもこの手順書の中で、「窓口用つり銭資金の適正な水準は7万円」、「国民健康保険料地区担当員※1人当たりのつり銭資金の目安は3万円」と示しており、また、「可能なかぎり必要額のみを払い出す」「不使用分については、銀行預金とする」などとしている。

そこで、監査対象区の保険年金課のつり銭資金の状況を確認したところ次のような取扱いが行われていた。

については、適切な事務となるよう改められたい。【指摘】

ア 国民健康保険料地区担当員に渡されるつり銭資金の大半が紙幣のままとなっており、つり銭としての機能が不十分となっていた。(保土ヶ谷区保険年金課)

イ つり銭資金は、単年度ごとの貸付となっているが、使用しないつり銭資金について年度を越えて返納することなく口座に保管していた。(泉区保険年金課)

【泉区は改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

泉区では、つり銭資金額を精査し不要なつり銭資金を返納するとともに、再発防止のための研修を平成23年2月までに実施した。

なお、国民健康保険等に関する現金出納事務における必要なつり銭額や事務取扱について、各区と健康福祉局の間で現状を再度確認・検討するなど適正な改善や指導を更に進められたい。【意見】

(健康福祉局保険年金課、健康福祉局医療援助課、健康福祉局介護保険課)

※ 国民健康保険料地区担当員（再掲）
国民健康保険の未納保険料及び延滞金の訪問徴収等を行う非常勤嘱託員

評価できる取組

泉区保険年金課では、受領した保険料などの現金の取扱い手順を時間ごとに定め、各作業についてそれぞれ担当者を決めている。

また、還付金などの保管現金の残高の確認や大型金庫の開閉についても、それぞれ独自の点検表を使用して時間を含めた記録を残すなど徹底した管理が行われていた。

これらの取組は、安全性や正確性を確保するために有効な手段である。

その他指摘事項等

意見

(1) 市民の負担軽減が必要な申請事務（こども青少年局、環境創造局及び消防局）

各種行政サービス申請手続について、市民への無用な負担を強いていないかなどについて確認したところ、市民が申請書を記入後、特別な事情が見当たらないにもかかわらず、郵送提出を認めずに、行政窓口へ持参することを求めているものなどが見受けられた。

については、市民の負担が軽減されるよう、申請手続やその周知について検討されたい。（こども青少年局、環境創造局、消防局）

申請事務の点検が必要と思われる例

名称	申請の内容	現状	見直しの方向性
防火管理講習等受講申請	一定規模以上の事業所やマンション等の防火管理者が資格要件の講習を受講する際の申請	持参に限定	郵送提出の併用
保育所入所申請	保育所への入所を希望する際に、入所希望の保育所を所管する区役所に行う申請	・18区中4区が持参に限定 ・複数区に申請の場合、各々の区に提出	・郵送提出の併用 ・一度の申請で済むよう、該当区役所間で申請情報を共有
公園内行為許可申請	公園内で自治会・町内会のお祭りや、集会などを行う際の申請	継続・定例的なものは郵送可だが周知なし	・提出・許可書交付で郵送の併用、周知徹底、取扱基準の明確化

コラム 視点をかえて、もう一步

おもてなしの心で、身近な申請事務の総点検を

こうした手続は、行政の立場からすれば、これまでの慣習などに基づいて決められてきたもので、違和感を感じないのかもしれませんが。

しかし、市民の皆さんの立場に立って考えてみたらどうでしょう。対面することが不可欠とは思われない申請手続にもかかわらず、少なくとも時間と手間をかけなければならないのです。

今回の監査では、ごく一部を確認しただけですので、これを機会にぜひ全ての部門において、各種申請手続に工夫できる余地がないか、“市民の立場に立って”確認してみてください。そして、変更できる余地が見つかったら、早速直してください。

こうしたことの繰り返しが、おもてなしの心にあふれた行政の実現につながるのではないのでしょうか。

(2) 内部統制の推進（全区局）

本市では、平成21～22年の庁内経理処理調査や会計検査院検査において、不適切な経理処理の存在が判明した。これを受けて、執行機関において再発防止のための事務処理手続の改善を行ったほか、庁内の意識啓発も繰り返し進められている。

不適切な経理処理を未然に防止するには、こうした取組を一時的なものにせず、継続的にすすめることが不可欠である。そのためには、民間上場企業で導入が義務化され、自治体でも関心が高まっている「内部統制」が有効であると考えられる。

内部統制とは、いわば自己点検の取組である。本市においても、自己点検は多様な手法が導入されているが、取組状況を代表例である「内部監査」に着目してみると、次表のような状況となっている。

内部監査の実施状況の推移（平成23年2月現在）

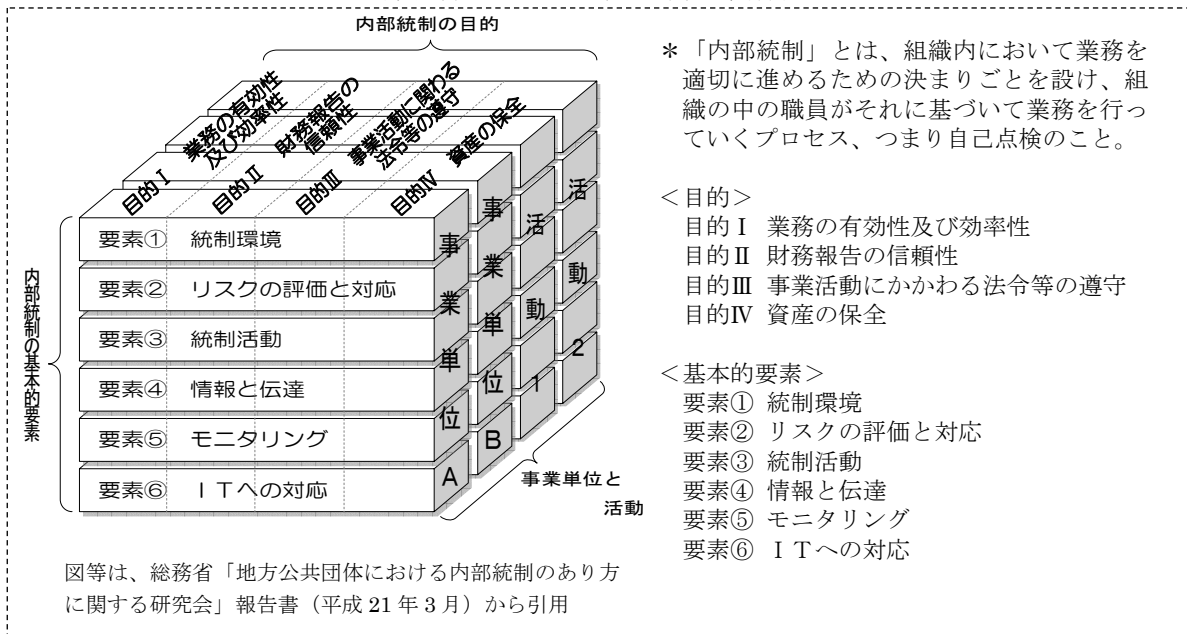
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
実施区局数 (18区22局中) ※事業本部は局に含む	3区5局	4区4局	5区11局 鶴見区、神奈川区、磯子区、港北区、都筑区、総務局、市民局、環境創造局、資源循環局、経済観光局、都市整備局、消防局、水道局、会計室、教育委員会事務局、監査事務局

平成22年度の実施区局数は、前年度に比し倍増したものの、いまだ未実施区局のほうが多くなっている。今回の監査においても、一部ではあるが依然として不適切な経理処理が見受けられる以上、一層の活用を図ることが求められる。

平成23年度に本市では、総務局と財政局が連携し、自己点検を進める体制が強化される。これを契機に、取組むべき内部統制について、あり方や進め方も含めて、具体化し実践されることを期待したい。

なお、取組に当たっては内部統制の4つの目的（下図参照）をバランスよく進めることが重要である。また、内部統制を庁内で推進する部署については、今後、庁内・庁外から分かりやすく明確に位置づけることが肝要と考える。

内部統制の目的と基本的要素の関係図



5 工事

工事(設計・委託工事等を含む)関係では、関係法規等に基づき適正に執行されているか、また、工事が効率的・効果的に執行されているかなどについて監査した。

今回の監査では、一般競争入札の拡大等により、発注者側の技術力向上が必要となっていることから、公共工事の設計・積算業務の正確性の視点や安全確保等の視点を重視した。その結果を踏まえて、次のとおり提言する。

なお、監査対象工事及び監査を実施した工事の件数及び金額は次の表のとおりである。

監査対象工事及び監査実施工事

監査対象区局	監査対象工事		監査実施工事 (監査対象工事の中から抽出)	
	件数	工事金額(契約)	件数	工事金額(契約)
西 区	171 件	13億 881万円	18 件	1億 7,539万円
保土ヶ谷区	238 件	18億 5,289万円	23 件	2億 6,888万円
泉 区	165 件	16億 317万円	23 件	3億 5,330万円
環境創造局	2,593 件	1,161億 4,483万円	223 件	231億 2,924万円
資源循環局	640 件	54億 4,307万円	45 件	14億 2,018万円
建 築 局	1,005 件	748億 8,233万円	151 件	259億 6,874万円
都市整備局	320 件	240億 9,086万円	42 件	41億 8,962万円
道 路 局	1,031 件	301億 8,086万円	104 件	37億 4,304万円
港 湾 局	356 件	200億 4,196万円	65 件	74億 4,588万円
水 道 局	1,469 件	1,037億 4,677万円	148 件	126億 1,396万円
交 通 局	332 件	177億 5,982万円	27 件	33億 5,477万円
計 (抽出率)	8,320 件	3,970億 5,537万円	869 件 (10.4%)	826億 6,299万円 (20.8%)

※ 金額は万円単位で表示し、単位未満は四捨五入した。したがって、総数と内訳の合計は一致しない場合がある。

提言 5-1 設計・積算業務の確認体制強化と技術力の伝承

○確実な積算確認

正確な積算を行うためには、設計者と検算者で確認項目を変えたり、記述式の書面で疑問点を確認したりするなど、各局の工事内容に応じた確実な点検を実施し、積算業務における確認体制を強化する必要がある。

○技術力伝承への取組

設計・積算業務の正確性を確保するためには、積算基準等の理解はもとより、工事内容や施工方法などの理解が重要である。技術研修とともに日常業務を通じた技術力の伝承に取り組む必要がある。

提言の背景

公共工事の発注にあたっては、設計・積算業務における透明性、客観性、正確性を確保することが求められており、工事の種類ごとに定められた積算基準等にとっとり、適正な工事費を算定する必要がある。

積算業務の確認状況を見ると、検算者による二重の確認は行われているが、単純ミスによる違算が見逃されるなど、二重の確認体制が十分に機能していない状況があった。

また、積算ミスの内容を見ると、単純ミスだけでなく、積算基準や、工事内容の理解不足から生じたものがあり、現場の知識・経験の不足が要因の一つと考えられる。

事業の概要・監査の状況

横浜市では、平成22年1月に全庁的な組織として「積算ミス等防止対策連絡会」を設置し、積算ミスを防ぐための対策の検討や各局の取組の情報を共有化するなど、積算業務の正確性向上に取り組んでいる。

監査における積算等の誤りの指摘件数は、平成21年度の 18件から平成22年度は 11件と減少しているものの、いまだ積算ミスが見受けられた。

工事費積算等の誤りの指摘状況

年度	監査実施工事	指摘件数	発生率 (%)
21	947	18	1.9
22	869	11	1.3

指摘事項

(1) 工事費積算等の誤り（環境創造局及び水道局）

環境創造局及び水道局が発注した工事及び委託 11 件において、積算基準、工事内容の理解不足及び検算の確認不足などから、次のような積算の誤りが見受けられた。

については、適正に工事費等を積算するよう改められたい。【一部改善済み】

ア 公園整備工事において、公園内の排水管敷設のための掘削作業が平均幅 1m 以上あるが、1m 以上より単価が高い（約 5 倍）1m 未満の単価で積算していた。（環境創造局公園緑地整備課）

イ 耐震補強工事において、スクラップ費^{※1}（約 1t）を工事費から減額すべきところ、加算して積算していた。（水道局建設課）

ウ 配水管布設替工事において、交通誘導員の配置人数を 1 施工 1 日当たり 3 人計上すべきところ、2 人しか計上せずに積算していた。（水道局北部工事課）

エ 配水管布設替工事など 5 件において、区画線工^{※2}や鉄筋工の積算で単価加算率の適用を誤り、高い加算率を適用していた。（水道局南部工事課、西部工事担当、建設課及び工業用水課）

区画線工・鉄筋工の指摘状況

工事	工種	正しい積算	誤った積算
工事A、B	区画線工	500m 以上のため、 加算率は 0%	最大で 60% の加算率 (施工規模の読み違い)
工事C、D			30% の加算率 (施工規模の読み違い)
工事E	鉄筋工	10t 以上のため、 加算率は 0%	15% の加算率 (施工規模の読み違い)

オ 庁舎の空調換気設備工事において、仮設足場の 1 m² 当たりの単価を算出する際に、誤った積算をしていた。（水道局建設課）

仮設足場の指摘状況

正しい積算	誤った積算
1 日当たりの使用料 × 使用日数 (30 日) + 設置・撤去費等	設置・撤去費 × 使用日数(30 日)

カ 空調更新設計業務委託など 2 件の委託料算出において、本来必要のない項目を見込んで積算していた。（水道局建設課）

委託料の指摘状況

正しい積算	誤った積算
実施設計費のみ	基本設計 ^{※3} 費（全体設計費の約 3 割）+ 実施設計 ^{※4} 費

※1 スクラップ費

解体工事に伴い排出される鉄などの金属くずで、有価物として取引されることが想定される場合に、工事費から減額する費用

※2 区画線工

車両の通行区分を表す線を引く工事で、道路に表示される白色や黄色の線

※3 基本設計

計画している建物全体の概要を意匠上、技術上、法規上などから検討し、基本的な形として設計すること。

※4 実施設計

基本設計をもとに細部にわたり細かく設計すること。

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局及び水道局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

(2) 見積審査手続の未実施（環境創造局及び都市整備局）

環境創造局及び都市整備局で発注した雨水調整池築造工事などの積算を見たところ、3件の工事で各局の見積審査委員会[※]で審査を行うべき見積りについて、工事発注までの時間が無かったことなどを理由に審査を実施していない不適切な事例が見受けられた。

については、積算の透明性を図るため、局の見積審査委員会対象となる見積りについて組織的に審査を実施することを徹底されたい。（環境創造局管路整備課及び都市整備局都市再生推進課）**【改善済み】**

※ 見積審査委員会

予定価格の決定の基礎となる積算を行う際に、特注品等のため見積りにより価格を決定する場合に、見積事務の妥当性を確保するために各局に設置された見積りを審査する機関

【対象所属が行った改善内容】

環境創造局及び都市整備局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

(3) 照査報告書の未受領（都市整備局）

都市整備局で発注した土木施設の実施設設計委託の成果品を見たところ、照査[※]報告書を受領する必要性の認識が不足していたため、2件の設計委託で受託者から照査報告書を受領していない不適切な事例が見受けられた。

については、照査が必要な設計委託については、照査報告書を確実に受領して検査段階等で確認することで成果品の品質確保を図られたい。（都市整備局戸塚駅周辺開発事務所区画整理課）**【改善済み】**

※ 照査

技術士の資格を有するなどの受託者の照査技術者が、成果物の内容を技術上の視点から確認すること。

【対象所属が行った改善内容】

都市整備局では、受託者から照査報告書を提出させ照査状況を確認した。また、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

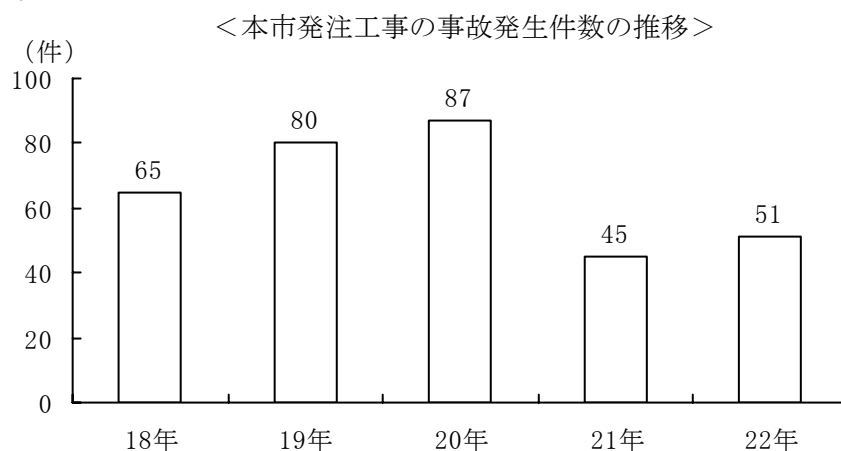
提言 5-2 工事安全に関する基準の遵守と理解

工事中の事故を未然に防止するためには、法令等で定められた安全に関する基準を遵守するよう、工事請負事業者に対する指導を徹底することが重要である。

工事関係部署においては、基準に改正等が生じた場合に、組織的な研修などで改正の趣旨・内容を正しく理解するとともに、情報の共有を図る必要がある。

提言の背景

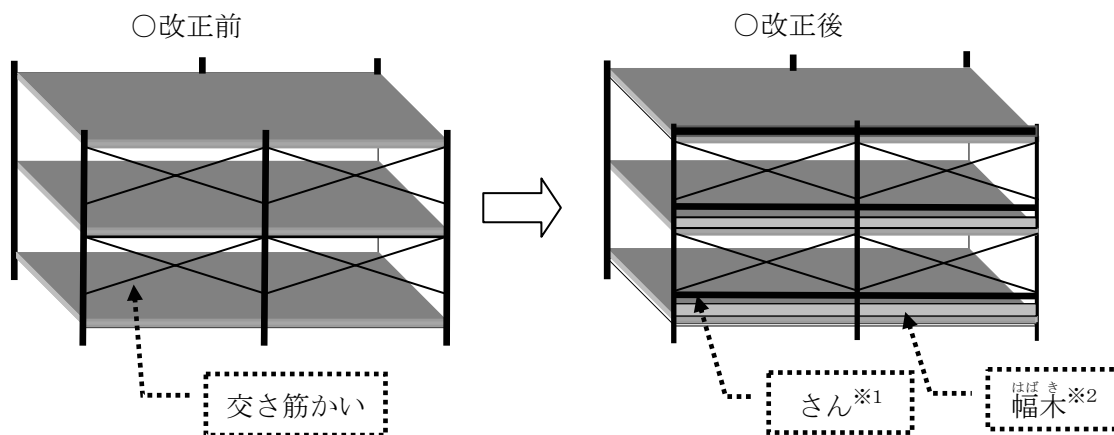
平成22年の本市発注工事における事故件数は、昨年より6件増加している。事件事例として、少しの段差につまずいて転倒し、負傷する事故などが発生している。



出典：横浜市都市整備局公共事業調査課資料

平成21年6月に改正労働安全衛生規則の施行に伴い、工事足場に作業員の墜落防止の措置や物体の落下防止のための措置が追加されているが、改正の内容が本市職員に十分に理解されていない部分があった。

＜わく組足場における作業員の墜落防止及び物体の落下防止の措置の例＞



※1 さん：作業員の墜落防止のため、交さ筋かいの下部のすき間に水平に設置される棒状の丈夫な部材

※2 幅木：物体の落下及び足の踏みはずしを防止するために作業床の外縁に取り付ける木製又は金属製の板

指摘事項

(1) 工事足場に係る不十分な安全措置（環境創造局、建築局及び水道局）

環境創造局、建築局及び水道局が発注した水処理施設改良工事などの3件の工事において、平成21年6月に施行された労働安全衛生規則の改正内容の理解不足があり、わく組足場等に必要となった作業員の墜落防止のための措置や物体の落下防止のための措置について、両方の措置又はいずれか一方の措置が不足している事例が見受けられた。

については、労働安全衛生規則の改正内容を理解した上で、作業員の安全を確保するよう請負人を指導されたい。（環境創造局神奈川水再生センター、建築局電気設備課及び水道局小雀浄水場）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

対象局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

その他指摘事項等

指摘事項

(1) 視覚障害者誘導用ブロックの未設置（西区、泉区及び道路局）

西区、泉区及び道路局が発注した工事3件において、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、視覚障害者誘導用ブロック*を歩道に敷設すべきところ、条例の認識が不十分であったため、一部未設置の箇所があった。

については、条例の整備基準に適合するよう、早急に是正を図りたい。【改善済み】

ア 道路改良工事2件において、横断歩道と接する歩道で未設置の箇所があった。（泉区泉土木事務所及び道路局橋梁課）

イ 歩道整備工事において、立体横断施設の昇降口に近接した歩道で未設置の箇所があった。（西区西土木事務所）

指摘工事の敷設状況

区局	設置が必要な箇所	未設置の箇所
西区	2か所	1か所
泉区	4か所	4か所
道路局	12か所	4か所

<視覚障害者用誘導ブロックの敷設例>

図1 直線部に横断歩道がある場合の敷設例

図2 巻き込み部に横断歩道がある場合の敷設例

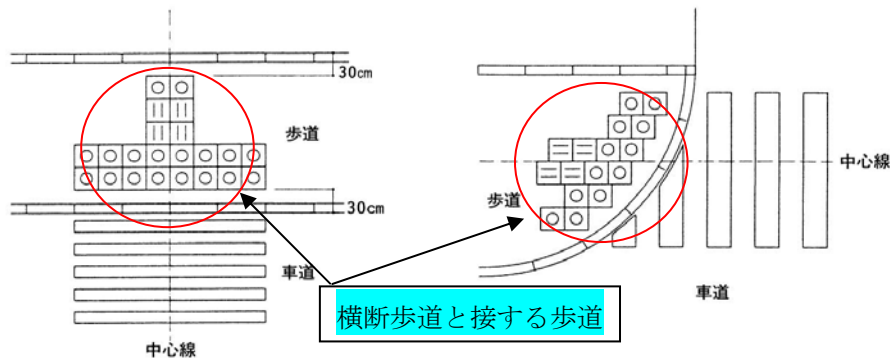
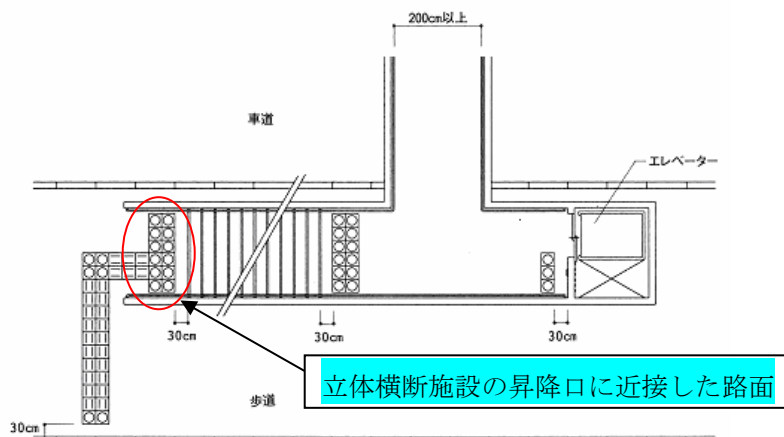


図3 視覚障害者誘導用ブロックの立体横断施設の敷設例




出典：横浜市福祉のまちづくり条例「施設整備マニュアル」

【対象所属が行った改善内容】

対象区局では、「横浜市福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、歩道に視覚障害者誘導用ブロックを敷設した。（西区12月、泉区2月、道路局2月）

また、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

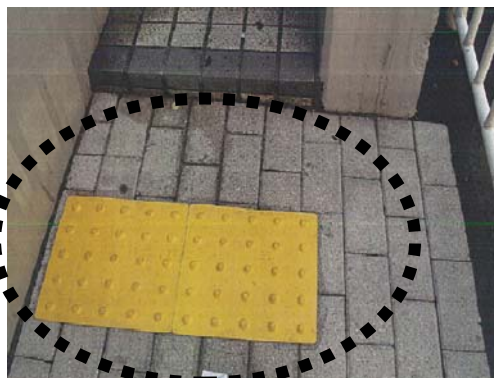
<指摘箇所の改善状況>

 は指摘箇所

(1) 西区



施工前

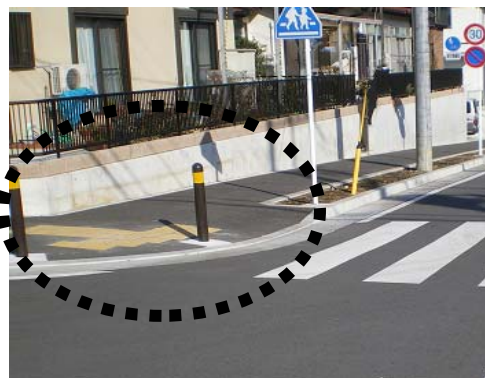


施工後

(2) 泉区

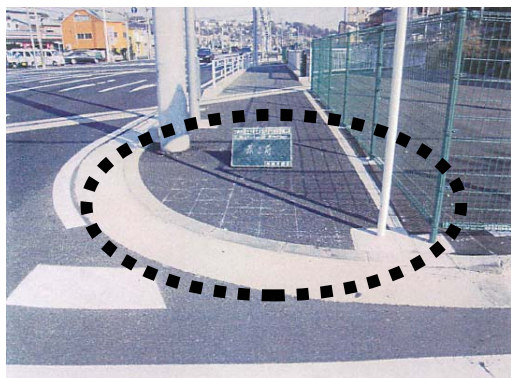


施工前

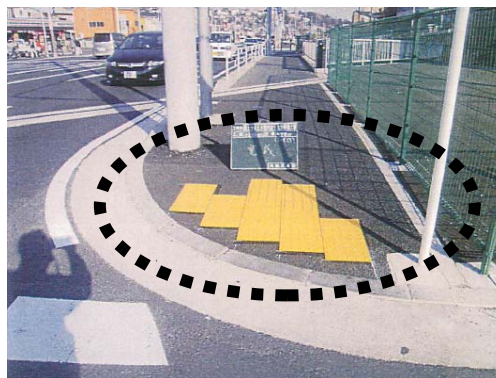


施工後

(3) 道路局



施工前



施工後

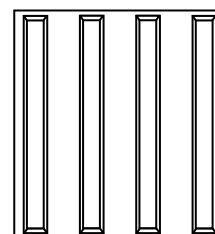
※ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

・ブロックの種類

① 線状ブロック

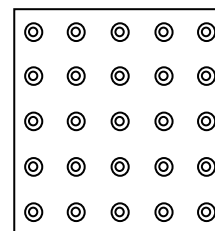
視覚障害者に対して移動方向を示すために路面に敷設されるブロックであって、平行する線状の突起をその表面につけたブロックで、線状の突起の長手方向が移動方向を示す。



線状ブロック

② 点状ブロック

視覚障害者に対して段差の存在等の警告又は注意を喚起する位置を示すために敷設されるブロックであって、点状の突起をその表面につけたブロックをいう。



点状ブロック

出典：道路の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省道路局）

(2) 設計変更手続の未実施（水道局）

水道局が発注した空調設備改修工事において、予想できなかった理由で工事内容に変更が生じ、本市の指示により工事目的物[※]の変更をしたにもかかわらず設計変更手続の認識不足から手続を行わなかった。

については、「水道局契約規程（横浜市契約規則準用）」に基づき、当初の契約内容に変更が生じた場合は、適切に設計変更するよう改められたい。（水道局建設課）【改善済み】

※ 工事目的物

工事目的物とは工事施工の目的となるもので、工事完成後に具体的な形で残る設備、構造物等のこと。

【対象所属が行った改善内容】

水道局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

(3) 設計委託料算定での基準未適用（泉区及び環境創造局）

泉区及び環境創造局で発注した造園工事設計委託などの設計委託料の算定方法を見たところ、7件の設計委託において、積算基準があるにもかかわらず積算基準の理解不足のため、見積書に基づき設計委託料を算定している不適切な事例が見受けられた。

については、積算基準に基づき設計委託料の算定を行なわれたい。（泉区泉土木事務所及び環境創造局環境活動支援センター）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

泉区及び環境創造局では、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

(4) 不適切な随意契約（資源循環局及び交通局）

資源循環局及び交通局が発注した委託において、随意契約の理解不足のため、競争入札で発注することが適切なものを随意契約で発注している事例が見受けられた。

については、地方自治法施行令に基づき、競争入札への移行など競争性が確保される契約方式で発注するよう改められたい。【一部改善済み】

ア 空調設備保守点検業務委託では、競争入札で実施すべき空調機器の点検を、随意契約が必要な熱源機器の点検と合わせて発注していた。（資源循環局磯子事務所）

イ 駅舎等の空調・衛生設備に係る緊急修繕に対応する委託（概算契約）では、競争入札で実施すべき空調機器の故障対応やトイレの詰まり等に対する緊急対応を、随意契約で発注していた。（交通局建築課）

【対象所属が行った改善内容】

交通局では、指摘対象委託について、競争性を確保した契約方式に変更し、平成23年度の契約手続を実施している。また、今回の指摘事項に関する再発防止のための研修を、平成23年2月までに関係各課で実施した。

評価できる取組

積算業務の正確性確保に向けた取組

一般的に設計・積算における確認業務は、担当者が設計図面や積算内訳書を作成したのち、「積算点検表」を用いて行われる。具体的には、「積算点検表」に記載された項目に基づいて、はじめに、担当者自らが点検し、次に検算者が再点検している。

この「積算点検表」は、部署ごとに細部は異なるが、一般的には点検すべき項目が予め印刷されており、完了するとレ点を記入する形式となっている。(図表1)

しかし、この二重点検を行っても積算ミスが発見できない事例が見受けられた。

こうした中で道路局の一部の課においては、点検を徹底するため、検算者が設計図面や積算内訳書に対する疑問点を手書きし、これに対する回答を担当者が手書きで行う「記述式点検表」を用いた、二重点検を行っていた。(図表2)

これは、担当業務の内容や体制の状況を踏まえた柔軟な工夫として評価できる。

○一般的な積算確認方法

(図表1)

工事名〇〇〇		積算点検表		検算者名〇〇〇	
項目	チェック内容	点検内容	担当者	検算者	
諸経費	処分費	〇〇の入力は間違いないか	㊞	㊞	
内訳書	見積一覧との比較	見積単価の比較に間違いはないか	㊞	㊞	
設計金額	適用工種	適切な工種となっているか	㊞	㊞	
図面	—	内訳書の数量・規格とあっているか	㊞	㊞	

- ・点検項目と内容が予め決まっているので効率的に確認できる。
- ・担当者と検算者の点検項目が同一であるため、単純ミスを見逃すリスクがある。

○道路局(一部課)の取組事例(平成21年12月導入)

「積算点検表」に加え「記述式点検表」を作成

(図表2)

工事名〇〇〇		記述式点検表		検算者名〇〇〇	
頁	チェック内容	修正結果	確認日		
図-6 内訳7	〇の数量が図面と合わないが、	内訳書が間違っています、修正しました。	4/15		
内訳6	Q〇エの全体規模から加算率を再確認	加算率区分E〇から〇に修正しました。	4/15		
図-6	Q材料の厚みが〇mmでは強度不足でないか	強度計算書と再確認しました。〇mmでOKです。	4/15		

- ・確認に時間を要するが、積算点検表の項目以外の幅広い視点から詳細な確認ができる。
- ・担当者と検算者のコミュニケーションが活発化する。
- ・技術力の伝承と人材育成につながる。

※ 積算業務の確認方法は、工事の内容や各局の執行体制に合わせ、最適な方法を検討する必要がある。

6 財政援助団体等

監査対象とした団体の事務並びに当該団体に関する区局の事務について、「金銭管理に関するリスク対応」、「財務事務の確認体制」といった着眼点を中心に、関係法規、財務関係規程等に基づき適正に執行されているか、補助金等は交付条件に従って使用されているか、公の施設の管理は協定等に基づき適正に行われているか、などについて監査した。

提言6-1 金銭管理に関するリスク対応

金銭管理に当たり、金庫の鍵の保管状況や金券の在庫管理など、管理体制が不十分な事例が見受けられた。誤りや不適切な取扱いを未然に防ぐため、可能な限りのリスクを排除し、適切な管理を行い、市民や施設利用者の信頼を保つ必要がある。

団体においては、金銭管理に関する相互けん制の仕組みを確立し、経理・財務に関する慎重な取扱いや職員への研修により、金銭管理リスクへの対応を行うことが望まれる。

また、所管区局では、決算報告などの場面をとらえて団体の経理事務等の実態を把握し、リスク管理の観点からより適切な指導・助言を行うことが必要と考える。

提言の背景

金銭管理については、本市及び団体においてもそれぞれ適正処理に取り組んでいるが、平成22年5月に外郭団体職員の経費私的流用が発覚するなど、今なおミスや不正などが起きるリスクが高いと考えられる。

<参考>

平成22年5月 外郭団体職員による経費私的流用について（団体記者発表資料から）

【概要】

平成21年10月に実行委員会形式にて開催されたイベント事業において、経費のうち約1,200万円を、事業の事務局を担当していた外郭団体の職員が私的に流用していたことが発覚した。

【原因】

- ・管理監督者が、進捗状況の確認や情報の共有化を怠り、不適切な状況を見逃すなどその責任を果たしていなかったこと。
- ・通帳及び印鑑の保管や収入、支出の決裁に関する規程どおりに事務が執行されず、そのような状態をチェックすることを怠ったこと。

事業等の概要・監査の状況

金銭管理については、本市においては横浜市予算、決算及び金銭会計規則などの諸規程、団体においては公益法人会計基準及び各団体の制定した財務諸規程等に基づき行っている。

今回の監査では、想定されるリスクに対応し、関係規程等を遵守して金銭管理が行われているかを確認した。その結果、資金移動の事後決裁や現金管理における内部統制体制の確立が十分でないと思われるものが散見された。

指摘事項

(1) 現金管理に係る内部統制体制の未整備〈団体に対するもの〉

現金の管理に当たっては、ミスや不正などのリスクが想定されることから、複数職員による相互けん制など、リスク管理のための仕組みを事務手順に組み込むことで、安全性、正確性を維持する必要がある。

そこで、指定管理施設に係る現金管理事務についてみたところ、次のように複数職員による相互けん制といった仕組みづくりが不十分な事例が見受けられたので、現金管理リスクを軽減するため事務手順を見直されたい。

ア 男女共同参画センター横浜北では、金庫の鍵2つを同じ場所で保管しており、保管場所は施錠されていなかった。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、金庫の鍵2つを別の場所に保管し、保管場所を施錠するなど事務処理を改めた。

イ 男女共同参画センター横浜南では、土曜日・日曜日はつり銭を金庫外で保管するなど、金銭保管の仕組みづくりが不十分だった。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、つり銭を入れる手提げ金庫を置く部屋に固有の鍵を取り付け、その鍵の管理を管理職に限定するなど、事務処理を改めた。

ウ 男女共同参画センター横浜及び男女共同参画センター横浜北では、利用数が計測できるカウンター付のコイン式印刷機を設置し、施設利用者(金銭投入)及びセンターの職員(専用の鍵で管理)が使用している。

印刷機に係る金銭の管理状況をみると、男女共同参画センター横浜北において、監査日当日、コインラックに残った金銭を実査したところ、利用管理簿で把握している金額よりも多い状態であった。

また、男女共同参画センター横浜では、利用数を正確に把握できる帳簿を作成、保管

しておらず、あるべき収入金額が分からなかった。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

エ 保土ヶ谷プールでは、入場券の販売に当たってレシートを交付することとされていたが、レシートの交付を行わない事例が散見された。(財団法人横浜市体育協会) 【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市体育協会は、施設管理を委託している業者に対しレシートの交付を徹底するよう指導し、同協会担当者がプール巡回時に確認するなど事務処理を改めた。

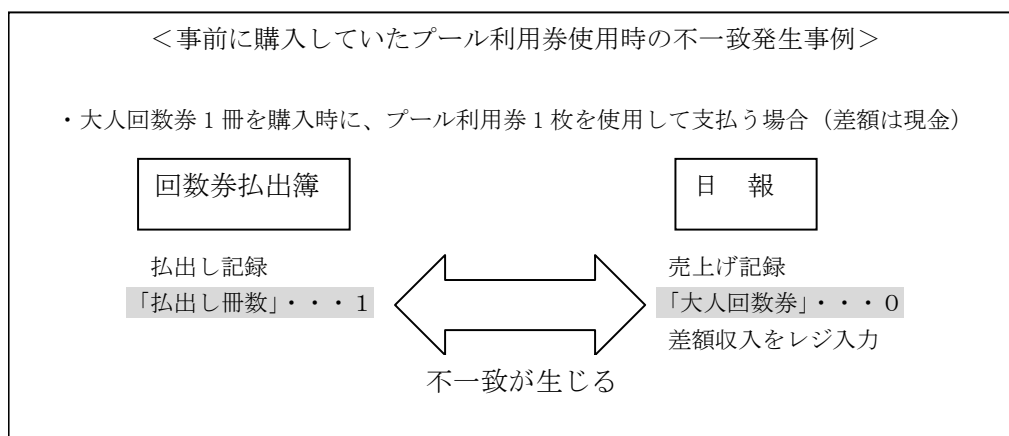
(2) 金券管理に係る内部統制体制の未整備《団体に対するもの》

金券の管理に当たっては、ミスや不正などのリスクが想定されることから、複数職員による相互けん制など、リスク管理のための仕組みを事務手順に組み込むことで、安全性、正確性を維持する必要がある。

そこで、指定管理施設等に係る金券管理事務についてみたところ、次のように金券有高に差異のある事例や、金券管理リスクを軽減するための仕組みづくりが不十分な事例が見受けられたので、金券管理リスクを軽減するための事務手順を見直されたい。(財団法人横浜市体育協会)

ア 財団法人横浜市体育協会では、都筑プールにおけるプールの利用者に対して、入場料として1回利用券(大人 400円)のほか、8回分の利用券がセットになった回数券(大人 2,000円)を販売している。この回数券については、「回数券払出簿」に払出し冊数を記録し、在庫管理を行っているが、監査日当日、「回数券払出簿」と「日報」とで、回数券払出しに 315冊の差異が生じていた。

この差異は、回数券を購入する際、既に金額 200円のプール利用券を購入していた利用者が、当該プール利用券と差額の現金で支払う場合に生じていた。これは、同協会は「回数券払出簿」には払い出した冊数を記録するが、「日報」には払い出した冊数は記録せず、「差額収入」という別枠に差額代金を記載していたことにより、「回数券払出簿」と「日報」とで払出し冊数に差異が生じたものと思われる。しかし、「差額収入」の根拠となる当該プール利用券については、同協会が枚数を確認後に破棄しており、現物を確認することができなかった。【改善済み】



【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市体育協会は、「回数券払出簿」に利用者から受け取ったプール利用券を添付し、差額金額を記入し、日報との差異を正確に照合できるよう、事務処理を改めた。

イ 財団法人横浜市体育協会では、横浜市スポーツ医科学センターにおけるプールの利用者に対して、入場料として1回利用券（大人 600円）のほか、10回分の利用券がセットになった回数券（大人 5,400円）を販売している。

回数券については、回数券の払出しを記録する「金券管理簿」を用いて管理しており、「金券管理簿」の残冊数と実際の在庫冊数との整合を行っているが、監査日当日、回数券の在庫冊数と、「金券管理簿」に記載された残冊数とで10冊の差異が見受けられた。

この差異について、同協会は、納品確認が不十分であったと考えているが、現時点では差異の原因を正確に確認することができない。

意見

(1) 金銭管理に関するリスク対応〈団体に対するもの〉

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団における支払事務手続をみたところ、財団は、メインバンクである金融機関Aの口座（インターネットバンキングを利用しており、パソコン上で支払事務を容易に行うことができる利便性の高い口座）と金融機関Bの口座（個別の自主事業の資金管理を行う口座）等を有しており、金融機関Bから金融機関Aに資金移動する際、金融機関Bの通帳と銀行届出印を押印した振込依頼書を持って金融機関Bの支店に出向き、金融機関Aに送金している。

この資金移動及びこれに必要な銀行届出印の押印についても、事前に管理職の承認を得ていなかった。

リスク予防の観点から、事前に資金移動に係る一連の承認を得ることが求められる。

なお、事後の資金移動に係る振替伝票の決裁を得ており、預金残高についても適正であった。(財団法人木原記念横浜生命科学振興財団)

<資金移動の事例>

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 平成 22 年 1 月 29 日 | 19,800,000 円 |
| (2) 平成 22 年 2 月 26 日 | 19,900,000 円 |

提言6-2 財務事務に関する確認体制の確立

小規模な団体では、経理部門の職員数が少ないことなどから、会計処理の誤りが長期間発見されない可能性が懸念される。

団体においては財務事務の実現可能かつ効果的な確認体制の確立や、公益認定を念頭に置いた研修等による職員育成・経理部門の強化によって、財務報告の信頼性を、より一層確保することが必要である。

同時に、所管区局は団体に対して、経理執行状況や団体の管理体制が機能しているかについて、定期的な検証・確認を行う必要がある。

提言の背景

現在、公益法人制度については、公益法人制度改革関連法に基づく改革が進められており、現行の公益法人は、平成25年11月までに公益社団・財団法人、若しくは一般社団・財団法人への移行申請を行うことが求められている。本市外郭団体等においても、公益財団法人の認定を受けた団体が現れるなど、移行に向けた調整が行われている。

この公益社団・財団法人として認定されるための基準のひとつとして、「経理処理・財産管理の適正性」があり、経理部門の強化や内部統制の確立が必要とされている。

また、外郭団体等の経営状況が悪化した場合、当該地方公共団体の負担が増加し、財政の健全性に影響を及ぼす可能性があるため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律などにおいても、退職給付債務^{※1}など将来負担の開示が重要事項となっている。

事業等の概要・監査の状況

今回の監査では、各団体の財務諸表^{※2}の各項目が、関係法規等に基づき適正に計上されているかを確認した。その結果、退職給付引当金や賞与引当金などの負債、また減価償却累計額などの資産等において計上誤りが散見された。

計上誤りの原因については、案件により異なるが、手続の規定漏れや会計処理や経理に関する規程の認識不足、また確認ミスなど、様々な要因により起きている。

※1 退職給付債務

将来職員に支払うべき退職金等のうち、現時点までに発生していると認められる額を、勤務実績などを元に見積もったもの。

※2 財務諸表

企業及び公益法人などの決算書。外部の利害関係者に財務状況などを報告するために作成するもので、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)等で構成される。

指摘事項

(1) 賞与引当金の積算根拠となる支給対象期間の認識の相違〈団体に対するもの〉

公益法人においては、翌期に支払う賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する部分を「賞与引当金」として負債計上する必要がある。

そこで、平成21年度決算における賞与引当金の積算についてみたところ、財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、年3回(3月、6月、12月)賞与を支給しているが、翌期の6月支給賞与に係る支給対象期間が3か月であるところを6か月と認識して積算したため、賞与引当金を通常に比べ約380万円低く計上していた。翌期支給賞与に係る支給対象期間は3か月として計上されたい。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

〈賞与引当金の積算における6月支給賞与の支給対象期間〉

[同協会の考え方]

平成21年12月～平成22年5月(3月支給賞与の対象期間を含んでいる)

[一般的な会計処理の考え方]

平成22年3月～平成22年5月

(2) 預り金の未解消〈団体に対するもの〉

横浜新都市交通株式会社では、毎月、シーサイドライン各駅等で、乗客などが他社にて購入したPASMOカードでチャージ(入金)した値を「預り金」として負債計上している。

このチャージ等の値は株式会社パスモにて集約され、翌月に株式会社パスモが提示する確定数値をもって収支計上などの会計処理を行っているが、精算差額については預り金に計上されたままとなっていたため、適正な処理を行われたい。(横浜新都市交通株式会社)

※ 預り金 平成21年度中の発生額 - 平成21年度中に解消した額 = △ 645,880円

(3) 補助金額確定前の未収金の計上〈団体に対するもの〉

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団においては、事業実施及び施設整備に当たり、国からの補助金を受け行っているものがある。それらの会計処理についてみたところ、平成21年度決算に当たり、事業履行前の補助金交付決定通知あるいは業務の一部完了をもって、補助金額を収入(未収金)として計上していた。補助金額の確定は、交付要綱により

事業完了後に実績報告書の審査等を経てされるものであり、補助金対象事業の進捗は以下のとおりであることから、収入（未収金）の認識（計上）時期は平成22年度以降となるため、会計基準等に基づき適切に計上されたい。（財団法人木原記念横浜生命科学振興財団）

ア 「平成21年度地域企業立地促進等事業費補助金」（平成22年3月31日付交付決定、1,680万円）の対象事業は平成22年度に繰越して実施しており、平成21年度中の事業実績はない。

イ 「平成21年度産業技術研究開発施設整備費補助金」（平成21年8月25日付交付決定、平成22年1月8日付計画変更承認、5億円）は、一連の整備に係る経費の補助となっているが、平成21年度末時点では調査設計業務（平成22年3月15日完了、約2,262万円）のみ完了となっている。

(4) 長期放置車両に関する駐車料金の未収金計上漏れ《団体に対するもの》

横浜新都市交通株式会社では、並木中央駐車場の管理運営を行っているが、同駐車場に長期放置されている車両のうち、持ち主が判明した分について、処分費用を含めて駐車料金を請求している。これらの事務の経理状況をみるところ、請求を行っている債権について未収金として計上していなかった（平成21年度末442,000円、2件）ので、請求の時点で計上されたい。（横浜新都市交通株式会社）

長期放置車両への駐車料金などの請求状況

対象車両	日貸し駐車場使用期間 (日数)	駐車料金	諸費用 (解体費用等)	請求合計金額	平成21年度	
					回収金額	残額
A	平成18年9月4日～ 平成21年5月27日(997日)	円 498,500	円 52,500	円 551,000	円 300,000	円 251,000
B	平成20年5月11日～ 平成21年5月27日(382日)	191,000	自主撤去	191,000	0	191,000
合計		689,500	52,500	742,000	300,000	442,000

(5) 退職給付引当金の計上誤り《団体に対するもの》

公益法人で採用されている発生主義会計※においては、将来の退職給付に係る見積債務額から年金資産額等を控除したものを「退職給付引当金」として負債計上し、当期の負担に属する額を当期の費用として引当金に繰り入れる必要がある。

そこで、平成21年度決算における退職給付引当金の積算についてみるところ、次のような理由により引当金が誤って計算されていたため、適正に計上されたい。

ア 財団法人横浜市体育協会では、退職手当は企業年金保険を財源に支出していることから、いわゆる簡便法に基づき当該保険の責任準備金を見積債務額として、保険に係る部分のみについて退職給付引当金を積算していた。

しかし、保険契約の保険金給付規定と「財団法人横浜市体育協会退職手当支給規程」による退職金給付規定が異なることから、退職手当全てを保険料収入で賄うことが出来ず、職員退職時に別途負担する必要があったが、当該保険外の退職手当に係る見積債務額について引当金が未計上となっていた。(財団法人横浜市体育協会)

イ 財団法人横浜市男女共同参画推進協会では、いわゆる簡便法に基づき退職手当期末要支給額を見積債務額として退職給付引当金を積算していた。

しかし退職手当期末要支給額の積算根拠となる職員給料月額について、当該年度の給与改定を反映しない数値を用いたことから、引当金が約 96万円多く計上されていた。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

※ 発生主義会計

費用や収益の計上を現金の入出金時点でとらえるのではなく、債権債務が発生した時点(例：物品を購入した時点、サービスを提供した時点)でとらえる会計手法。

(6) 会計処理の誤り《団体に対するもの》

財団法人横浜市体育協会では、指定管理を行うスポーツセンターで使用する駐車場プリペイドカード(使用可能期間 平成22年4月1日～平成23年3月31日)について、平成22年4月1日からの円滑な使用を図る目的で3月中納品を条件として発注(522,900円)し、3月18日に納品を受け、同日に請求書を受領した。

この請求に対する支払は翌年度(平成22年4月)にされているが、決算時に未払金計上などの会計処理は行われていなかった。(財団法人横浜市体育協会)【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市体育協会は、正しい会計処理方法について、平成23年3月に協会各部署の経理担当者に確認及び周知を行った。

(7) 横浜市スポーツ医科学センターの適正な未収金計上《団体に対するもの》

横浜市スポーツ医科学センター内の診療所において、健康保険被保険者が診療を受けた際、保険者が負担すべき診療報酬は、国民健康保険などの種別に応じ、センターから国民健康保険団体連合会(国保連合会)及び社会保険診療報酬支払基金(支払基金)に月ごとに請求を行い、国保連合会、支払基金、及び各保険者で審査の上、確定額を翌月以降センターに支払っている。

3月請求分については、支払が4月以降になることから、決算において未収金として計上しているが、請求額ではなく、審査により減額される可能性を考え、過去の傾向を踏まえてセンターが独自に想定した金額にて計上していた。今後は、請求額にて未収金計上を行われたい。(財団法人横浜市体育協会)

平成22年 3月	保険者への請求額（国民健康保険と社会保険分）	12,603,100円
平成22年 3月	未収金計上額	12,400,000円
平成22年 5月	支払確定額	12,594,422円

（差額 194,422円は雑収入として会計処理）

(8) 減価償却額と勘定科目の誤り《団体に対するもの》

平成21年度決算における固定資産の期末残高を 266,015円過少に計上していた。

これは、外部に構築依頼をした会計システム等ソフトウェア3件における減価償却[※]額の算出に当たり、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で定める残存割合と耐用年数を誤っていたためである。

また、貸借対照表上、会計システム等ソフトウェア3件の勘定科目は長期前払費用（その他固定資産）となっているが、長期前払費用は決算日の翌日から起算して1年を超えて費用になるものであることから、勘定科目は無形固定資産とすべきである。

については、会計基準等に基づき適正に計上されたい。（財団法人横浜市体育協会）

減価償却に関する誤り

資産名	取得 年月日	耐用年数		残存割合		取得 価額	期末残高	
		誤	正	誤	正		誤(A)	正(B)
		年	年			円	円	円
会計システム （ファシリティマネジメントシステムとの連携）	平成18年 12月1日	4	5	0.1	0	1,900,000	475,000	633,334
会計システム （統計システムとの連携）	平成18年 12月1日	4	5	0.1	0	700,000	175,000	233,334
ファシリティマネジメント システム （統計システムとの連携）	平成18年 8月31日	4	5	0.1	0	350,000	43,987	93,334
合計						2,950,000	693,987	960,002
							差(A)-(B)	
							266,015(過少)	

※ 減価償却

固定資産（建物・設備・高価な物品など）は長期にわたって使用できることから、購入支出を使用可能期間全体に割り振って費用計上すること。

(9) 減価償却資産に関する会計規程の不備《団体に対するもの》

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、平成21年度末でパソコン等の固定資産 114点を所有しており、全て定額法により減価償却をしている。

しかし、同協会の会計規程には耐用年数、償却方法等の減価償却に関する定めがなく、平成21年度決算書に重要な会計方針として記載されている固定資産の減価償却方法の注

記にとどまっている。

については、会計規程に減価償却に関する規定を明示されたい。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

提言6-3 協約の達成状況

本市において、現在外郭団体（特定協約団体[※]）と締結している協約は、団体の経営目標を明確化したものであり、目標値（評価指標）と業績を比較して達成状況を示す、団体の経営にとって大変重要なものである。

しかしながら現在、次のような状況が見受けられる。

- 指定管理施設についての評価指標を策定している団体において、協約期間内の管理期間終了など、評価指標に影響するような変化への未対応
- 市の補助額の変更など、他律的な要因が達成に影響する、団体の経営に対する自己努力が反映されにくい目標項目の設定

特定協約団体の所管局にあつては、団体の状況変化について、評価指標の変更や、達成状況評価の際に説明を行うなど変化の度合いに応じた対応を行うこと、また、平成23年度の次期協約策定に際しては、団体の経営努力を適正に測ることができるよう、適切に目標を設定することが必要と考える。

制度所管課にあつては、団体の経営状況がより適切に協約へ反映され、経営改善への努力や、自主的・自立的な経営が促進されるよう、制度の運用方法等を考慮し、団体所管局を適切に指導することが肝要である。

提言の背景

本市では、「横浜市中期計画」（平成18～22年度）において、「特定協約団体マネジメントサイクル」による外郭団体の自主的・自立的な経営の促進を掲げ、外郭団体（特定協約団体）と経営目標としての協約（期間：平成19～22年度）を策定している。

協約の達成度については、外部評価が行われ、評価結果は次期協約（期間：平成23～25年度）策定及び団体のあり方検討にも反映されることから、評価指標は団体の目標達成状況を適切に判断できるものであることが必要と考える。

事業の概要・監査の状況

(1) 概要

現在の協約は、「横浜市中期計画」に基づき、平成22年度末を達成時期として策定されているが、平成22～25年度の「横浜市中期4か年計画」においてもまた、「特定協約団体マネジメントサイクル」による協約（期間：平成23～25年度）を策定することとしている。

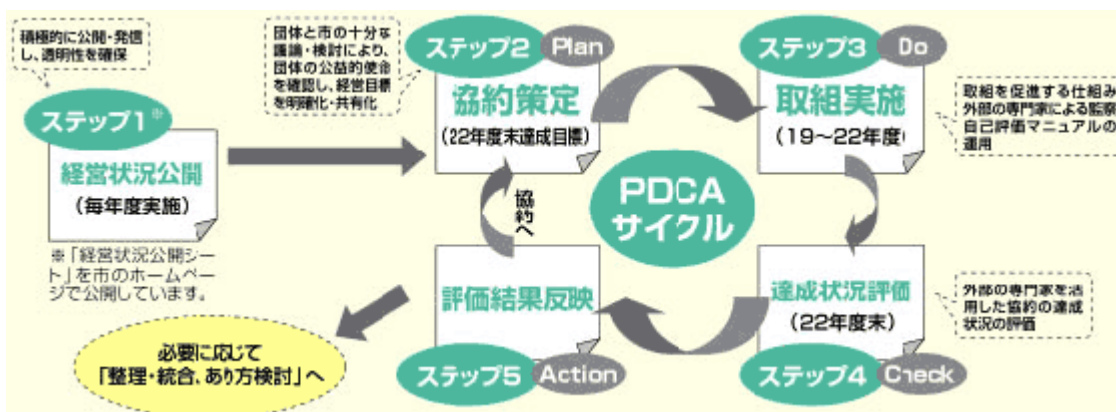
この協約とは、団体のあるべき姿や、解決すべき経営課題を掲げ、課題解決の重要な経営目標である協約事項を設定し、その上で、課題解決に直結し、

明確かつ具体的な目標設定を評価指標にて行い、特定協約団体の取組の成果を測るものである。

※ 特定協約団体
 外郭団体のうち、団体と市の間で、経営目標を明確化した「協約」を締結した団体。
 平成23年1月現在で 37団体（外郭団体：全 40団体）。

○ 特定協約団体マネジメントサイクルについて

＜特定協約団体マネジメントサイクル＞



※出典：横浜市ホームページ（平成23年1月末時点）

＜参考＞

- ・ 横浜市中期計画 平成18年度～平成22年度
- III 重点行財政改革 重点行財政改革7「外郭団体の自主的・自立的経営の促進」
 - 1 特定協約団体マネジメントサイクルによる見直しの継続
 - ・ 外部の専門家から成る「特定協約団体経営評価委員会」を設置し、協約（経営目標）の達成度や経営状況进行评估
 - ・ 評価結果を次期協約の策定に反映。また、評価結果によっては、団体のあり方検討を実施
- ・ 横浜市中期4か年計画 2010～2013
 - 第6章 行財政運営 行政運営2 最適で確実な市政の推進
 - (3) 外郭団体改革の推進
 - ・ 目標「外郭団体の改革を行うことにより、経営状況の改善や、自主的・自立的な経営が確立されています。」
 - ・ 目標達成に向けた主な取組
 - 2 特定協約団体マネジメントサイクルによる経営改善

(2) 各団体の状況

ア 指定管理を行う施設について、平成22年度から新たな指定管理者の公募及び選定が行われているが、協約内容への反映などが行われていない。(財団法人横浜市体育協会及び財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

○ 財団法人横浜市体育協会

評価指標：施設の利用料金及び自主事業収入を 26 億円以上にします。

<状況>

財団法人横浜市体育協会が指定管理を行う施設のうち、指定期間が平成 21 年度までであった新横浜公園（利用料金収入：年間約 4 億円）を評価指標に含めていない。

なお、公募により平成 22 年度からの第 2 期指定管理者として選定されたが、その際にも評価指標の変更などは行われていない。

○ 財団法人横浜市男女共同参画推進協会

評価指標：収入総額に占める男女共同参画センター 3 館の施設利用料金収入の比率を 6.8%以上とします。(以下略)

<状況>

男女共同参画センターは、財団法人横浜市男女共同参画推進協会が指定管理を行う施設。指標は協約期間に合わせ、平成 22 年度まで設定されているが、センターの指定管理期間は平成 21 年度までであり、平成 22 年度以降の指定管理者は公募により選定されることとなっていた。

なお、公募の結果、平成 22 年度から第 2 期指定管理者として選定され、新たな収入等の目標のもと施設を管理しているが、評価指標の変更などは行われていない。

イ 収入割合による目標設定を行う際、収入に市等からの補助金が含まれている。

(財団法人横浜市男女共同参画推進協会)

○ 財団法人横浜市男女共同参画推進協会

評価指標：収入総額に占める男女共同参画センター 3 館の施設利用料金収入の比率を 6.8%以上とします。(以下略)

<状況>

指標とする収入総額には、市などの補助金を含んでおり、補助額が増減すれば、利用料金収入の増減にかかわらず、比率が変動する。

財団法人横浜市男女共同参画推進協会 施設利用料収入等の実績

	収入額				収入額における補助金収入の割合 (B)/(A)	収入額における利用料収入の割合 (C)/(A)	<参考> 利用料収入協約上の評価指標 (目標値)
	(総収入－特定資産取崩収入) (A)	うち補助金収入 (B)	うち施設利用料収入 (C)	施設利用料前年度比増減額			
	千円	千円	千円	千円	%	%	%
平成 19 年度※	832,982	134,828	58,529	—	16.2	7.0	6.5
平成 20 年度	824,934	125,798	55,738	△2,791	15.2	6.8	6.6
平成 21 年度	843,980	141,081	57,218	1,480	16.7	6.8	6.7

※平成 19 年度は、男女共同参画センター横浜南が耐震補強等の改修工事により 4 か月間休館（平成 19 年 12 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）したことから、横浜南の稼働していた 8 か月間の利用料収入を、12 か月稼働した場合の想定数値に置き換え、比率を計算している。
【計算式】 8,134,500 円（横浜南 19 年度利用料収入）÷ 8 × 12 = 12,201,750 円

ウ 事業活動支出中の人件費割合の低減について目標設定を行っているが、新規事業開始に伴う事業活動支出の平成 20 年度からの大幅な増加について、協約内容への反映や、期間中の目標変更が行われていない。（財団法人木原記念横浜生命科学振興財団）

○ 財団法人木原記念横浜生命科学振興財団

評価指標：人件費比率を 3 % 以上低減します。

※ 平成 19 年度 23%→平成 22 年度 20%(各年度 1 % ずつ減)

<状況>

指標における事業活動支出は平成 18 年度実績を基に算定しており、平成 19 年度から支出が発生した横浜バイオ産業センター（財団が事業主体。平成 21 年 4 月入居開始）については指標値に含まれていない。

しかし、毎年の比率算定の際には、センター分の支出も加味した事業活動支出にて人件費比率を計算しており、センター分の支出が飛躍的に増えた平成 20 年度以降は、人件費比率が指標値を大きく下回る結果となっている。

横浜バイオ産業センターに関する支出

	事業活動支出 (A)	うち		事業活動支出におけるセンター支出の割合 (B)/(A)	人件費比率実績 (C)/(A)	<参考> 人件費比率協約上の評価指標 (目標値)
		横浜バイオ産業センター支出 (B)	うち人件費 (C)			
	千円	千円	千円	%	%	%
平成 19 年度	307,899	12,704	60,091	4.1	19.5	23
平成 20 年度	523,518	239,601	71,652	45.7	13.7	22
平成 21 年度	407,603	106,940	68,690	26.2	16.9	21

その他指摘事項等

指摘事項

(1) 物品の不適切な管理《団体及び所管局に対するもの》

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、自己の財源で購入し所有となる物品と、それらを管理する物品台帳（以下「台帳」という。）を備えている。また、横浜市は、公の施設である男女共同参画センター3館で使用する物品と物品管理簿（以下「管理簿」という。）を所有し、指定管理者である財団法人横浜市男女共同参画推進協会に物品を貸与している。

同協会が所有している物品について、台帳と現物の照合をしたところ、次のような不備があったので、厳正な財産管理を行われたい。【指摘】（財団法人横浜市男女共同参画推進協会及び市民局男女共同参画推進課）

ア 台帳に記載されているが、同協会の会計規程で定めている固定資産の範囲である物品5点（計 4,739,650円）が貸借対照表及び財産目録に計上されていなかった。

固定資産未計上物品一覧

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成4年 3月31日	展示用棚	1	円 173,400	円 173,400
平成2年 8月8日	監視用モニター	1	3,084,850	3,084,850
平成12年 3月31日	液晶プロジェクター	1	982,800	982,800
平成12年 3月31日	液晶プロジェクター 用レンズ	1	243,600	243,600
平成5年 3月30日	蔵書点検用 ハンディターミナル	1	255,000	255,000
合計		5		4,739,650

イ 固定資産に計上されている物品1点（559,650円）が、台帳及び男女共同参画センター横浜の管理簿にも記載され、帳簿上、その物品の所有は同協会と横浜市となっていた。

【改善済み】

帳簿上、所有者が協会と横浜市となっていたもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成16年 3月31日	蔵書点検用機材一式（4台）	1	円 559,650	円 559,650

【対象所属が行った改善内容】

市民局男女共同参画推進課は、当該物品について平成23年2月に管理簿の記載を訂正した。

ウ 固定資産になっていたビデオテープ（全6巻 100,000円）を平成18年3月31日に廃棄をしたが、台帳にその記載がなかった。【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、当該物品について平成23年2月に台帳に廃棄の記載をした。

これらの物品で指定管理施設に固着、あるいは当該指定管理施設独自のシステムとして利活用される物品が指定管理者所有であることは、指定管理期間終了後も安定した市民サービスが継続されるには、新たな指定管理者になったとき、その指定管理者が購入するか、市が貸与するかなどの措置が必要になる。次期公募時には、それらの物品の取扱いを明確化されたい。

また、多く見受けられた不適切な物品管理は、団体の財産を示す財務諸表の信頼性の欠如や、指定管理施設の円滑な運営に影響を及ぼしかねないことから、厳正な管理を行われたい。【意見】（財団法人横浜市男女共同参画推進協会及び市民局男女共同参画推進課）

(2) 公の施設等における物品管理の不備《団体及び所管局に対するもの》

横浜市は、公の施設である男女共同参画センター3館で使用する物品と物品管理簿（以下「管理簿」という。）を所有し、指定管理者である財団法人横浜市男女共同参画推進協会に物品を貸与している。また、同協会は、自己の財源で購入し所有となる物品と、それらを管理する物品台帳（以下「台帳」という。）を備えている。

そこで、男女共同参画センター3館で使用している本市貸与の物品と管理簿についてみたところ、次のような不備があった。

基本協定によると本市に帰属する物品は、指定管理期間終了後、本市又は次の指定管理者へ引き継がれるものであるため、適正に管理されたい。（財団法人横浜市男女共同参画推進協会及び市民局男女共同参画推進課）

ア 本市所有のグランドピアノ（700,000円）を廃棄したが、管理簿にその記載がなかった。（男女共同参画センター横浜）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

市民局男女共同参画推進課は、当該物品について平成23年2月に管理簿に廃棄の記載をした。

イ 指定管理料及び業務受託料で購入した物品2点（計 336,500円）は、指定管理基本協定や委託契約で横浜市の所有と定めているが、協会の台帳に記載されていた。（男女共同参画センター横浜）【改善済み】

横浜市の所有となるべきもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額	購入財源
平成18年 3月24日	モノクロレーザー プリンタ	1	円 147,500	円 147,500	指定 管理料
平成19年 11月9日	モノクロ複合機	1	189,000	189,000	業務 受託料
	合計	2		336,500	

【対象団体及び所属が行った改善内容】

平成23年2月に当該物品について、財団法人横浜市男女共同参画推進協会は物品台帳の記載を訂正し、市民局男女共同参画推進課は管理簿に記載した。

- ウ 管理簿と現物を照合したところ、備品整理票が貼付されていなかったため、監査日当日4点（計 111,900円）の現物確認ができなかった。（男女共同参画センター横浜北）【改善済み】

物品の現物確認ができなかったもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成18年 3月31日	テーブル	1	円 15,900	円 15,900
平成19年 3月20日	加湿器	3	32,000	96,000
合計		4		111,900

【対象所属が行った改善内容】

市民局男女共同参画推進課は、平成23年2月に現物を確認し備品整理票を貼付した。

- エ 管理簿と掲示板の現物を照合したところ、管理簿に記載されている数量より現物が6枚多かった。（男女共同参画センター横浜北）【改善済み】

物品管理簿の記載の数量より現物が多かったもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額	整理番号
平成18年 3月31日	掲示板	16	円 18,500	円 296,000	1895～1910
台帳記載内容 →					
現物の数量 →		22			
差		6			

【対象所属が行った改善内容】

市民局男女共同参画推進課は、平成23年2月に当該物品の数量を確認し、管理簿の訂正をした。

- オ 物品の購入状況と管理簿を照合したところ、指定管理料で購入したパソコンソフトが管理簿に記載されていなかった。（男女共同参画センター横浜南）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

市民局男女共同参画推進課は、平成23年2月に当該物品について管理簿に記載した。

(3) 固定資産の計上漏れ《団体に対するもの》

横浜みなとみらいスポーツパークは、市域におけるスポーツ振興を推進するため、サッカーを中心としたフィールド系スポーツの拠点となる施設であり、横浜市から財団法人横浜市体育協会が借り受けて運営している。

同施設の備品は、横浜市から借り受けているほかに、同協会が自己の財源で独自に購入している。

同協会が購入した備品の中には、同協会の経理規程で定めている固定資産の範囲（耐用年数1年以上で取得価格 20万円以上）に該当する備品が8点（計 4,097,424円）あったが、同協会は横浜市の所有になると誤認していたため固定資産に計上されておらず、減価償却をしていなかった。

については、固定資産の管理を適正に行われたい。（財団法人横浜市体育協会）【改善済み】

固定資産未計上備品一覧

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成19年 1月11日	ラインテープ台車	2	円 240,412	円 480,824
平成19年 1月11日	ラインテープ用支柱ラック	1	373,500	373,500
平成18年 7月22日	サッカー用ラインテープ	1	1,295,600	1,295,600
平成18年 7月22日	ラグビー用ラインテープ	1	499,500	499,500
平成18年 10月1日	現金納金機	1	903,000	903,000
平成21年 8月25日	ダイヤル式傘立	1	295,000	295,000
平成22年 1月25日	鍵付コートハンガー 15人用	1	250,000	250,000
合計		8		4,097,424

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市体育協会は、平成23年2月に当該備品8点を固定資産管理簿に記載した。

(4) 公の施設における備品管理の不備《団体及び所管局に対するもの》

公の施設である横浜市スポーツ医科学センターは、指定管理者である財団法人横浜市体育協会が管理・運営している。

同センターで使用している本市所有備品、基本協定により同協会が作成・保管している備品の受払記録をする備品台帳（以下「台帳」という。）及び備品の購入状況をみたところ、指定管理料で購入した備品7点（計 470,200円）が台帳に記載されていなかった。

また、台帳と現物確認では備品1点（945,000円）の記載漏れ、基本協定で示されている台帳の記載事項である、耐用年数、金額（単価）の記載漏れがあった。

これらについては、本市所有の物品管理簿においても同様の不備がある状況であった。

基本協定によると本市に帰属する備品は、指定管理期間終了後、本市又は次の指定管理者へ引き継がれるものであるため、適正に管理されたい。(財団法人横浜市体育協会及び健康福祉局保健事業課)

指定管理料で購入したが備品台帳に記載がなかったもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成22年 8月27日	ミニトランポリン	1	円 205,800	円 205,800
平成22年 8月24日	足関節、 筋・靭帯付6分解モデル	1	31,000	31,000
	ローテーターカフ付 肩関節モデル	1	27,000	27,000
	股関節、 筋付7分解モデル	1	37,000	37,000
	肘関節、 筋付8分解モデル	1	33,400	33,400
	膝関節、筋付モデル	2	68,000	136,000
合計		7		470,200

現物確認により備品台帳に記載がなかったもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成18年 3月17日	マルチ周波数体組成計	1	円 945,000	円 945,000

(5) 備品管理の不備<<団体に対するもの>>

財団法人横浜市体育協会経理規程では、「備品の受け払いについては、備品台帳を備え、備品の保管及び異動の状況を記録しなければならない」としている。

そこで、平成21年度中の備品購入状況と備品台帳（平成21年度末現在）を照合したところ、平成21年度中に購入した8点（計 735,600円）の備品が備品台帳に記載されていなかった。なお、8点の備品の現物については確認できている。

については、経理規程に基づいた備品管理を適正に行われたい。(財団法人横浜市体育協会)【改善済み】

平成21年度末において備品台帳に記載がなかったもの

購入年月日	品名	数量	単価	金額
平成21年 5月25日	プリンタ両面印刷 ユニット	1	円 77,800	円 77,800
平成21年 12月24日	パソコン	1	123,000	123,000
平成22年 3月10日	パソコン	1	86,000	86,000
平成22年 3月10日	プロジェクター	1	78,000	78,000
平成22年 2月4日	パソコン	4	92,700	370,800
合計		8		735,600

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市体育協会は、平成23年2月に当該備品8点を備品台帳に記載した。

(6) 不明確な物品の所有《団体及び所管局に対するもの》

都筑プール、保土ヶ谷プール及び栄プールの管理・運営は、財団法人横浜市福祉文化事業団、財団法人横浜市スポーツ振興事業団を経て、現在は財団法人横浜市体育協会が行っている。

プールで使用している物品は、財団法人横浜市体育協会が、以前の管理・運営団体だった財団法人横浜市スポーツ振興事業団から承継し、使用している。それらの物品の中には、市からの貸与物品を含めて所有が判然としないため、協会の経理規程で定めている固定資産の範囲（耐用年数1年以上で取得価格 20万円以上）に該当する物品があるが、固定資産には計上されていない状況である。

また、横浜市には物品管理簿が保管されておらず、所有について把握できない状況である。

については、プールで使用している物品の帰属を明確化し、適切に管理されたい。（財団法人横浜市体育協会及び市民局スポーツ振興課）

プールで使用している物品例

プール名	開設年	品名 (高価又は数の多いもの)	個数	金額	固定資産となる20万円以上の物品（参考）
都筑プール	昭和59年	コインロッカー	232	円 15,428,750	貴重品保管庫 など 6個 計 2,961,342円
		プール用車イス			
		プールフローアー			
		貴重品保管庫			
		コピーファクス複合機など			
保土ヶ谷プール	昭和55年	足つぼマット	237	16,287,835	足つぼマット など 6個 計 3,571,810円
		コースロープ			
		硬貨計算機			
		ベンチ			
		書庫など			
栄プール	昭和51年	プール清掃ロボット	244	14,829,260	貴重品保管庫 など 5個 計 2,360,000円
		プールカバーシート			
		監視台			
		監視カメラ			
		平机など			
合計			713	46,545,845	17個 8,893,152円

※ 合計金額 46,545,845円のうち最高価格の物品 足つぼマット 864,360円
最低価格の物品 キャビネット 14,000円

(7) 固定資産の管理<団体に対するもの>

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団所有の固定資産のうち5点（計 2,541,000 円）が、戸塚区舞岡の木原生物学研究所（公立大学法人横浜市立大学）施設内に保管されている。木原生物学研究所には同財団職員はおらず、同資産は実態として研究所職員が使用している現状である。

かつては、同財団の「共同研究事業」で木原生物学研究所とともに使用されていたものであるが、事業終了後は同財団にとって用途がなくなったため、現在では木原生物学研究所が日常の研究に使用している。ついては、固定資産の使用実態に即した管理が行えるよう、貸借関係を明確にするなど、適切な事務処理を行われたい。（財団法人木原記念横浜生命科学振興財団）

固定資産一覧

資産名	取得価額	償却累計額	期末帳簿価額
	円	円	円
恒温振動培養機	635,000	285,750	349,250
冷蔵庫ショーケース	206,000	153,880	52,120
人工気象機	650,000	365,625	284,375
人工気象機S	850,000	478,125	371,875
人工気象機照明装置	200,000	112,500	87,500
合計	2,541,000	1,395,880	1,145,120

(8) 利用料金督促及び催告業務等の確実な実施<団体に対するもの>

財団法人横浜市体育協会は、指定管理施設であるスポーツセンターの利用料金（キャンセル料）の未納が発生した場合、その督促及び催告業務を行うとともに、一定期間支払いのない対象者については、「市民利用施設予約システム」の利用停止申請を行っている。

横浜市保土ヶ谷スポーツセンターでは、未納を管理簿により管理しているが、この管理簿に対象者が記載されていない、又は対象者の記載はあっても処理結果の記載のないものがあった。その中には督促等や利用停止申請を行うに当たって定めた処理期限を過ぎても対応されていないものがあり、複数の職員がローテーションで業務を担当していることから、適切な管理を行い確実に業務を履行されたい。（財団法人横浜市体育協会）【改善済み】

未納管理簿記載状況（平成22年4月1日～11月30日分）

記載状況	件数
対象者記載なし	1
対象者への連絡・事務手続あり	1
対象者記載はあるが処理結果記載なし	6
対象者への連絡・事務手続が滞っていたもの	2
対象者への連絡・事務手続が遅れて処理されていたもの	3
支払済だったもの	1

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市体育協会は、横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの未納管理簿への記載漏れや対応が遅れていた案件について対応するとともに、平成23年2月に未納の管理に関する研修を行い業務の履行確認体制を整えた。

また、同協会が指定管理を行う各スポーツセンターに通知を行い、利用料金督促等の業務の確実な履行について周知を図った。

(9) 施設の管理運営に係る仕様書と実態の相違〈所管局に対するもの〉

財団法人横浜市男女共同参画推進協会が指定管理を行う男女共同参画センター横浜南において、所管局が作成した同協会に対する施設の管理運営の仕様書に記載された保守管理項目のうち、受水槽、高置水槽及び揚水ポンプの水道設備、パッケージエアコン、ファンコイルユニット及び空調換気扇の空調設備が存在していなかった。既に直結給水のための改修工事（平成19年度）により撤去された水道設備の状況が仕様書に反映されていないなど、指定管理者の行うべき業務が適切に定められていないため、所管局においては施設設備の状況を確認し、仕様書の作成を行うよう対応されたい。（市民局男女共同参画推進課）【改善済み】

仕様書（男女共同参画センター横浜南）の記載内容（抜粋）と設備状況等

保守管理業務				設備状況
設備種目	機器及び設備名称	メンテナンス内容	協定書回数	
空調設備	パッケージエアコン	定期点検	年2回	設置なし
	ファンコイルユニット	定期点検		設置なし
	空調換気扇	定期点検		設置なし
衛生設備	揚水、排水ポンプの機能点検	定期点検	年2回	揚水ポンプ設置なし ※平成19年度に給水設備改修工事実施 給水は全て本管直結となり受水槽・高置水槽・揚水ポンプを撤去
環境測定	水質検査	定期点検	年2回	受水槽設置なし
	給水管理（貯水槽）	定期点検	年1回	受水槽設置なし
環境維持管理業務				施設状況
項目	範囲		協定書回数	
日常清掃	研修室、会議室、和室、音楽室、生活工房、トレーニング室、相談室、子どもの部屋、交流ラウンジ、資料室、正面玄関ホール、階段、廊下、ロビー、昇降機、事務室、 <u>管理員室</u> 、給湯室、トイレ、建物周辺		日常	機械警備導入により、管理員室を職員休憩室に改修

※指定管理料の保守管理項目に係る経費については、改修工事後の実績額により算定しており、対象設備がない分は含まれていない。

【対象所属が行った改善内容】

市民局男女共同参画推進課は、男女共同参画センター横浜南の施設設備の状況を確認し、仕様書への反映を行い財団法人横浜市男女共同参画推進協会と平成23年3月に変更協定を締結した。

(10) 委託契約の履行確認・物品検収に係る検査規程等の整備《団体に対するもの》

財団法人横浜市男女共同参画推進協会においては、慣行により委託契約の履行確認及び物品検収は男女共同参画センター3館の各施設長が行うこととしているが、検査の手続を定めた規程等が整備されていなかった。ついては、複数施設の職員が一定の検査事務を行うためには手続を明確化する必要があることから、検査規程等を整備し内部けん制を図りたい。(財団法人横浜市男女共同参画推進協会) 【改善済み】

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市男女共同参画推進協会は、検査等に係る取扱要領を定め、平成23年3月から施行した。

(11) 年度協定書（事業計画書）の一部不履行《団体に対するもの》

財団法人横浜市体育協会が指定管理を行う横浜市西スポーツセンターにおいて、平成22年度協定書に基づく事業計画書では「実施体制・職員配置計画」としてサポートスタッフを1日6名（常時2名）としているが、ローテーションによる職員交替時などに1名配置となっている時間帯（1日当たり45分～1時間）があったため、事業計画書に基づく人員配置とされたい。(財団法人横浜市体育協会) 【改善済み】

<サポートスタッフシフト表（「横浜市スポーツ施設条例施行規則」に定める開館時間）>

		9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 (時)
平日 (月・土)	スタッフA	■											
	B					■							
	C												
	D												
	E												
	EF												
日・祝	A	■											
	B					■							
	C												
	D												
	E												
	F												

■部分が1人配置となっている時間帯

【対象団体が行った改善内容】

財団法人横浜市体育協会は、横浜市西スポーツセンターについて、平成23年3月から年度協定書（事業計画書）に基づく人員配置とした。

(12) 指定管理施設の運営にかかわる職員人件費への補助《所管局に対するもの》

財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業企画課は、協会自主事業である広報啓発、プログラム開発業務等のほかに、指定管理業務である男女共同参画センター3館の総合調整業務を所管している。

同協会の職員人件費に対する本市からの補助金充当状況についてみたところ、事業企画課職員の人件費に本市補助金が充当されているため（平成22年度 約2,092万円）、当該人件費を、指定管理料と利用料金によって運営すべき指定管理業務と、補助金等で運営する協会自主事業に係る業務とに合理的に区分すべきところ、「財団法人横浜市男女共同参画推進協会補助金交付要綱」及び同協会からの補助申請等に記載されていなかった。

当該規定を同要綱に定め、積算根拠を同協会に補助申請書及び精算報告書で明示させるなど、補助金審査手続を整備されたい。（市民局男女共同参画推進課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

市民局男女共同参画推進課は、平成23年3月に補助対象事業とそれ以外を合理的に区分するよう同要綱を改正した。

(13) 新横浜駐車場に対する不明確な根拠による補助《所管局に対するもの》

財団法人横浜市体育協会が運営する新横浜駐車場については「新横浜駐車場の管理運営に関する協定書」に基づき事業収支が黒字に転換するまでの間、本市が補助金を交付している。

当該補助金についてみたところ、平成21年度は単年度収支が黒字にもかかわらず、前年度以前の赤字について補填するため約171万円補助金を交付していた。同協会は過年度清算を行っているとしているが、当該協定書等明示された規定がなく、明確な積算根拠が存在しなかったため、適切に対応されたい。（市民局スポーツ振興課）【改善済み】

【対象所属が行った改善内容】

市民局スポーツ振興課は、新横浜駐車場について過年度収支の赤字分に係る補助金交付を行わないよう改めた。

意見**(1) 施設・設備の有効活用等について《団体及び所管局に対するもの》**

本市指定管理施設である横浜市スポーツ医科学センターでは、基本協定により「ライブラリー」が運営され、スポーツ医学に関する専門書誌や映像情報の閲覧が行われている。

蔵書としてスポーツ医学に関する専門書誌が約1,400冊、映像情報が約80点あるが、その中で、出版年が一番新しい専門雑誌は2001年のものとなっているなど、長期間にわたり、図書の新規購入を行っていない状況にある。

また、利用状況をみると平成22年4月から12月の入室者は延べ1,245人で、1日当たりでは6人という少ない利用にとどまっている。

については、アンケート等を通じた利用者ニーズの把握、専門雑誌の電子情報化の潮流など、社会情勢を踏まえた「ライブラリー」のあり方や有効活用について検討されたい。

ライブラリーの利用状況

項目	年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成22年 4月～12月
入室者数（人）		1,537	1,025	1,484	1,245
ライブラリーの 開館日数（日）		231	215	249	215
1日当たり 入室者数（人）		7	5	6	6

利用時間：10時～16時（12時～13時閉館）

ライブラリー休館日：日曜・祝祭日、施設点検日、12月29日～1月3日

運営方法：地域ボランティア（1日1人、交通費・昼食代相当額支給）

また、横浜市スポーツ医科学センターの更衣室等の出入口には、入退室を管理するセキュリティゲートが設置されているものの、使用していない状態であった。

については、開設当初セキュリティゲートを設置した目的を鑑み、セキュリティゲートの使用の可否を含めて、そのあり方について検討されたい。（財団法人横浜市体育協会及び健康福祉局保健事業課）

(2) 金利変動幅の大きい金融商品の購入《団体に対するもの》

財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の基本財産の運用状況についてみたところ、為替水準によって大幅に金利が変動する仕組み債を購入しており、償還時の元本割れの可能性は低いものの、直近の円高によって金利がゼロになる恐れがあるなど、適切な運用収益を安定的に確保できない状態となっていた。

公益法人の設立許可及び指導監督基準によれば、公益法人は基本財産の管理運用は常識的な運用益が得られる方法で行うこととされており、公益事業を着実に遂行するため安定的に運用収益を確保する必要がある。

一方で、仕組み債は信用リスクに問題がないものであっても、その商品設計によって金利変動幅が大きいため、今後とも仕組み債の購入を継続するならば、適切に時価評価するための金融専門家による審議会の設置など、仕組み債運用に係る資産管理体制の整備を検討する必要がある。（財団法人木原記念横浜生命科学振興財団）

(3) 横浜市スポーツ医科学センター条例の整備《所管局に対するもの》

横浜市スポーツ医科学センターでは、診療所を設け、内科・整形外科・リハビリテーション科の診療を行っている。

この診療報酬（患者負担分）について、横浜市スポーツ医科学センター条例では、「診療所において診療を受ける場合の利用料金は、次に掲げる額とする。」として、①健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、厚生労働大臣が定めた算定方法によ

る算定額と、②実費相当額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額のみ限定している。

労働災害等、①の対象外となる診療については、②の範囲として、現在、個別の法律等の定めに従い、報酬計算を行っているが、今後もそのような（①の対象外となる）診療を行っていくのであれば、個別に条例に明示していくことも必要と考える。（健康福祉局保健事業課）

